

伊豆大島火山避難計画 (改正案)

令和 2 年 10 月

伊豆大島火山防災協議会

目 次

1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	1
4 伊豆大島火山防災マニュアルの継承	2
5 用語例	3

【本編】

第1部 伊豆大島の概要	本- 1
第1章 基本情報	本- 1
1 自然条件・社会条件	本- 1
2 伊豆大島火山の概要	本- 2
3 伊豆大島火山の噴火履歴	本- 4
4 参考文献	本-22
第2章 想定される火山活動等	本-23
1 想定される火山活動	本-23
2 想定される噴火ケースと火山現象	本-23
3 噴火事象系統樹	本-24
4 火山ハザードマップ	本-25
5 噴火警戒レベル	本-26
6 参考文献	本-29
第2部 平常時からの備え	本-30
第1章 火山観測・監視	本-30
1 国等の火山観測・監視体制	本-30
2 住民等が異常を発見した際の通報	本-30
3 火山活動の状況等の共有	本-30
第2章 防災関連施設等	本-31
1 避難施設	本-31
2 防災行政無線施設	本-31
3 港・空港等	本-31
4 備蓄	本-31
第3章 防災関係機関等との連携	本-33
1 四者懇談会	本-33
2 伊豆大島火山防災協議会	本-33
第4章 火山防災知識等の普及啓発	本-34
1 住民への普及啓発	本-34
2 来島者への普及啓発	本-34
3 児童・生徒への普及啓発	本-34
第5章 避難促進施設における対応	本-34
第6章 避難訓練	本-34

第3部 避難計画	本-35
第1章 基本方針等	本-35
1 基本方針	本-35
2 噴火警戒レベルと避難対応の目安	本-36
第2章 火山活動が活発化した場合の対応	本-38
1 防災関係機関の活動態勢	本-38
2 共同検討体制	本-38
3 自衛隊への災害派遣要請	本-39
4 噴火警報・予報の伝達	本-41
5 情報連絡体制	本-41
第3章 立入規制	本-42
1 立入規制の実施	本-42
2 住民等への周知	本-43
3 立入者の把握	本-43
第4章 警戒区域	本-44
1 警戒区域の設定・解除	本-44
2 住民等への周知	本-44
第5章 避難情報	本-45
1 避難情報の発令	本-45
2 避難情報の伝達	本-47
第6章 避難対応	本-49
1 防災関係機関の準備	本-49
2 一般住民の島内避難	本-49
3 一般住民の島外避難	本-52
4 児童・生徒等の避難	本-54
5 避難行動要支援者の避難	本-55
6 来島者の避難	本-55
7 住民の自主避難	本-56
8 避難に際し住民のとるべき対応	本-56
第7章 避難に伴う対応措置	本-57
1 医療救護	本-57
2 行方不明者等の捜索・救助	本-57
3 ペットの同行避難	本-57
4 産業動物対策	本-57
5 残留機関の現地活動対策	本-57
第8章 避難生活	本-58
1 島内での避難生活	本-58
2 島外での避難生活	本-60

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項	マ- 1
第1章 マニュアル編の構成	マ- 1
第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ- 2
第3章 防災関係機関の体制	マ- 4
1 防災関係機関の活動態勢	マ- 4
2 情報連絡体制	マ- 4
3 共同検討体制	マ- 5
第4章 防災関係機関の対応	マ- 6
1 噴火警報・予報の伝達	マ- 6
2 立入規制の実施	マ- 6
3 避難情報の発令	マ- 7
4 自衛隊への災害派遣要請	マ- 9
第2部 噴火警戒レベル別マニュアル	マ-11
第1章 噴火警戒レベル1（山頂噴火）	マ-11
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-11
2 各機関の活動態勢	マ-11
3 各機関の対応	マ-12
第2章 噴火警戒レベル2（山頂噴火）	マ-18
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-18
2 各機関の活動態勢	マ-18
3 各機関の対応	マ-19
第3章 噴火警戒レベル3（山頂噴火）	マ-26
<①カルデラの中だけに重大な影響>	マ-26
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-26
2 各機関の活動態勢	マ-26
3 各機関の対応	マ-27
<②カルデラの外まで重大な影響>	マ-33
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-33
2 各機関の活動態勢	マ-33
3 各機関の対応	マ-34
第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）	マ-45
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-45
2 各機関の活動態勢	マ-45
3 各機関の対応	マ-46
第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）	マ-55
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-55
2 各機関の活動態勢	マ-55
3 各機関の対応	マ-56
第6章 島外関係機関の対応（島外避難）	マ-86
1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）	マ-86
2 一般住民（噴火警戒レベル5）	マ-85

【附属資料】

資料第1 火山観測体制	附- 1
資料第2 島内の防災関連施設等	附- 2
1 避難場所	附- 2
2 避難所	附- 3
3 退避壕・退避舎	附- 4
4 港・空港等	附- 4
資料第3 東京港係留施設	附- 8
資料第4 移送手段	附- 9
1 バス（大島旅客自動車）	附- 9
2 船舶	附-10
3 航空機	附-13
資料第5 関係機関連絡先	附-17
1 官公署	附-17
2 医療機関	附-17
3 学校等	附-17
4 社会福祉施設	附-18
5 その他	附-18
資料第6 立入規制箇所・表示板設置予定箇所	附-19
1 立入規制箇所	附-19
2 表示板設置予定箇所	附-21
資料第7 広報文例・表示板等例	附-23
1 広報文例	附-23
2 表示板・規制看板例	附-28
資料第8 火山防災に関する情報	附-33
1 気象庁が発表する情報	附-33
2 国土交通省が発表する情報	附-38
3 市町村等が発表する情報	附-38
資料第9 火山用語	附-39

本計画中の地図は、国土地理院発行の地形図を使用しています。

1 計画の目的

伊豆大島では、居住地域が活火山の山麓に位置しており、噴火に伴う噴石や溶岩流などの火山現象による影響が噴火開始からごく短時間で居住地域に及ぶが、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでのリードタイムを見積もることは難しい。

また、状況によっては船舶等を利用して島外避難が必要となることも想定されるため、噴火の兆候の認知後、速やかに避難準備に取り掛かり、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

本計画は、以上のことと踏まえ、伊豆大島の火山活動が活発化した場合において、関係機関が協力して住民および来島者の安全を確保し、円滑に避難できるようにすることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、伊豆大島の地域の状況や特性に合った具体的で実践的な避難計画を目指し、伊豆大島火山防災協議会の構成機関が協議の上、策定するものである。

なお、本計画は、避難に関する基本的な事項について防災関係機関の役割等を示したものであり、噴火時等には、火山活動の状況等に応じて臨機かつ柔軟な対応が必要である。

また、本計画について新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることとする。

3 計画の構成

本計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

表 伊豆大島火山避難計画の構成

構成	主な内容
本編	<ul style="list-style-type: none">○ 伊豆大島の基本情報、想定される火山活動など○ 防災関係機関による平常時からの備え○ 火山活動が活発化した場合の避難対応に関する基本方針や防災関係機関の役割など
マニュアル編	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベル1における火山現象の発生、または噴火警戒レベル2以上の発表から避難対応までの防災関係機関の役割等について、本編の内容を次の観点により整理、補足したもの<ul style="list-style-type: none">・噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに示す。・突発的に噴火が発生する場合や噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられない場合でも対応できるように示す。・時系列で示す。・図表等を用いて分かりやすく示す。・防災関係機関の連携および認識の共有に必要な情報を示す。・避難対応における留意事項等の活動に必要な情報を示す。

4 伊豆大島火山防災マニュアルの継承

伊豆大島については、町、支庁、警察署、火山防災連絡事務所の実務者で構成される大島町四者懇談会実務者会議において、火山防災対策の協議を行い、噴火時等における防災対応の連携を目的とした「伊豆大島火山防災マニュアル」を、平成21年度に作成（平成23年度に修正）している。

当該マニュアルは、噴火警戒レベルごとに、想定される火山現象・影響範囲、4機関の防災態勢・防災対応を、住民、災害時要援護者、観光客の区分ごとに整理したものであり、本計画が策定されるまでの間、避難計画として位置付けられていた。

本計画は、当該マニュアルを基に、より具体的で実践的な避難計画となるよう、火山専門家による助言を受けつつ、噴火ケースの細分化、気象庁による噴火警戒レベル判定基準の精査内容の反映などを行ったほか、社会環境の変化や4機関以外の関係機関も加えた共同検討の結果を踏まえ、項目の追加や内容の修正などを行い、作成したものである。

5 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	伊豆大島内の地域をいう。
島外	伊豆大島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
町	大島町
都	東京都
支庁	東京都大島支庁（東京都教育庁大島出張所、東京都島しょ保健所大島出張所を含む。）
警察署	大島警察署
消防本部	大島町消防本部
消防団	大島町消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
火山防災連絡事務所	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター伊豆大島火山防災連絡事務所
海上保安本部	第三管区海上保安本部
観光協会	一般社団法人伊豆大島観光協会
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
大島旅客自動車	大島旅客自動車株式会社
N T T 東日本	東日本電信電話株式会社
N T T 伊豆大島サービスセンタ	株式会社N T T 東日本一南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ
N T T 西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力大島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社島嶼業務センタ一大島事務所

【本編】

第1部 伊豆大島の概要

第1章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

伊豆大島は、東京の南方海上約110kmに位置する東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.76km²の伊豆諸島最大の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち最も北に位置する島である。島の中央には三原山（標高758m）がそびえ、南西部と北部から東部にかけては高さ最大350m（東部）に達する海食崖が発達しているが、西部は勾配の緩やかな平地である。

気候は、黒潮の影響を受け、気温の年較差・日較差が小さい温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約16°Cであり、年平均降水量は約2,800mmと多雨である。風向は北東・西・南西が卓越して全体の9割を占め、風速10m/s以上の強風日数は年間の3分の1に達する。台風は、年平均で2～3個が接近する。寒候期の季節風、春と秋の発達した低気圧、夏から秋にかけての台風の影響により、強風・高波となることが多い。

(2) 社会条件

町の人口は7,521人、世帯数は4,560世帯であり、海岸に沿って7つの集落（元町、北の山、岡田、泉津、野増、差木地、波浮港）が形成されている（令和2年3月現在）。

島内を一周する道路は、大島一周道路（都道208号大島循環線および都道207号大島公園線の一部）が唯一であり、公共交通手段として、大島旅客自動車が路線バスを運行している。

本土との交通には、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船および高速ジェット船で、熱海と高速ジェット船で結ばれている。空路は、調布飛行場と飛行機で、利島および三宅島とヘリコプターで結ばれている。

来島者は年間約22万人であり、宿泊施設（ホテル、旅館、ペンション、民宿）は62か所（総収容者数2,231人）である（平成29年1月1日現在）。

2 伊豆大島火山の概要

伊豆大島火山は、主に玄武岩から成る成層火山で、緩傾斜の主成層火山体と、北北西—南東方向の割れ目噴火により形成された多数の側火山から成る。頂上部には直径3~4.5kmのカルデラがあり、西半分はカルデラ壁が明瞭であるが、東半分は後の噴出物に埋められてはつきりしない。カルデラ内南部には直径約800mの山頂火口をもつ中央火口丘三原山があり、さらにその中央には直径約300mの豊坑状火孔がある。

数万年前から活動を始め、約1700年前には山頂部で大規模な水蒸気噴火が発生し、陥没してカルデラを形成した。約1500年前にも大規模な噴火が起こり、山頂部に相接して複数のカルデラが生じたと考えられている。その後の噴火による溶岩は、カルデラ底を埋積しながら北東方向に流下し、海岸に達した。

カルデラ形成後、1回の噴出量が数億トンの大規模噴火が10回発生し、最後の大規模噴火は1777年の噴火であった。噴出量数千万トン程度の中規模噴火は、近年では1912年、1950年、1986年に発生しており、間隔は36~38年である。また、それらの間に20回以上の小規模噴火があつた。大規模噴火の時には、初期にスコリア放出・溶岩流出、その後に火山灰の放出が長期間（10年程度）続いたと考えられている。中規模噴火はスコリア放出・溶岩流出、小規模噴火は噴石・火山灰を放出する。ストロンボリ式噴火が特徴であるが、マグマ水蒸気噴火も起きている。

1552~1974年の噴火は三原山火口か、その周辺のカルデラ底で発生したが、1986年噴火は三原山火口内（A火口）と割れ目火口（カルデラ底：B火口、カルデラ縁外側の北西山腹斜面：C火口）で起こった。噴火前兆あるいは活動と関係する地殻変動、地震・微動、地磁気、比抵抗、重力などの変化が観測されている。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE m^3 、40万DRE m^3 とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

（参考：日本活火山総覧（第4版）伊豆大島、p909、気象庁（2013））



図 伊豆大島の地形図(気象庁, 2013)

3 伊豆大島火山の噴火履歴

伊豆大島火山の形成史、有史以降の火山活動、累積噴出物量、火口分布、火山地質図、災害実績、避難実績を以下に示す。

(1) 形成史

伊豆大島火山の活動は、現在のカルデラ地形形成以前の先カルデラ火山の形成と、カルデラ形成・後カルデラ火山の形成の2つに区分できる。

ア 先カルデラ火山

先カルデラ火山の活動は、古期山体の形成と新期山体の形成に細分される。古期山体の形成は、約3～4万年前に海底噴火活動で始まった。この活動は、粗粒な火碎物を主とし、少量の玄武岩溶岩流、降下火碎物を伴う。新期山体の形成は約2万年前から始まり、降下スコリア堆積物、溶岩流からなり、古期山体の上を覆って厚く堆積している。

イ カルデラ形成・後カルデラ火山

現在見られるカルデラは、約1700～1500年前に起こった山頂部での爆発的噴火により最終的な地形が作られた。カルデラ形成・後カルデラ火山では、噴出量が数億トンの大規模噴火が10回起きている。噴出量は、19世紀以降の中・小規模噴火より一桁大きい。

(参考：伊豆大島火山地質図、p3、川辺(1998))

なお、伊豆大島火山ではカルデラ形成・後カルデラ火山の活動期の火山噴出物において、層ごとに名称が設けられている。参考として、各層の名称と年代を次表に示す。

表 層名称一覧表

層名称	噴火年代
S2	3～4世紀
S1	4～5世紀
N4	5～8世紀
N3	838年?
N2	10～11世紀
N1	11～12世紀または1112年?
Y6	12世紀
Y5	1338年?
Y4	1421年
Y3	1552年
Y2	1684～1690年
Y1	1777～1792年

(参考：新たに得られた伊豆大島火山新規大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代、川辺(2012)、日本活火山総覧(第4版)伊豆大島、p915～923、気象庁(2013))

伊豆大島火山

カルデラ形成・後カルデラ火山 (新期大島層群)
Syn-and post-caldera volcano (Younger Oshima Group)

側火山 Flank volcanoes

北西部	南東部	東部
-----	-----	----

1986	B,C火口列	
1950-51		
1912-14		
1876-77		
Y1		
Y2		
Y3		
Y4	大穴・小穴 岳ノ平・イマサキ	
Y5	元町東	
Y6		
N1	松ノ窓北	
N2	—流紋岩質火山灰(838年神津島または886年新島?)	
N3	二子山西・波浮港	
N4	元町東	赤ダレ・松の窓
S1		
S2	元町東・湯場	二子山西・ネジの鼻・裏砂漬東

先カルデラ火山新期山体 Younger Edifice of Pre-caldera volcano

O1 1719 ± 90y.B.P.(*)			
O2 1830 ± 60y.B.P.	大島高校東		與山362.8m丘
O3 3430 ± 100y.B.P.(*)	愛宕山 三峰	サド山西	峰ノ尻II
	赤禿	シクボII	峰ノ尻I
	地ノ岡	シクボI	
O15 2420 ± 150y.B.P.(*)	トウハチボラ	サド山	
O21 5520 ± 370y.B.P.(*)	御神火茶屋北II	サド山東	
O35 5490 ± 220y.B.P.(*)			
—アカホヤ(K-Ah)火山灰			
O40 6330 ± 85y.B.P.(*)	6100 ± 70y.B.P.		
O41 7780 ± 160y.B.P.(*)	爆発角礫岩 (Explosion breccia)		
O50 9720 ± 170y.B.P.(*)	御神火茶屋北I		
O53 10950 ± 320y.B.P.(*)			
O61 9480 ± 260y.B.P.	10100 ± 210y.B.P.(*)		
O64 13740 ± 390	13060 ± 130y.B.P.(*)		
O95			

先カルデラ火山古期山体 Older Edifice of Pre-caldera volcano

21230 ± 720y.B.P. 39000 ± 5500y.B.P.(*)

岡田火山
Okata volcano

行者窟火山
Gyojanoiwaya volcano

筆島火山
Fudeshima volcano

第三紀基盤岩類 (湯ヶ島層群相当層?)
Neogene basement rocks (Yugashima Group?)

図 伊豆大島の層序関係図(川辺, 1998)

(2) 有史以降の火山活動

伊豆大島火山の有史以降の火山活動について、噴火年代、噴火規模、噴火様式、噴火場所、活動経過・発生現象を整理し、次表に示す。

表 伊豆大島火山の有史以降の火山活動

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
680年	—	噴火?		日本書紀：京都で東から鳴響。 大島噴火?
684年	—	噴火?		日本書紀：京都で東から鳴響。 大島噴火?伊豆嶋の西北二面が自然増益。「伊豆嶋」は大島か?
5～8世紀	中規模 (0.008 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂北側割れ目火口列	火碎物落下(N4.2)
8世紀	大規模 (0.08 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下(N4.0)
9世紀	中規模 (0.006 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂南側?カルデラ内割れ目火口列	火碎物落下(N3.2)
838年?	中規模 (0.02 DREkm ³)	マグマ噴火 マグマ水蒸気噴火	山頂火口 波浮港マール スリバチ火口	火碎物落下(N3.0)
10～11世紀	大規模 (0.06 DREkm ³)	マグマ噴火 水蒸気噴火	山頂火口	火碎物落下(N2.0)
11世紀 ～12世紀 または 1112年?	大規模 (0.25 DREkm ³)	マグマ噴火 水蒸気噴火	山頂火口 南南東山腹	火碎物落下、溶岩流(N1.0) 詳細な年代は未確定
12世紀	大規模 (0.04 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下(Y6.0)
13世紀	小規模 (0.0003 DREkm ³)	マグマ噴火		火碎物落下(Y5.6)
14世紀	中規模 (0.011 DREkm ³)	マグマ噴火	北西側割れ目火口列	火碎物落下、溶岩流(Y5.2)
1338年?	中規模 (0.03 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下(Y5.0)
15世紀	中規模 (0.0008 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下(Y4.2)
1421年	大規模 (0.23 DREkm ³)	マグマ噴火 マグマ水蒸気噴火	山頂火口 南側割れ目火口列	火碎物落下、溶岩流(Y4.0)
1442～ 1443年	—	噴火		
15世紀	中規模 (0.003 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下(Y3.8)

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
1552年	大規模 (0.16 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下、溶岩流(Y3)
1600年 または 1601年	—	噴火		伊豆七島明細記：大島で「山焼」
1612年 または 1613年	—	噴火		伊豆七島明細記：大島で「山焼」
1623年	—	噴火		「熱海名代々手控」に記載あり。
1634年	—	噴火		「熱海名代々手控」に記載あり。
1636年 または 1637年	—	噴火		
1637～ 1638年	—	噴火		伊豆七島明細記、合津旧事雜考： 1637年8月26日～1638年4月。 山焼、自焼
1684～ 1690年	大規模 (0.12 DREkm ³)	マグマ噴火 水蒸気噴火	山頂火口	火碎物降下(Y2)、溶岩流。溶岩を北東海岸にまで流出。 地震多発による家屋倒壊
1695年	—	噴火		4月14日～
1777～ 1792年	大規模 (0.2 DREkm ³)	マグマ噴火 水蒸気噴火	山頂火口 山頂北側斜面 山頂南東側斜面	安永(Y1)噴火。多量の溶岩を出し、先端は海中に達した。三原山山頂火口から噴火が始まり爆発音、地震を伴ってスコリアが全島に降下。翌月、翌々月にかけて少量の溶岩流出あり。 その後も溶岩を出し、南西方に流れたものは野増・差木地間の赤沢でとまり、北東方への溶岩流出はカルデラ床を埋め、さらに外輪山から東に流下して海に達した。 その後幾度かの降灰の後、活動終了
1803年	—	噴火?		火碎物降下、降灰
1821年	中規模 (0.008 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下
1822～ 1824年	中規模 (0.008 DREkm ³)	噴火		火碎物降下。降灰砂、農作物に被害
1846年	—	噴火		火碎物降下、降灰
1870年	—	噴火		火碎物降下、降灰
1876～ 1877年	中規模 (0.0008 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下。噴石丘(Naumann丘)を生成

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
1887～1909年	—	噴火		縦穴状火孔が生じた後、火口底に凹部が生じ赤熱溶岩が露出。その後火口壁の陥落により火口は拡大し直径160mに達した。1909年まで火口陥没と小規模な噴火活動が続いた。
1912～1914年	中規模 (0.031 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口（中村山、大森山）	火碎物落下、溶岩流。中央火口で溶岩流出後、中央火口は溶岩と噴石で埋められた。その後割れ目火口を形成。多数の噴出口から出した溶岩が火口底を覆い、また噴石丘（中村山）が成長した後、一旦活動休止。その後火口底に約10個の噴出孔が開口、爆発音を発し、周囲に小噴石丘形成。この活動で、火口の南東半分が陥落。火口南西部の噴出孔から多量の溶岩流出、噴石丘生成（大森山）。溶岩が7月の陥没部を埋め、大森山が成長。中村山は噴石丘と溶岩層の下に埋没、頂部を残すのみとなる。一時活動休止した後再び火口底の陥落が始まり大森山も崩壊して半分が欠けた。活動再開。4個の噴石丘生成。火口底には溶岩池。噴出物によりNaumann丘、中村山、大森山は埋没
1915年	—	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下
1919年	—	噴火	山頂火口	火碎物落下。ときどき噴火し噴石丘の生成崩壊
1922～1923年	中規模 (0.0062 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下、溶岩流出
1933～1934年	—	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下、小溶岩流出
1935年	—	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下、溶岩噴出
1938年	小規模 (0.00004 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	地震群発、溶岩噴出
1939年	—	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下、多量の噴煙、噴石、鳴動、火映。火口底に溶岩池、地震群発
1940年	—	マグマ噴火	山頂火口	火碎物落下、地震群発、黒煙多量、火山弾、火山礫、降灰のため農作物に被害

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
1950～1951年	中規模 (0.024 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下、溶岩流。 旧火口から噴火。赤熱噴石、火口底で溶岩噴出。噴石丘形成、溶岩は火口底を埋め、9月13日には火口縁北西部からカルデラ床に流出。島内各地で、この間にカルデラ内で最大30'に及ぶ伏角減少を確認。 その後地震群発の後に噴火再開、溶岩流出後、火口縁から溢出し先端はカルデラ壁に達した。火口底に溶岩湖出現。 その後噴火を繰り返し、火口底には直径300m、深さ30mの陥没口生成。旧来の中央火口が再現され、噴石丘も北半分は崩壊
1953～1954年	小規模 (0.00025 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下、噴石、溶岩流。 1951年生成の噴石丘北側中腹等で噴火、噴石活動。 11月9日は10月噴火火口の東30mで噴石活動、溶岩流出。 12月1日から翌年2月にかけしばしば噴火、噴石活動、溶岩流出、新火口生成。約4'の地磁気偏角の西偏を観測
1955～1956年	—	水蒸気噴火	山頂火口	火碎物降下、噴煙多量、噴石活動、新火口生成
1956年	—	噴火		地震群発、噴煙多量
1957～1958年	小規模	マグマ噴火	山頂火口	地震群発の後噴火、小爆発が続き、新火口生成、この時の爆発で火口付近の観光客のうち死者1名、重軽傷者53名。 その後にも小噴火発生。降灰、火山弾
1959年	—	噴火	山頂火口	
1959～1960年	—	噴火	山頂火口	火碎物降下、ときどき小噴火
1962～1963年	—	噴火	山頂火口	火碎物降下、ときどき噴煙活動、鳴動、空振、降灰など
1963～1965年	—	マグマ水蒸気噴火?	山頂火口	火碎物降下。ときどき小噴火。 近海に地震群発
1965～1966年	—	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下。降灰、ときどき小噴火。ときどき鳴動
1967～1968年	—	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下。たまに鳴動、小噴火

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
1969年	—	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下。その後断続的に小噴火。火山灰、火山毛、空振
1970年	—	噴火	山頂火口	火碎物降下、降灰、鳴動、火映、空振
1974年	ごく小規模 (0. 000001DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下、小噴火、火口底上昇とストロンボリ式噴火
1986年	中規模 (0. 029 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口 B火口列（山頂北西側） C火口列（北北西山腹）	火碎物降下、溶岩流。地震群発の後微動開始、南側火口壁で噴気開始。その後南側火口壁より噴火始まる（A火口）。溶岩噴泉、溶岩湖、溶岩流。11月19日溶岩が火口から溢れ、カルデラ床に流下。地震活動開始の後カルデラ床で割れ目噴火開始（B火口）。溶岩噴泉・溶岩流。外輪山外側でも割れ目噴火（C火口）。全島民1万人島外へ避難（約1か月）
1987～1988年	小規模 (0. 00002 DREkm ³)	マグマ噴火	山頂火口	火碎物降下。 年間を通して微動と東部で地震群発、山頂地震が増加した後、噴火。中央火口約30m陥没。11月18日噴火、陥没により直径約350～400m、深さ約150mの中央火孔再現。 火山ガスにより間伏方面の農作物に影響
1990年	—	水蒸気噴火	山頂火口	火碎物降下。 微動、地震増加後に小噴火、島内の西部～北東部にかけて弱い降灰、火口底に直径約100mの陥没孔形成。噴火後も地震が多発

（参考：日本活火山総覧(第4版)伊豆大島, p916－923, 気象庁(2013)）

(3) 累積噴出物量

年代と噴出物量が明らかとなっている噴火について、横軸に噴火年代、縦軸に噴出物量の積算値をとり、噴出物量階段図を作成することができる。噴出物量階段図は、その規則性を読み取ることで、火山活動の噴出時期や噴出量の傾向、将来の噴火時期や噴出量を予測するのに用いられる。

伊豆大島火山における活動期ごとのテフラ体積から見たマグマ噴出率をまとめると、S期からN期のマグマ噴出率は $0.72 \text{ km}^3 (\text{DRE}) / 1000 \text{y}$ 、Y期は $0.32 \text{ km}^3 (\text{DRE}) / 1000 \text{y}$ となる。S期からN期の噴出率はY期の約2倍となり、カルデラ形成直後は噴出率が高くなっている。

(参考：新たに得られた伊豆大島火山新期大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代，
p288, 川辺(2012))

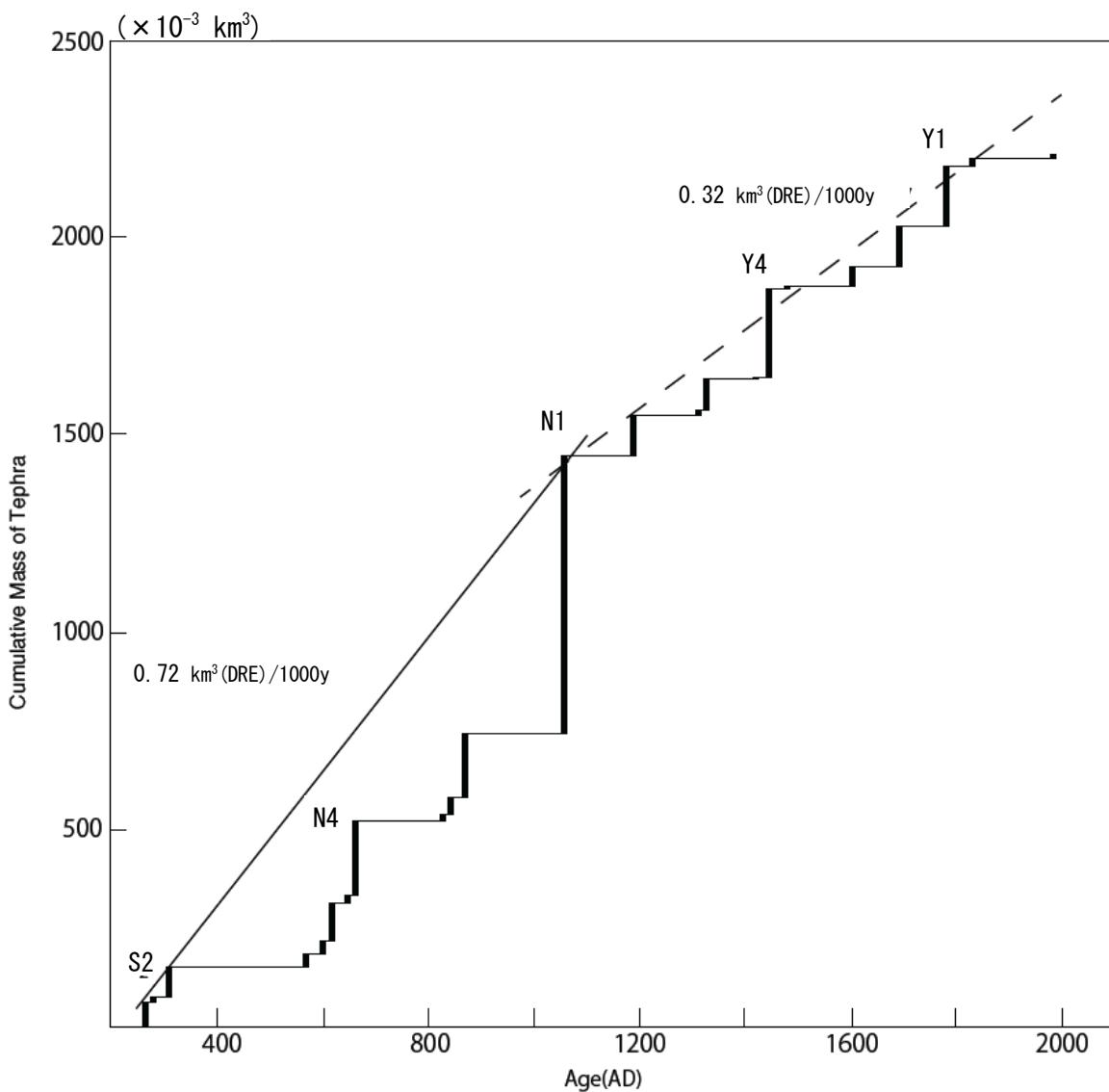


図 噴出物量階段図(川辺, 2012を改変)

(4) 火口分布

伊豆大島火山の火口分布は、カルデラを中心とした山頂火口と、北北西－南南東方向に配列する側火山および割れ目火口により特徴付けられる。活動の中心は、先カルデラ火山活動期では島北西部から南東部に広く渡り、カルデラ形成・後カルデラ火山活動期ではカルデラ周辺および島南東部へと変遷している。

また、北西側および南東側に、それぞれ海岸線から10km以上離れた海底まで側火山が分布している。南東側は水深400mより浅い領域に大型の海底火砕丘を作っているのに対し、北西側は400mより深く大型の火砕丘は少ない。

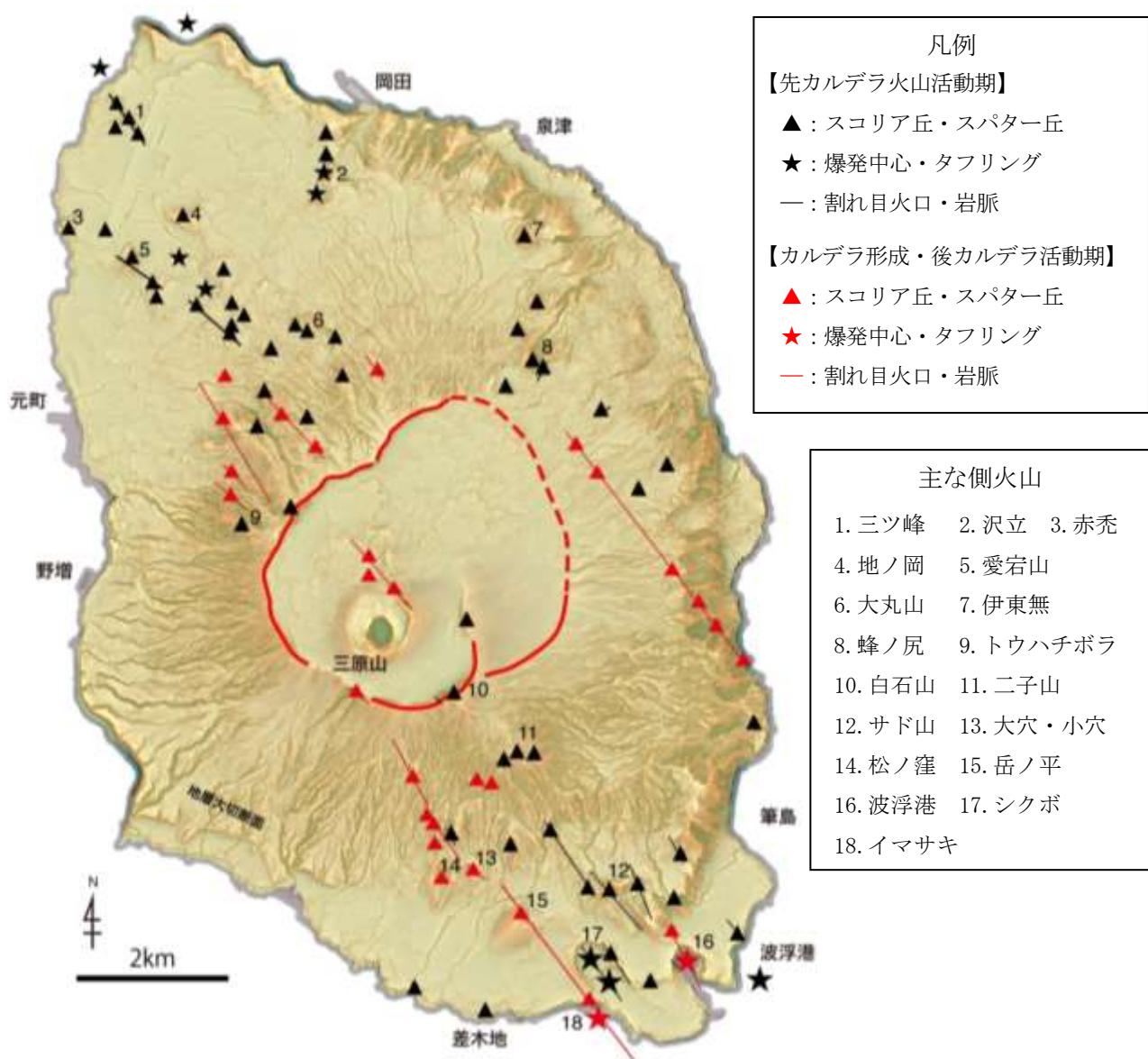


図 伊豆大島火山の火口分布図
(川辺(1998)を元に最新データを使って改変)

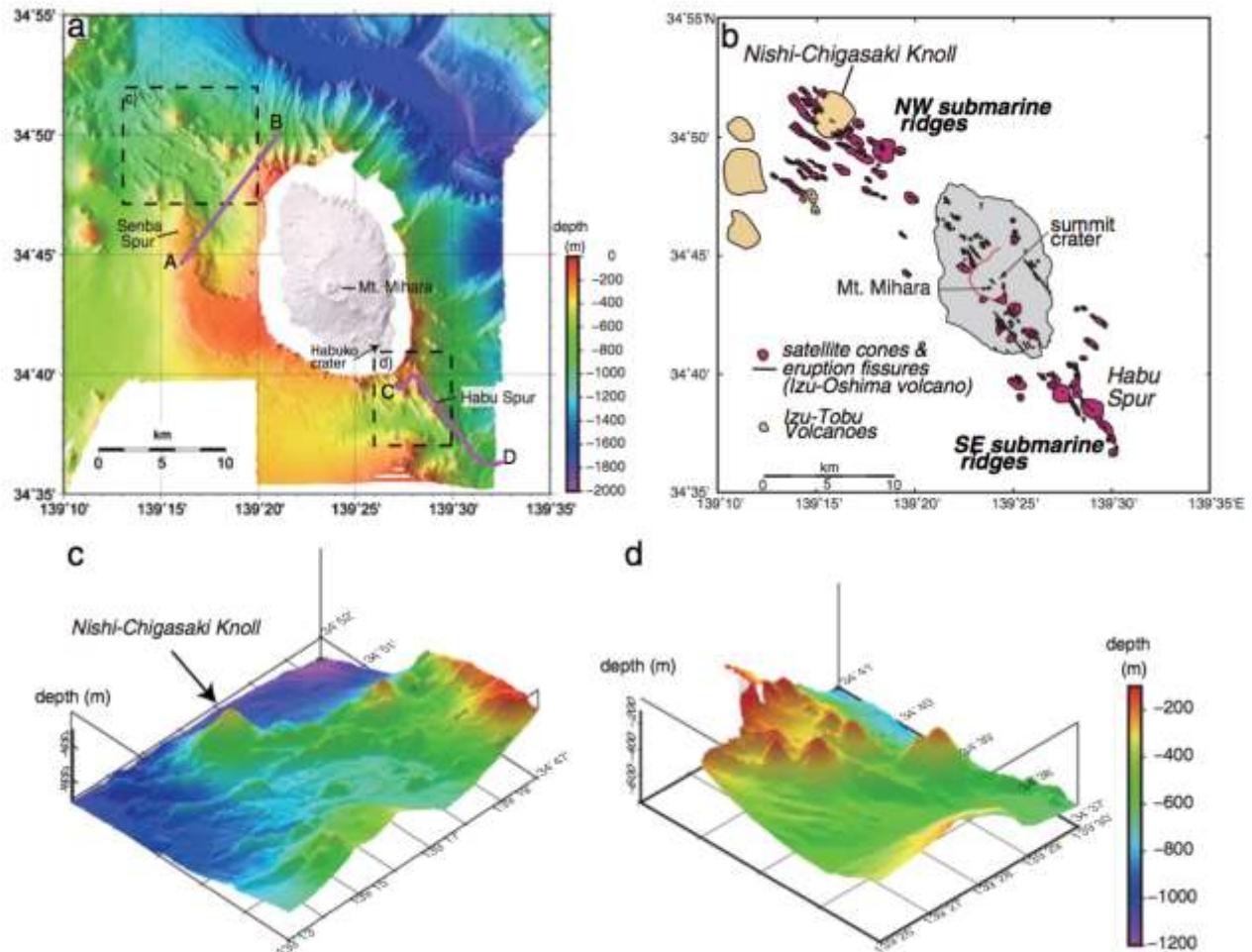


図 伊豆大島周辺の海底側火山分布(Ishizuka et al, 2014)

(5) 火山地質図

火山地質図とは、過去の噴火活動で形成された地層の分布等を示した地図であり、火山噴出物分布や噴火規模等の火山活動を想定するための基礎資料となる。

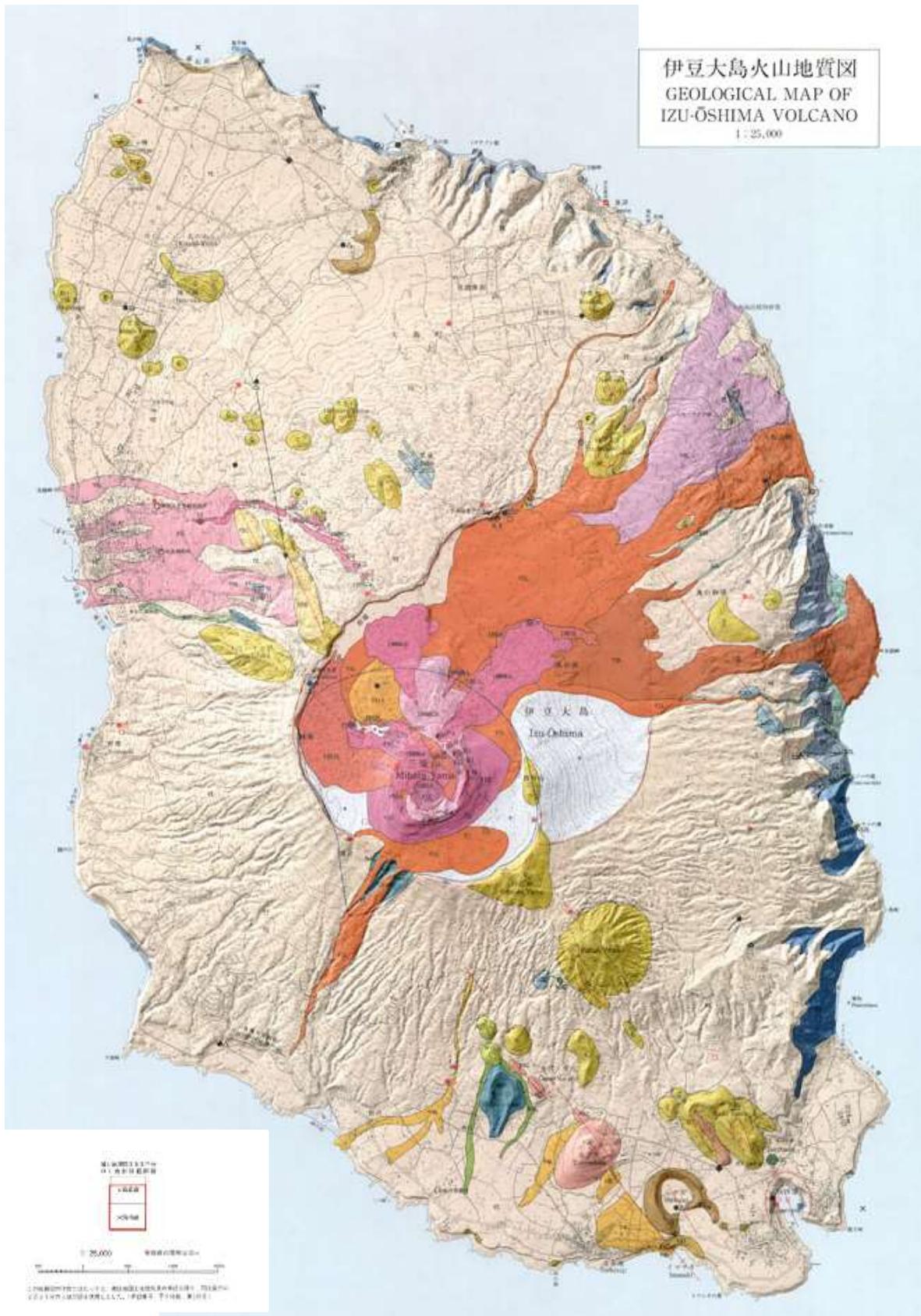


図 伊豆大島火山地質図(川辺, 1998)

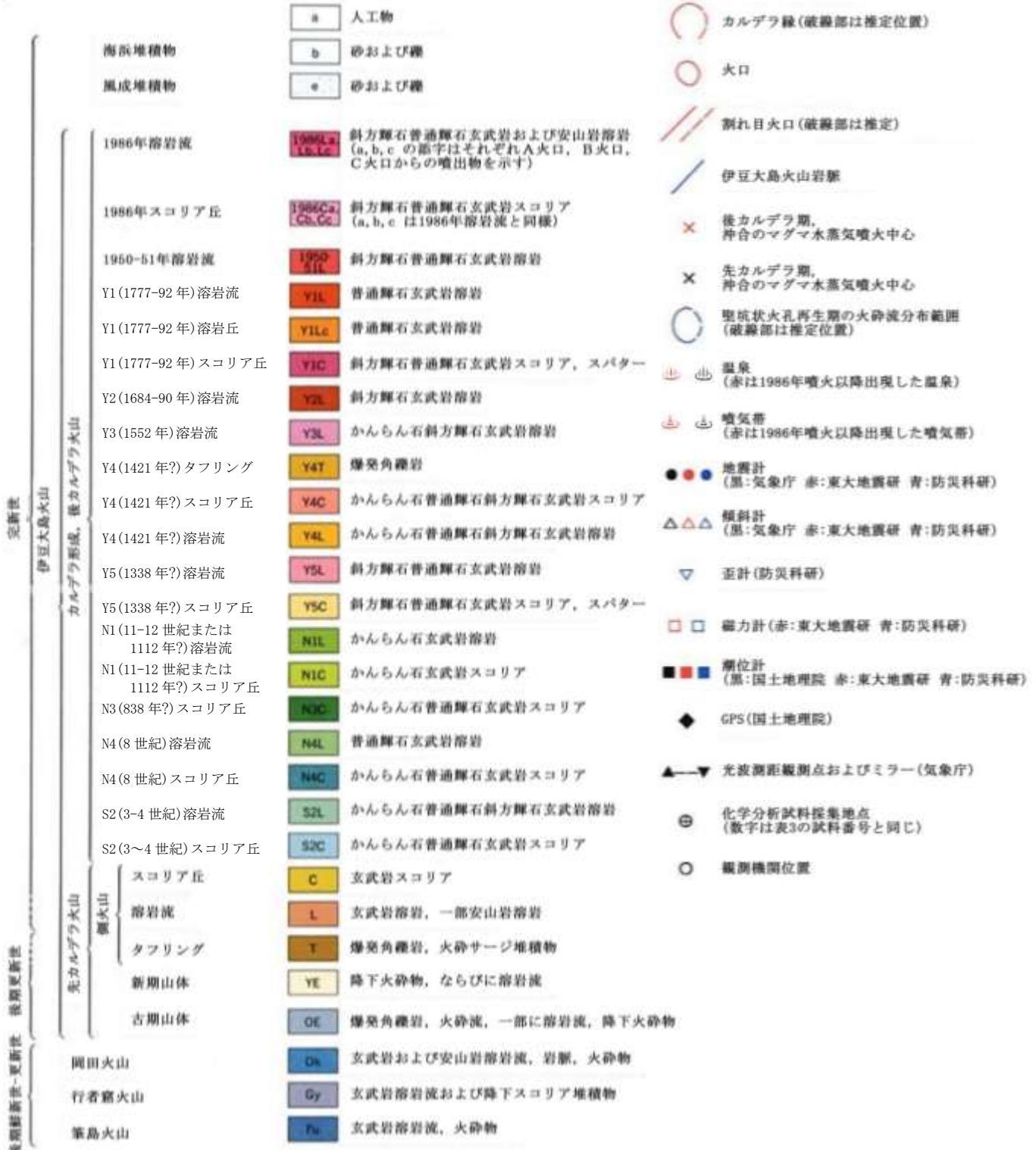


図 伊豆大島火山地質図凡例(川辺, 1998を修正)

(6) 災害実績

伊豆大島火山の有史以降の噴火について、噴火場所および災害要因としての火山現象を整理し、次表に示す。また、4回の噴火（3～4世紀噴火（S2噴火）、1777年噴火（安永噴火）、1950年噴火、1986年噴火）について、その災害実績図を示す。

表 伊豆大島火山の有史以降の噴火における噴火場所と火山現象

年代（西暦）	開始月	降下火砕物 降灰・軽石	溶岩流	火砕流
5～8世紀		●		
8世紀		●		
9世紀		●		
838年?	8月頃?	●▲		
10～11世紀		●		
11世紀～12世紀または1112年?		●▲	●▲	
12世紀		●		
13世紀		噴火場所不明		
14世紀		▲	▲	
1338年?	9月	●		
15世紀		●		
1421年?	5月	●▲	●▲	
15世紀		●		
1552年	10月	●	●	
1684～90年	2月	●	●	
1777～92年	8月	●	●	
1803年		噴火場所不明		
1821年		●		
1822～24年		噴火場所不明		
1846年		噴火場所不明		
1870年		噴火場所不明		
1876～77年	12月	●		
1887～1909年		火口陥没		
1912～14年	2月	●	●	
1915年	10月	●		
1919年	5月	●		
1922～23年	12月	●	●	
1933～34年	10月	●	●	
1935年	4月	●	●	
1938年	8月		●	
1939年	1月	●		
1940年	8月	●		
1950～51年	7月	●	●	
1953～54年	10月	●	●	
1955～56年	12月	●		
1957～58年	8月	●		
1959～60年	10月	●		
1962～63年	8月	●		
1963～65年	7月	●		
1965～66年	11月	●		
1967～68年	7月	●		
1969年	1月	●		
1970年	1月	●		
1974年	2月	●		
1986年	11月	●▲	●▲	
1987～88年	11月	●		
1990年	10月	●		

噴火場所：●山頂 ▲山腹

※「(2) 有史以降の火山活動」で示した表において、噴火場所および現象に関する記載がない噴火、同年に発生している噴火については省略している。

(参考：日本活火山総覧(第4版)伊豆大島, p916-923, 気象庁(2013))

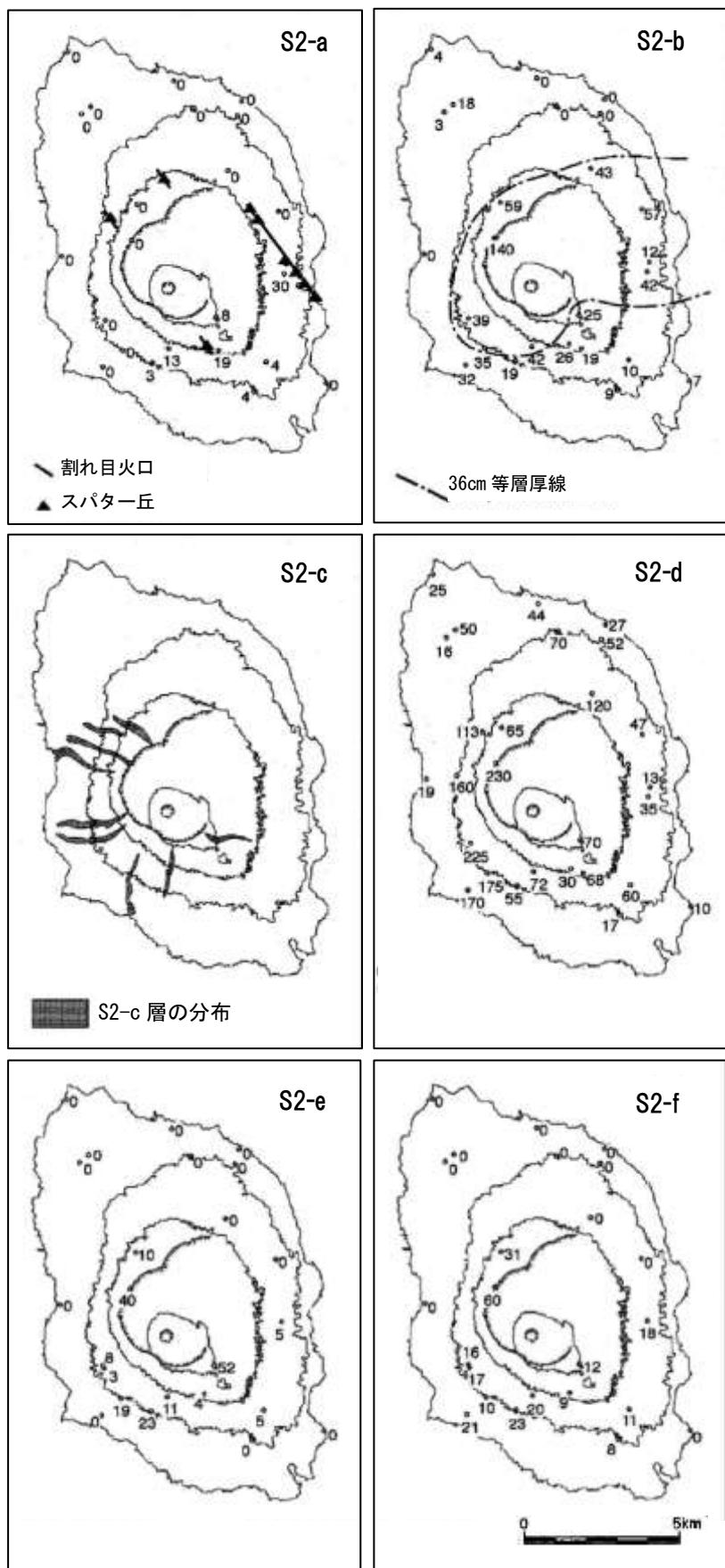


図 S2噴火の災害実績図(山元, 2006)
数値は堆積厚 (cm) を示す。

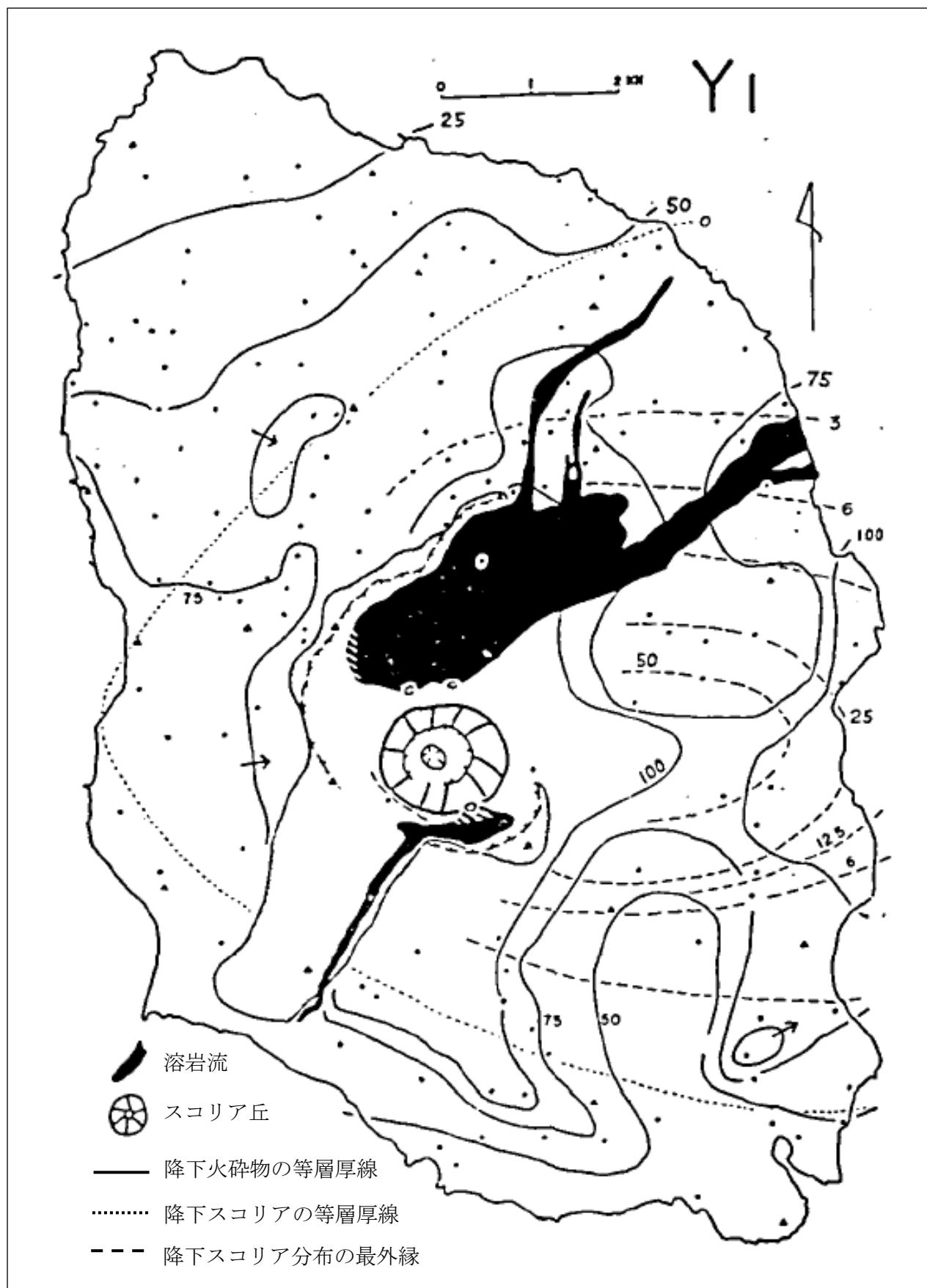


図 1777年噴火（安永噴火）の災害実績図(Nakamura, 1964)

数値は層厚 (cm) を示す。

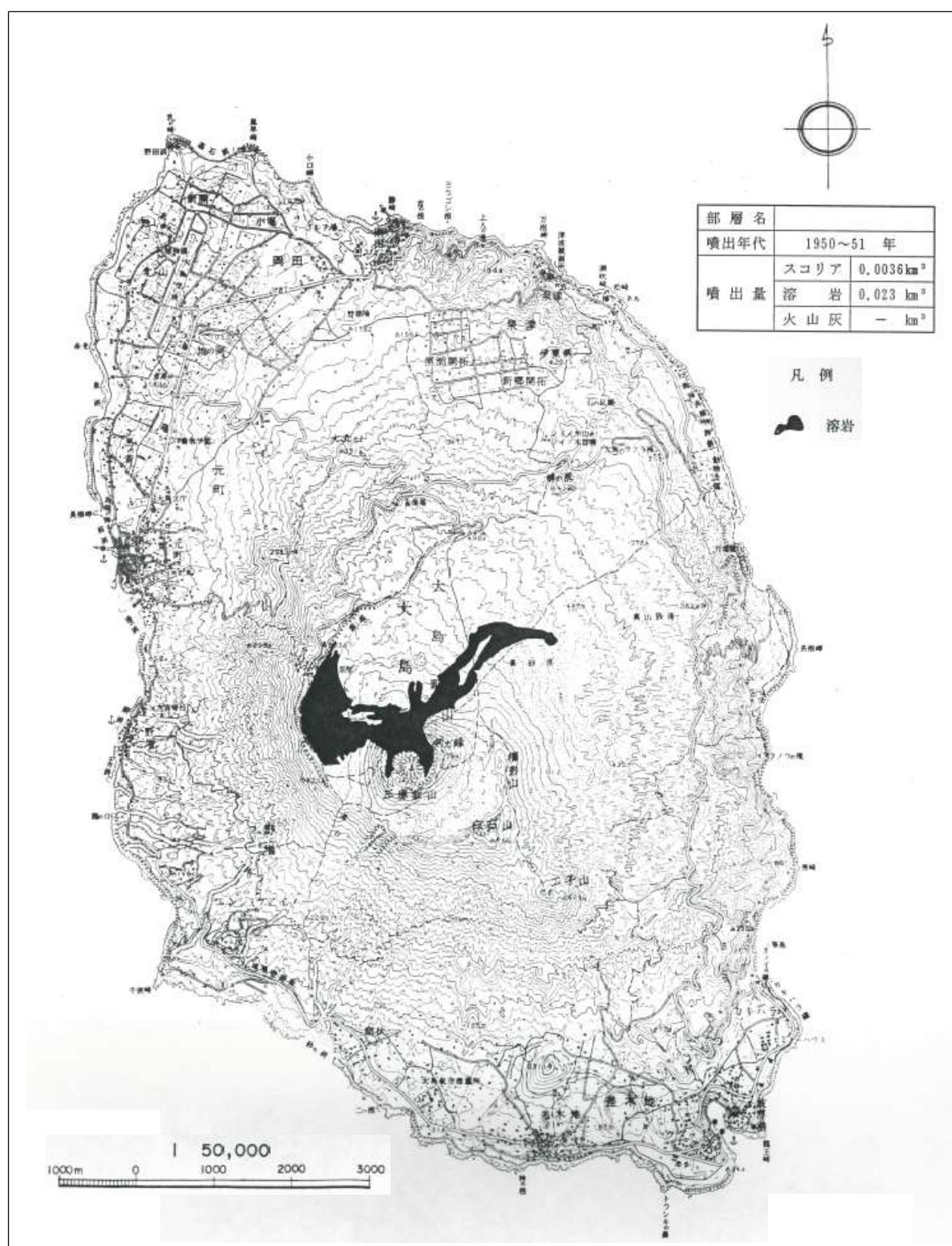


図 1950年噴火の災害実績図(大島町, 1994)

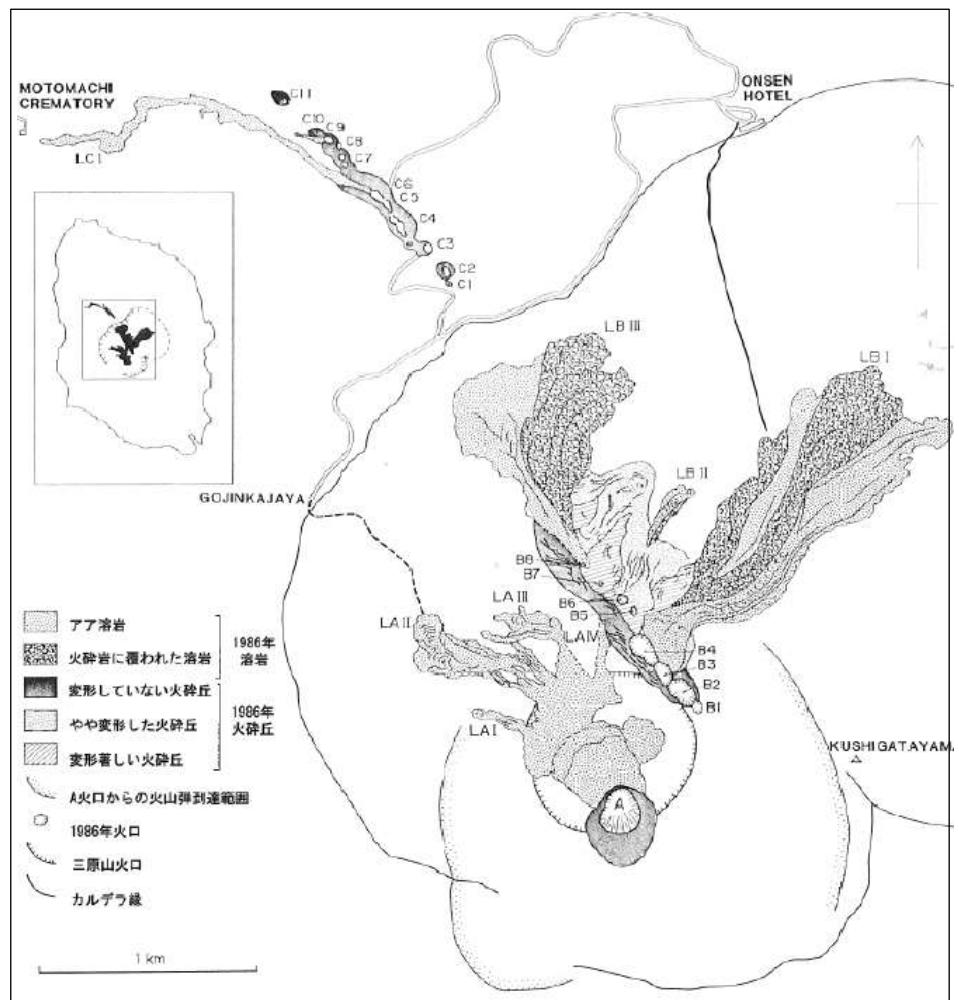


図 伊豆大島1986年噴火の噴火口および噴出物分布(阪口ほか, 1998、気象庁, 2013)

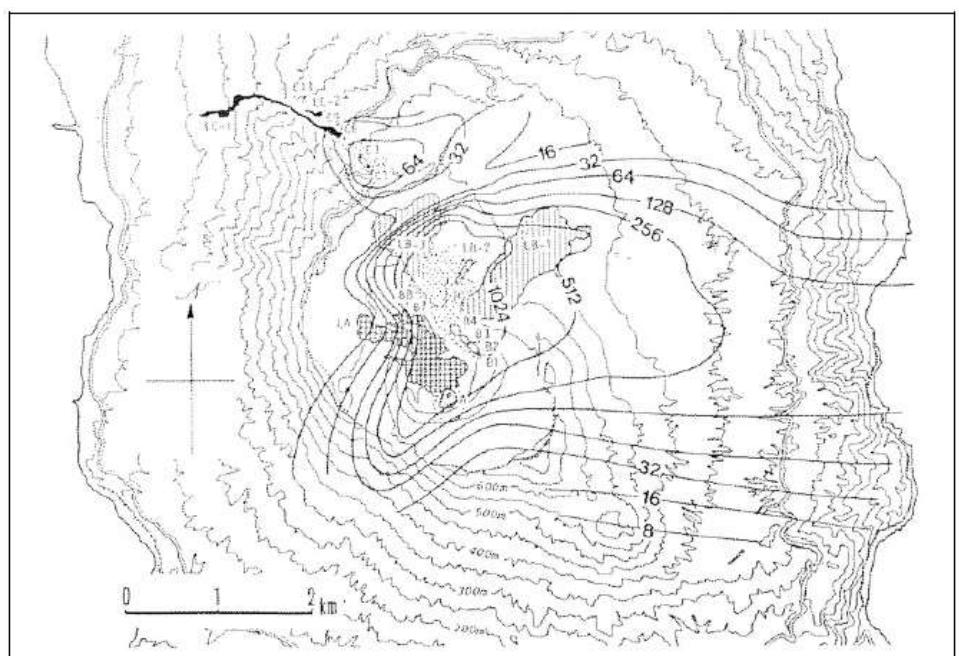


図 伊豆大島1986年噴火に伴うテフラの等層厚線 (mm) と溶岩分布(遠藤ほか, 1988)

(7) 避難実績

伊豆大島火山の噴火に伴う避難実績について、記録がまとめられている1986年噴火の島外避難の状況を次表に示す。

表 島外避難の状況

□島外避難者数	10,476人	(11月27日09時まで10,526人)
避難開始日時	11月21日19時02分	
避難終了日時	11月22日06時00分	
□避難港等		
船舶	元町、岡田、泉津、波浮の各港	
ヘリ	元町、大島空港	
□避難手段		
・船舶	輸送人員 10,469人	輸送船舶数 51隻
	海上自衛隊 849人輸送	延 2隻
	海上保安庁 1,883 ハ	ハ 7ハ
	東海汽船 7,407 ハ	ハ 8ハ
	その他船舶 65 ハ	ハ 3ハ
	漁船 265 ハ	ハ 31ハ
・航空機	輸送人員 7人、ヘリ数 延3機	
□避難先		
東京	7,032人 (竹芝、日の出、晴海、築地等着)	
静岡	3,368人 (熱海、下田、伊東、稻取着)	
神奈川	41人 (三崎、真鶴)	
伊豆諸島	35人 (新島、式根、神津島)	
計	10,476人	
□避難場所 (11月22日現在)		
東京都内避難所	30か所	6,011人
静岡県内避難所	22 ハ	2,397人
自主避難者等		1,850人
福祉施設・病院	6 ハ	218人
計		10,476人

※静岡県内避難者は、11月23日、24日に都内へ受入れ。

(参考：昭和61年伊豆大島噴火災害活動誌，p169，東京都(1988))

《参考：1777年噴火（安永噴火）》

避難実績ではないが、安永噴火（1777～1792年）の噴火期間中に、当時の伊豆代官が、現地見分と島役人たちへの照会をもとに作成した避難計画（「安永七戌年島方御用留」十一月、十二月届出文書）が、記録として残されている。

(参考：伊豆大島火山：史料に基づく最近3回の大規模噴火の推移と防災対応，p99-100，津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸一郎(2009))

4 参考文献

文献名	備考
テフロクロノロジーの手法に基づく1986～1987年伊豆大島噴火の経緯と噴出物の特徴	遠藤邦彦・千葉達朗・谷口英嗣・隅田まり・太刀川茂樹・宮原智哉・宇野リベカ・宮地直道(1988) 火山, 33(特集号), S32 - S51
大島火山の歴史時代における活動記録	一色直記(1984) 地質調査月報, 35, 477 - 499
大島地域の地質(1/5万地質図幅)	一色直記(1984)
伊豆大島火山地質図	川辺禎久(1998) 火山地質図No. 10, 地質調査総合センター
新たに得られた伊豆大島火山新期大島層群噴火堆積物の放射性炭素年代	川辺禎久(2012) 地質調査研究報告, 第63巻, 第11/12号, 283-289
伊豆大島の噴火シナリオ高度化に向けて	川辺禎久・石塚治(2013) 地質調査総合センター研究資料 No. 573
火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書 -伊豆大島噴火シナリオ-(平成20年9月)	気象庁(2008)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996) 地学雑誌, 105, 133 - 162
Volcano-Stratigraphic Study of Ohshima Volcano, Izu(伊豆大島火山の火山層位学的研究)	Nakamura, K(1964) 東京大学地震研究所彙報, 第42冊第4号649 - 728
火山とプレートテクトニクス	中村一明(1989) 東大出版会
平成5年度大島火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書	大島町総務課(1994)
伊豆大島火山1986年噴火と噴出物	阪口圭一・高田亮・宇都浩三・曾屋龍典(1988)火山, 33(特集号), S20 - S31
昭和61年伊豆大島噴火災害活動誌	東京都(1988)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画(案) (平成23年3月)	東京都建設局河川部(2011)
伊豆大島火山:史料に基づく最近3回の大規模噴火の推移と防災対応	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸一郎(2009) 火山, 54(3), 93 - 112
伊豆大島火山, カルデラ形成期の火砕物密度流堆積物:差木地層S2部層の層序・岩相・年代の再検討	山元孝広(2006) 火山, 51(4), 257 - 271

第2章 想定される火山活動等

1 想定される火山活動

(1) 火口位置

伊豆大島火山では、山頂噴火の可能性が最も高いが、山腹から割れ目噴火をすることも想定される。なお、山腹噴火は、山頂から北北西—南南東方向に伸びる帶状の領域で発生する可能性が高い。

(2) 噴火特性（火山現象、噴火様式など）

伊豆大島火山の噴火特性は、次のとおりである。

- 山頂噴火の場合、中規模噴火や大規模噴火では、大量の噴石と火山灰が噴出し、溶岩が流出する。
- 溶岩の粘性が低いため、山腹を流下する場合は、短時間で山麓および海岸部に達する可能性がある。
- 海岸近くや浅い海底で噴火が発生する場合は、爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。マグマ水蒸気噴火が発生する可能性のある陸域の標高および海域の水深は、次のとおりである。

陸域：標高100m以下（南東側）、標高150m以下（北西側）

海域：水深100m以浅（火碎サージ発生）、水深400m以浅（海面等に噴煙）

- 数千年に1回程度の頻度で、山頂部での大規模な水蒸気噴火を伴うカルデラ形成噴火が発生する。山頂部で大規模な水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火が発生した場合は、山麓にまで大きな噴石が飛散し、火碎流が発生する可能性がある。
- 過去1万年間、平均約150～200年間隔で大規模噴火が発生したが、安永噴火以降は中・小規模の噴火しか起こっていない。

2 想定される噴火ケースと火山現象

伊豆大島火山で想定される噴火ケースおよび各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、次のとおりである。

なお、カルデラ形成噴火は、第3部（避難計画）およびマニュアル編においては山頂噴火に含める。

表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース	火山現象
山頂噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火碎サージ、火山ガス、降灰後土石流
カルデラ形成噴火	噴石、火山灰、火碎流、火碎サージ、火山ガス、降灰後土石流
山腹噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火碎サージ

3 噴火事象系統樹

噴火の規模、様式、推移予測などのより高度な火山噴火予知を目指すためには、過去の噴火履歴や火山学的知見に基づいて、事前に、予想される噴火前駆現象や噴火活動推移を網羅した噴火事象系統樹を検討しておくことが有用である。

本系統樹は、「火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書-伊豆大島噴火シナリオ-(気象庁, 2008)」に記載されている「伊豆大島の噴火推移のイベントツリー」を基に作成した。

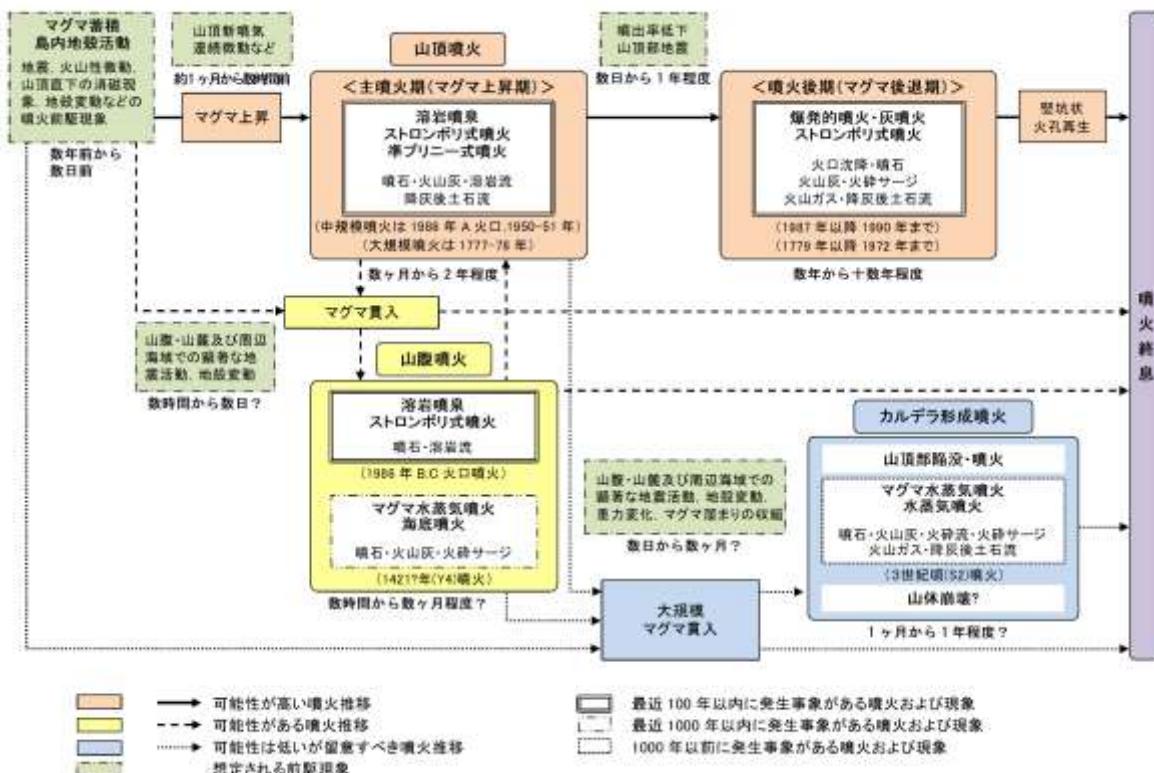


図 伊豆大島火山の噴火事象系統樹(伊豆大島火山防災協議会火山現象検討部会, 2017)

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流など）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段など）を付加したものを火山防災マップという。

伊豆大島火山では、伊豆大島火山防災マップ（下図）が作成されているほか、「溶岩流」および「降灰後土石流」については、「伊豆大島火山噴火危険範囲予測データベース作成委託（東京都建設局河川部、2012）」において、数値シミュレーションが実施されている。

※下図の電子データは、防災科学技術研究所のHPから取得できる。

(http://vivaweb2.bosai.go.jp/v-hazard/L_read/58izu-oshima/58izu-o_1h01-L.pdf)

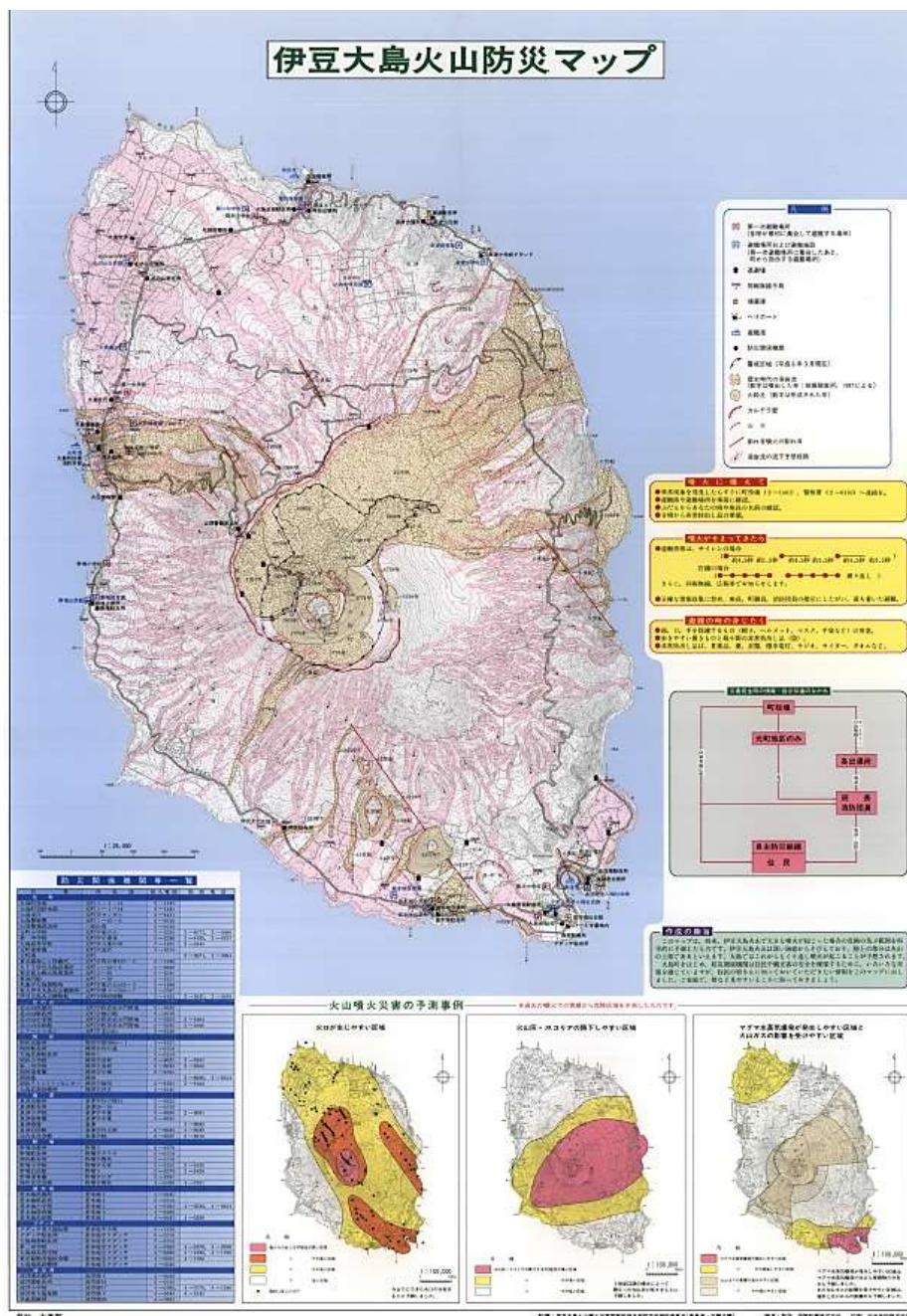


図 伊豆大島火山防災マップ(大島町, 1994)

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

伊豆大島の噴火警戒レベル

一火山災害から身を守るために一

噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■伊豆大島 噴火警戒レベルに則した防災対応

- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難） 危険な居住地域からの避難等が必要
レベル4（避難準備） 警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動支援者の避難等が必要
レベル3（入山規制） ②カルデラ内およびカルデラ縁から外側の約1kmまでの範囲への立入規制 ①カルデラ内および山頂火口から約2kmまでの範囲への立入規制
レベル2（火口周辺規制） 山頂火口から約1kmまでの範囲への立入規制
レベル1（活火山であること留意） 山頂火口から約600mまでの範囲への立入規制（ただし、平常時は歩道および展望台周辺を除く）

▼：レベル3の主な規制位置（警戒が必要な範囲が②の場合）
▼：レベル3の主な規制位置（警戒が必要な範囲が①の場合）

■図は、伊豆大島火山避難計画を基に、地元自治体等と調整して作成したものです。
各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等に定められています。
詳しくは、大島町にお問い合わせください。

図の凡例

- ：居住地域の境界
- ：主な道路
- ：避難所
- ：避難場
- ：避難港
- ：漁港

The map illustrates the five-level volcanic alert system for Izu Oshima. It shows the island's coastline, major roads, and various evacuation routes marked with green lines. Five concentric shaded zones represent the alert levels: Level 1 (innermost, light yellow), Level 2 (yellow), Level 3 (orange), Level 4 (red), and Level 5 (outermost, purple). Key locations labeled include Izu Oshima Airport, Okada Port, Minamichō Port, and Hama Port. Specific landmarks like the New Volcano Observation Deck, Mount Mihara, and the 600m contour line are also marked. A scale bar at the bottom indicates distances from 0 to 4000 meters.



本冊子は、情報マークを使用しています。



気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
TEL: 03-3212-8341 (内線4536) <http://www.jma.go.jp/>
■東京管区気象台 業務課 TEL: 03-3212-8341 (内線4921) <http://www.jma-net.go.jp/tokyo/>
■伊豆大島火山防災連絡事務所 TEL: 04992-2-1166 http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/rovdm/Izu-Oshima_rovdm/Izu-Oshima_rovdm.html



伊豆大島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩流が居住地域に接近。 安永大噴火(1778年)の事例 11月14または15日：北東海岸に達する溶岩流下 ●カルデラ外で噴火が発生し、居住地域に重大な被害が切迫している。 1986年噴火の事例 11月21日17時47分頃：C火口列噴火開始 ●居住地域に近い場所での噴火の可能性。 1986年噴火の事例 11月21日19時頃以降：島南東部で地震多発 同日22時頃：島南東部で亀裂 ●大規模噴火の発生。 過去事例 約1700年前のカルデラ形成噴火、安永大噴火など
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●カルデラ外へ溶岩が流下し、居住地域に到達する可能性が高まる。 安永大噴火(1778年)の事例 11月6日：開伏方面へ溶岩流下 ●カルデラ内で割れ目噴火が開始し、噴火がカルデラ外に拡大する可能性がある。 1986年噴火の事例 11月21日14時15分頃：B火口列噴火開始 ●カルデラ外の居住地域から遠い場所での噴火の可能性。 ●大規模噴火の発生もしくはその可能性。 1986年噴火の事例 11月21日：割れ目噴火により噴煙が海拔1万m以上に上昇
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止、入山規制等危険な地域への立入規制等。 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●外輪山付近～カルデラ内で浅い地震が多発し、大きな噴石や溶岩流がカルデラ内や外輪山周辺に到達するような噴火の発生もしくはその可能性が予想される。 1986年噴火の事例 11月21日14時頃：カルデラ北部で地震多発 ●カルデラ外に流出した溶岩が居住地域のない方向に流下。 ●カルデラ内に流下した溶岩が火口から概ね1kmの範囲を超す、もしくは大きな噴石が頻繁に火口から概ね1kmの範囲を超す。 1950～1951年噴火の事例 1951年：カルデラ底北西縁にまで溶岩原を形成 ●影響がカルデラ内にとどまるカルデラ内の噴火（三原山は除く）。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●三原山山頂火口で小規模の噴火が予想される。 1986～1990年噴火の事例 1986年9月：微動の振幅増大 同年10月下旬：火山性微動の連続化 同年11月12日：中央火孔内に新噴気出現 1987年11月13日：三原山直下で地震多発等 ●三原山山頂火口から噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石飛散。 1986～1990年噴火の事例 1986年11月15日～12月、1987年11月、1988年1月、 1990年10月の三原山の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により中央火孔から三原山山頂火口一周遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性あり。

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに彈道を描いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。

詳しくは、大島町にお問合せください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。<http://www.jma.go.jp/jp/jma/index.htm>

伊豆大島の噴火警戒レベル判定基準		平成 29 年 3 月 24 日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ外で噴火発生 (b) ・居住地域に近い場所または海岸付近(標高 150m 以下)で噴火の可能性 (c) 居住地域に近い場所や海岸付近で浅い地震が多発 かつ 頗著な地殻変動 ・カルデラ外に流出した溶岩が居住地域に接近 (a) ・居住地域まで多量の噴石や火山灰が降下したり、火碎流を発生するような大規模噴火の発生 (a) 等 	該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ、総合的に判断し、居住地域への影響がないと判断された場合、レベル 3~1 に引き下げる。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ外の居住地域から遠い場所で噴火が発生する可能性 (b) カルデラ外で浅い地震が多発 かつ 頗著な地殻変動 ・カルデラ内で割れ目噴火が発生 (a → b) ・カルデラ外に流出した溶岩が居住地域方向に流下 (a) ・山頂部で大規模な噴火の発生もしくはその可能性 (a) 等 	居住地域が溶岩流等に被災した場合は、関係機関等の対策を考慮しながら、必要に応じ噴火警戒レベルの再設定を行う。
3	<p>【カルデラ（外輪山）の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ内（三原山以外）で噴火の可能性 (a) カルデラ内で浅い地震が多発 かつ 頗著な地殻変動 ・カルデラ外に流出した溶岩が島東部へ流下 (a) 等 <p>【カルデラ（外輪山）の中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性 (a)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三原山の噴火で、溶岩が三原山斜面を流下し、火口から概ね 1km の範囲を超すと判断される場合や、大きな噴石を頻繁に火口から 1km を超えて放出するようになった場合 ・カルデラ内（三原山以外）の噴火で、影響がカルデラ内に限ると判断される場合等 	三原山噴火による溶岩流が停止して火口から 1km の範囲にとどまった場合は、レベル 2 に引き下げる。それ以外については、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性 (a)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三原山直下で火山性微動の多発、連続化及び振幅増大（三原山北西観測点で約 1×10^{-4}m/s 以上） ・三原山山頂付近で頗著な噴気の発生、山頂火口内で頗著な温度上昇、高感度カメラで微弱な火映を観測等、山頂付近での熱活動の活発化 ・三原山直下の浅部で地震の多発 等 <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生 (a)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三原山山頂付近で小規模な噴火が発生 <p>・それぞれの項目で想定する噴火は次のとおり。（a）三原山山頂～カルデラ内の噴火、（b）カルデラの外側で居住地から比較的離れた場所での噴火、（c）居住地域に近い場所での噴火。</p> <p>・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。</p> <p>・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</p> <p>・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。</p> <p>・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。</p>	左記のいずれの現象も見られなくなり、概ね 2 ヶ月を経過して、元の状態に戻った、もしくは戻る傾向が明らかになった場合。

(平成 29 年 3 月, 気象庁)

6 参考文献

文献名	備考
大島地域の地質(1/5万地質図幅)	一色直記(1984)
Long-distance magma transport from arc volcanoes inferred from the submarine eruptive fissures offshore Izu-Oshima volcano, Izu-bonin arc	Ishizuka, et.al. (2014) J. V. G. R, 285, 1 - 17
伊豆大島火山地質図	川辺禎久(1998) 火山地質図No. 10, 地質調査総合センター
伊豆大島の噴火警戒レベル	気象庁(2007)
火山噴火予知連絡会 伊豆部会 伊豆大島の火山活動に関する勉強会 報告書-伊豆大島噴火シナリオ-(平成20年9月)	気象庁(2008)
日本活火山総覧(第4版)	気象庁(2013)
伊豆大島火山カルデラ形成以降の噴火史	小山真人・早川由紀夫(1996) 地学雑誌, 105, 133 - 162
伊豆大島火山防災マップ	大島町(1994)
伊豆大島火山噴火緊急減災対策砂防計画(案)(平成23年3月)	東京都建設局河川部(2011)
伊豆大島火山噴火危険範囲予測データベース作成委託(平成24年4月)	東京都建設局河川部(2012)
伊豆大島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(大島編)(平成2年5月)	東京都防災会議(1990)
伊豆大島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究(平成4年10月)	東京都防災会議(1992)
伊豆大島火山:史料に基づく最近3回の大規模噴火の推移と防災対応	津久井雅志・段木一行・佐藤正三郎・林幸一郎(2009) 火山, 54(3), 93 - 112

第2部 平常時からの備え

第1章 火山観測・監視

1 国等の火山観測・監視体制

(1) 国の体制

気象庁、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所などの機関は、伊豆大島の観測を行っている。

また、気象庁は、伊豆大島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で震動観測、地殻変動観測、遠望観測などを行うほか、隨時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。

(2) 町の体制

町は、火山観測実施機関に対して観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとしており、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行っている。

また、必要に応じて火山防災連絡事務所が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努めている。

2 住民等が異常を発見した際の通報

(1) 通報

住民および来島者は、火山の異常現象を発見した場合、直ちに、町役場・各出張所か警察署・各駐在所、または消防本部に通報する。

町、警察署、消防本部は、通報を受けた場合、次の伝達系統により伝達する。

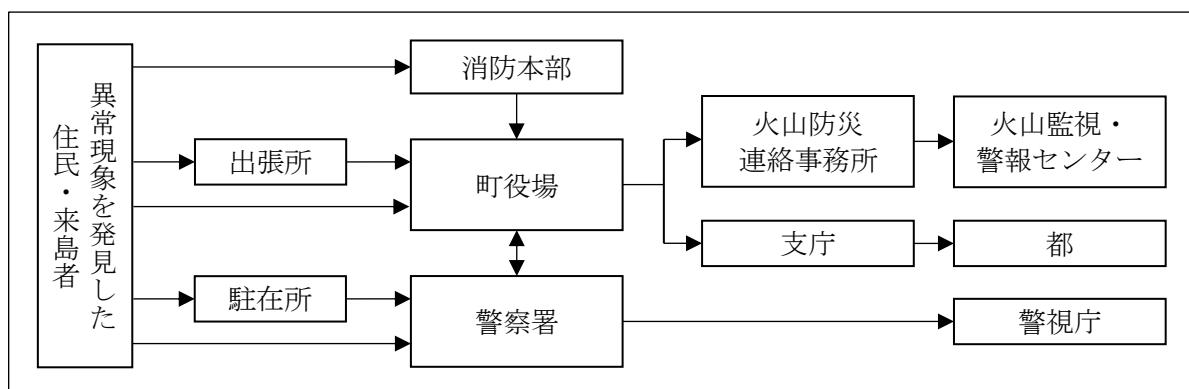


図 異常現象の伝達系統

(2) 現地調査

町、支庁、警察署、火山防災連絡事務所は、通報を受け必要があると認めた場合、協力して異常現象の把握のための現地調査を行う。

3 火山活動の状況等の共有

火山防災連絡事務所は、町、支庁、警察署に、毎月（随時）、火山活動解説資料を配布、説明し、火山活動の状況や評価の共有を図る。

第2章 防災関連施設等

1 避難施設

(1) 一時集合場所

町は、一時集合場所（避難の際に地区の住民等が集合する場所）を、自主防災組織ごとに指定している。

(2) 避難場所

町は、避難場所として、グラウンドや広場などの空地を14か所指定している（平成29年4月1日現在）。

(3) 避難所

町は、避難所として、学校や公民館などの公共施設を25か所指定している。また、二次避難所（福祉避難所）として、3か所の社会福祉施設と協定を結んでいる（平成29年4月1日現在）。

(4) 退避壕・退避舎

町は、退避壕を、三原山頂遊歩道沿い、割目噴火口跡地などの島内14か所に設置している（平成29年4月1日現在）。

都は、退避舎（展望避難休憩舎）を、御神火茶屋園地に設置している（平成29年4月1日現在）。

2 防災行政無線施設

町は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を79か所に設置している（平成29年4月1日現在）。

また、各家庭および事業所に対し、戸別受信機の貸出しを行っている。

3 港・空港等

(1) 港

都は、島外避難や物資輸送などに使用可能な港として、岡田港、元町港、波浮港を整備している。なお、岡田港および元町港は大型船舶の接岸が可能であり、波浮港には避難岸壁が整備されている。また、小型船舶による避難等に使用可能な港として、泉津漁港、岡田漁港、元町漁港、野増漁港、差木地漁港を整備している。

(2) 空港・ヘリポート

都は、避難や物資輸送などに使用可能な空港・ヘリポートとして、大島空港を整備している。

町は、災害時臨時離着陸場候補地として、トウシキヘリポートを選定している。

4 備蓄

町および支庁は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、ビスケット、クラッカーなど）、飲料水、毛布、カーペット、マットなどを備蓄している。



■ 大島一周道路	○ 避難場所	● 港湾	※□枠で囲った施設は大型
■ その他の道路	● 避難所	◆ 港湾	空港
▲ 町役場・支庁	□ 退避壕	◆ 渔港	船舶の接岸が可能
		↑ 退避舍	● ヘリポート
			■ バス車庫

図 防災関連施設等の位置

第3章 防災関係機関等との連携

1 四者懇談会

四者懇談会は、地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、町、支庁、警察署、火山防災連絡事務所が共同で設置している。

四者懇談会には、実務者による大島町防災実務者会議を設置している。

表 四者懇談会の概要

構成員	町長 支庁長 警察署長 火山防災連絡事務所長
-----	---------------------------------

2 伊豆大島火山防災協議会

伊豆大島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、伊豆大島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都および町が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議などを行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 伊豆大島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事
	副会長	町長
	委員	都 副知事、教育長、危機管理監、消防総監、警視総監、関係局長 町 消防長 国 気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
	火山専門家	
	その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ 避難勧告・指示、警戒区域の設定などに関する検討および大島町への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 大島町防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。	

第4章 火山防災知識等の普及啓発

1 住民への普及啓発

町は、住民に対して、防災の手引や防災マップなどの配布、ホームページへの掲載を通じ、また、防災講演会や自主防災組織役員会議、その他地域でのイベント等の機会、火山防災連絡事務所の出前講座を活用し、火山防災に関する知識・情報および本計画の普及啓発を図る。

2 来島者への普及啓発

町は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などへの防災マップ等の掲示のほか、伊豆大島火山博物館や伊豆大島ジオパークの活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。

3 児童・生徒への普及啓発

町は、児童・生徒に対して、学校教育、伊豆大島ジオパークを活用したジオサイト等の体験学習等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。

第5章 避難促進施設における対応

町防災会議は、活動火山対策特別措置法第6条に基づき、不特定多数の者が利用する施設や要配慮者が利用する施設のうち、施設の位置や規模、施設所有者または管理者の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として町地域防災計画に定める。

町地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者または管理者は、同法第8条に基づき、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて町長に報告しなければならない。

第6章 避難訓練

町は、支庁、警察署、消防本部、消防団などと連携し、噴火を想定した避難訓練の実施に努める。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は始まってからの推移を予測するのが難しく、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕・退避舎や堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者および入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活などにおいて十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備または避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

・要配慮者

高齢者や障害者など、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者

・避難行動要支援者

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者

※本計画においては、社会福祉施設入所者および入院患者を含む。

(3) 島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

(1) 噴火警戒レベル1

火口付近等の立入規制を行う。(火口付近等規制)

(2) 噴火警戒レベル2

山頂火口から約1kmまでの範囲の立入規制を行う。(火口周辺規制)

(3) 噴火警戒レベル3

以下のような状況に応じた入山規制を行う。

ア カルデラの中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性

カルデラ内及び山頂火口から約2kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制)

イ カルデラ（外輪山）の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性

カルデラ内及びカルデラ縁から外側約1kmまでの範囲の立入規制を行う。(入山規制)

避難行動要支援者の避難準備、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(4) 噴火警戒レベル4

以下のような状況に応じた登山道規制を行う。

ア 山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火

居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制)

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

以下のような状況に応じた登山道規制、あるいは立入規制を行う。

ア 山頂噴火または居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火

居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路の立入規制を行う。(登山道規制)

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

イ 居住地域に近い場所で発生する山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。(立入規制)

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5																				
	活火山であることに留意	①火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性 ②火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生	①カルデラ（外輪山）の中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性 ②カルデラ（外輪山）の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫																				
想定される噴火ケースと火山現象	<p>《山頂噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火碎流、火碎サージ、火山ガス、降灰後土石流】》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏、状況により中央火孔から三原山山頂火口一帯遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性 ・三原山直下で火山性微動の多発、連続化および振幅増大 ・三原山山頂付近で顕著な噴気の発生、山頂火口内で顕著な温度上昇、高感度カメラで微弱な火映を観測等、山頂付近での熱活動の活発化 ・三原山直下の浅部で地震の多発 等 ・三原山直下で火山性微動の多発、連続化および振幅増大 ・三原山山頂付近で顕著な噴気の発生、山頂火口内で顕著な温度上昇、高感度カメラで微弱な火映を観測等、山頂付近での熱活動の活発化 ・三原山直下の浅部で地震の多発 等 ・三原山山頂付近で小規模な噴火が発生 ・三原山の噴火で、溶岩が三原山斜面を流下し、火口から概ね1kmの範囲を超すと判断される場合や、大きな噴石を頻繁に火口から1kmを超えて放出するようになった場合 ・カルデラ内（三原山以外）の噴火で、影響がカルデラ内に限ると判断される場合 等 ・カルデラ内（三原山以外）で噴火の可能性（カルデラ内で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動） ・カルデラ外に流出した溶岩が島東部へ流下 等 <p>《山腹噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火碎サージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ外の居住地域から遠い場所で噴火が発生する可能性（カルデラ外で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動） 等 ・カルデラ外で噴火発生 ・居住地域に近い場所または海岸付近（標高150m以下）で噴火の可能性（居住地域に近い場所や海岸付近で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動） 等 																								
1986年噴火の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・微動の振幅増大(9月) ・微動の連続化(10月下旬) ・中央火孔内に新噴気出現(11月12日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三原山山頂火口から噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石飛散(11月15日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三原山山頂火口からカルデラ内に溶岩が流下(11月19日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ北部で地震多発(11月21日14時頃) 	<ul style="list-style-type: none"> ・B火口列噴火開始(11月21日16時15分頃) ・割れ目噴火により噴煙が海拔1万m以上に上昇(11月21日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・C火口列噴火開始(11月21日17時47分頃) ・島南東部で地震多発(11月21日19時頃以降) 																			
避 難 対 応	<p>《山頂噴火》</p> <table border="1"> <tr> <td>火口付近等規制</td> <td>火口周辺規制</td> <td>入山規制</td> <td>登山道規制</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般住民の避難準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難行動要支援者の避難準備</td> <td>一般住民の島内避難／島外避難</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>来島者の島外避難</td> </tr> </table> <p>※必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。</p> <p>※自主避難については、レベルに限らず対応する。</p> <p>※火山活動の状況や避難行動への影響などにより、避難対応はこの限りではない。</p> <p>※本計画においては、避難行動要支援者に社会福施設入所者および入院患者を含む。</p>					火口付近等規制	火口周辺規制	入山規制	登山道規制				一般住民の避難準備			避難行動要支援者の避難準備	一般住民の島内避難／島外避難				避難行動要支援者の島内避難／島外避難				来島者の島外避難
火口付近等規制	火口周辺規制	入山規制	登山道規制																						
			一般住民の避難準備																						
		避難行動要支援者の避難準備	一般住民の島内避難／島外避難																						
			避難行動要支援者の島内避難／島外避難																						
			来島者の島外避難																						
	<p>《山腹噴火》</p> <table border="1"> <tr> <td>登山道規制</td> <td>登山道規制／立入規制</td> </tr> <tr> <td>一般住民の避難準備</td> <td>一般住民の島内避難／島外避難</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の島内避難／島外避難</td> <td></td> </tr> <tr> <td>来島者の島外避難</td> <td></td> </tr> </table> <p>※山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。</p>					登山道規制	登山道規制／立入規制	一般住民の避難準備	一般住民の島内避難／島外避難	避難行動要支援者の島内避難／島外避難		来島者の島外避難													
登山道規制	登山道規制／立入規制																								
一般住民の避難準備	一般住民の島内避難／島外避難																								
避難行動要支援者の島内避難／島外避難																									
来島者の島外避難																									

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

町、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒 レベル	町	支庁	警察署	消防本部	消防団	都
レベル5	災害対策本部 〔第3非常 配備態勢〕	地方隊 ～ 応急対策室C	現場警備本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		応急対策室C				
レベル3 ②カルデラの 外まで重大な 影響		応急対策室 B～C		災害対策本部 (出動待機)	災害対策本部 (出動待機)	応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル2 ②火口周辺に 影響を及ぼす 噴火が発生	第1非常 配備態勢	応急対策室A	連絡室設置	通常態勢	一	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
①火口周辺に 影響を及ぼす 噴火の可能性	緊急時 連絡態勢	情報連絡態勢 (通常)				
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	一	情報監視態勢

2 共同検討体制

(1) 平常時

町、支庁、警察署、火山防災連絡事務所は、火山活動が活発化した場合の対応について、四者懇談会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

伊豆大島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) 四者懇談会

町は、四者懇談会において、避難対応に係る協議等を行う。

また、四者懇談会における協議の内容等について、防災関係機関合同対策会議や伊豆大島火山防災協議会などを活用し、防災関係機関等と調整や情報共有などを行う。

(イ) 合同会議

町は、避難対応に係る協議等を行う体制として四者懇談会よりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制などは、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容などを踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測などの助言を求める場合は、伊豆大島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
四者懇談会	町長 支庁長 警察署長 火山防災連絡事務所長	<ul style="list-style-type: none">・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項・火山活動の見通しに関する事項・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・規制方法、規制範囲の周知などの立入規制に関する事項・避難行動が必要となる時期・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設などの避難に関する事項
合同会議	町、支庁・都、警察署、火山防災連絡事務所・気象庁、火山専門家、消防本部、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、ライフライン事業者など ※町と支庁・都が協議の上、決定する。	<ul style="list-style-type: none">・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項・火山活動の見通しに関する事項・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・規制方法、規制範囲の周知などの立入規制に関する事項・避難行動が必要となる時期・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設などの避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都および町は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

3 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、または町から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

町長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、町に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、舟艇等接岸可能地や校庭などを確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、大島空港およびトウシキヘリポートを使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおり。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機など状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送などを行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	○ 行方不明者、負傷者などが発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸などの決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路または水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護および防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護および防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員および物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊などの支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安および除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項までおよび第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

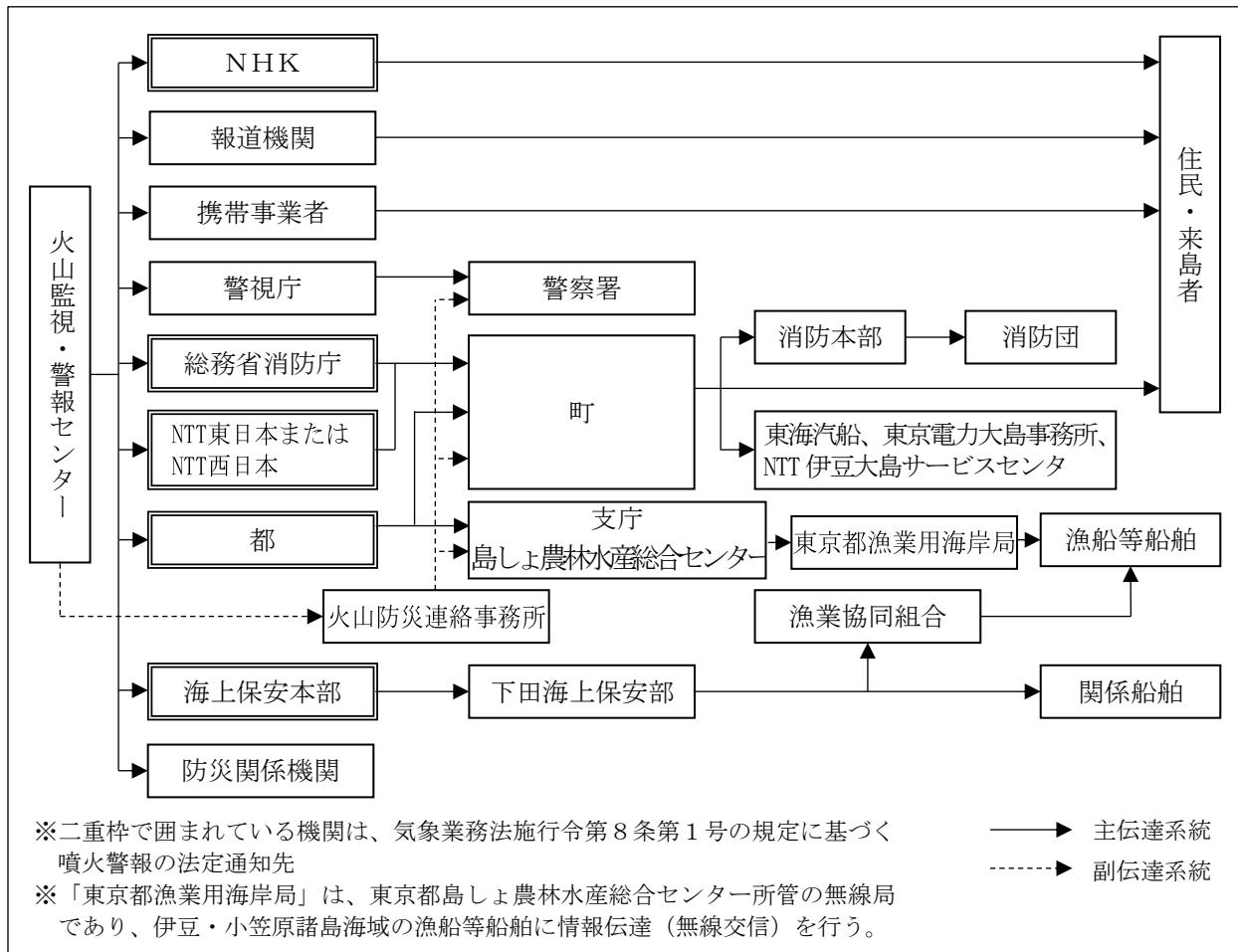


図 噴火警報・予報の伝達系統

5 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

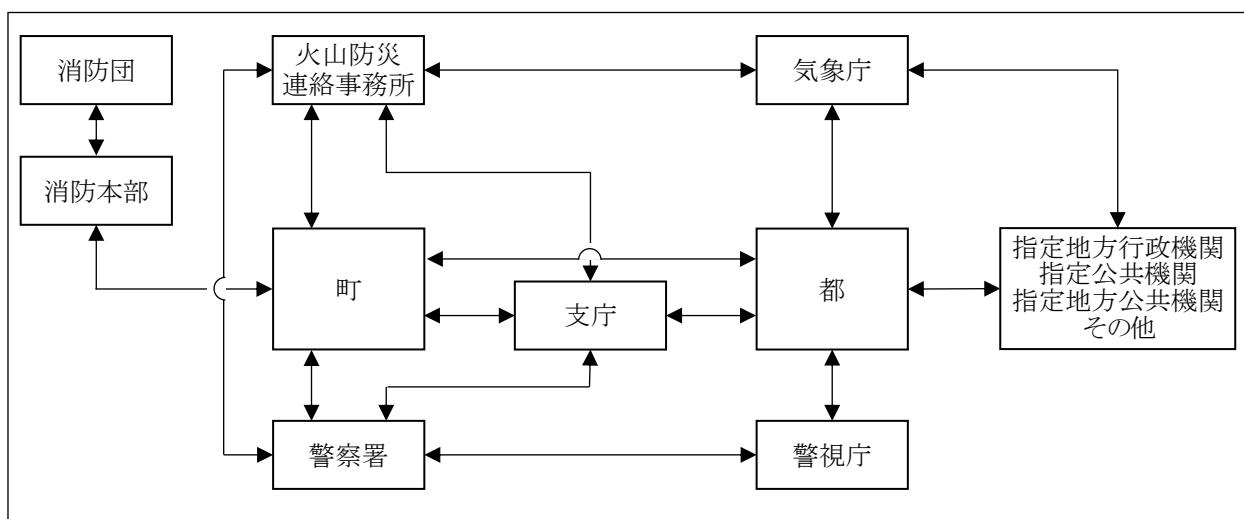


図 情報連絡体制

第3章 立入規制

1 立入規制の実施

(1) 立入規制の実施

町長は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等を入手し、または火山防災連絡事務所もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長と協議の上、立入規制を行う。

立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入規制と噴火警戒レベル

噴火警戒レベル	噴火ケース	立入規制の範囲
レベル5	・山頂噴火 ・居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火	【登山道規制】 ○ 居住地域の境界からカルデラ側の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路
	居住地域に近い場所で発生する山腹噴火	【立入規制】 ○ 噴火の影響が及ぶ範囲 ○ 噴火の影響が及ぶおそれのある範囲
レベル4	・山頂噴火 ・居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火	【登山道規制】 ○ 居住地域の境界からカルデラ側の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路
レベル3	②カルデラの外まで重大な影響	【入山規制】 ○ カルデラ内 ○ カルデラ縁から外側約1kmまでの範囲
	①カルデラの中だけに重大な影響	【入山規制】 ○ カルデラ内 ○ 山頂火口から約2kmまでの範囲
レベル2		【火口周辺規制】 ○ 山頂火口から約1kmまでの範囲
レベル1		【火口付近等規制】 ○ 山頂火口から約600mまでの範囲（ただし、平常時は遊歩道および展望台周辺を除く。）

※立入規制図は、マニュアル編を参照のこと

※立入規制の範囲は、伊豆大島の噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲（大きな噴石、火碎流、溶岩流の影響範囲）を基に設定したものであり、規制範囲外であっても、風に乗って運ばれる火山灰や小さな噴石のほか、火山ガス、降灰後土石流などに注意が必要である。

(2) 都への報告等

町長は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長へ通知する。

(3) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。

- 町は、町道や遊歩道などの規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁は、都道、林道、遊歩道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 町、支庁、警察署は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

(4) 施設からの退避

町は、立入規制範囲内となった施設に職員を派遣し、退避について支援を行う。また、必要に応じて、大島旅客自動車にバスの待機を要請する。

警察署は、施設利用者等の退避の誘導を行う。

表 噴火警戒レベルと施設の対応

噴火警戒レベル		対応	施設名
レ ベ ル 3	②カルデラの外まで 重大な影響	退避	○ 三原山山頂口駐車場周辺施設 ○ 大島温泉ホテル ○ 新火口展望台
	①カルデラの中だけ に重大な影響※	退避準備 (状況により退避)	
レベル2		—	該当施設なし

※噴火が発生した場合

(5) 立入規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、町の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

2 住民等への周知

町は、立入規制を実施した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、立入規制範囲に通じる道路などに表示板を設置する。

また、防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙などのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石などに注意が必要であることを合わせて周知する。

3 立入者の把握

町は、立入許可申請の書類等を基に、規制範囲への立入者を把握する。

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定・解除

(1) 警戒区域の設定

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民および来島者の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の範囲は、次のとおりとする。

- 泉津、岡田、北の山、元町、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港の全ての地区または一部の地区
- 山頂火口から居住地域の境界までの全ての範囲または一部の範囲
- 第3章1（1）に定めるところによるものの他、特に町長が設定する範囲

(2) 警戒区域の解除

町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、または火山防災連絡事務所もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

(3) 都への報告等

町長は、警戒区域を設定または解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長に通知する。

(4) 警戒区域への立入制限等

町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

町は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路などに表示板を設置する。

また、防災行政無線、エリアメール、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙などのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る。

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民および来島者に広く周知を図る。

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」または「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」および「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火碎流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路および手段により行う。

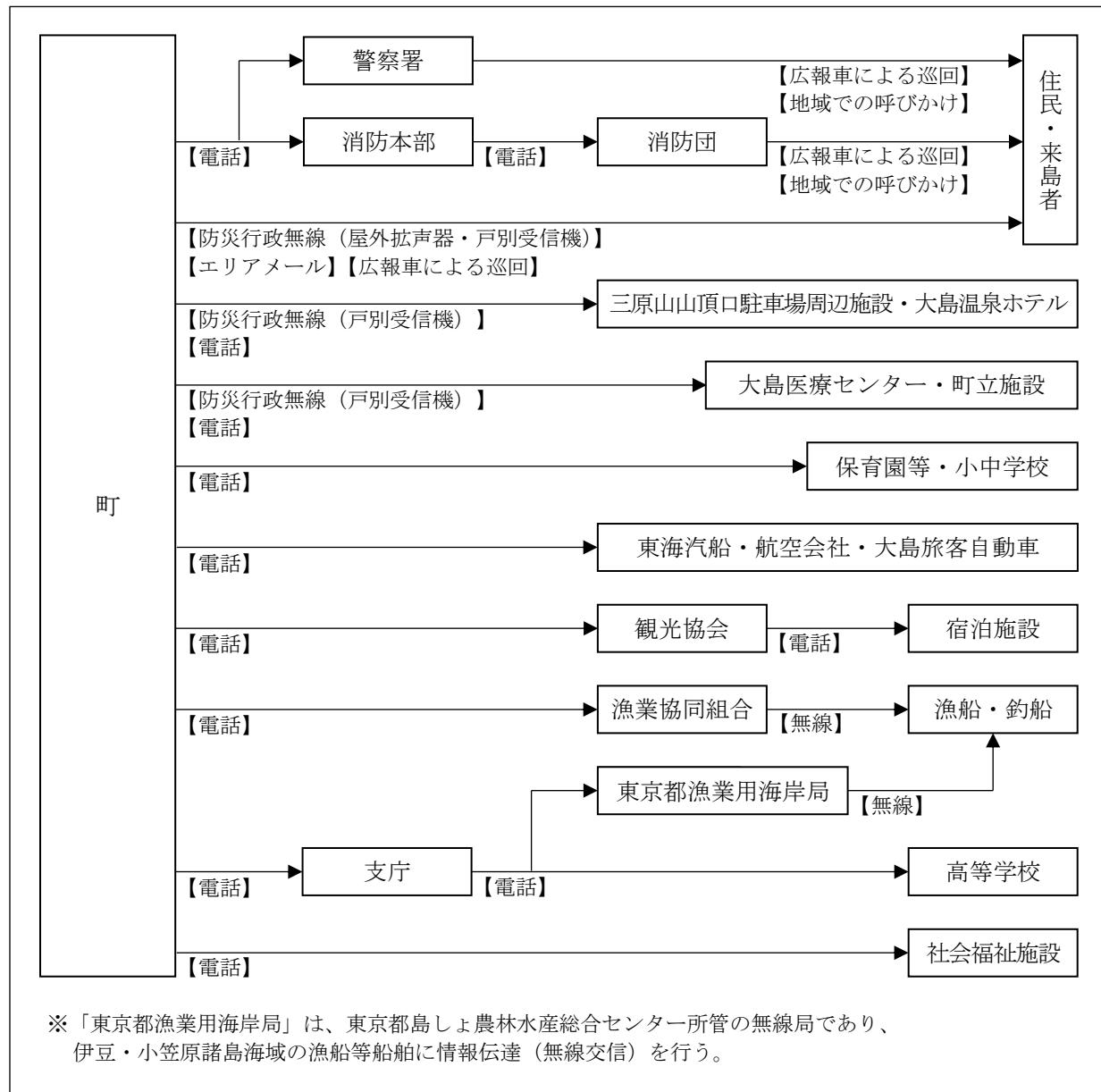


図 避難情報の伝達経路および伝達手段

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ペットの同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(3) 留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、広報車（町、警察署、消防団）による巡回、消防団員による戸別訪問などの呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、町、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。

第6章 避難対応

1 防災関係機関の準備

(1) 町

- 町は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。
- 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常用持ち出し品の準備、避難方法の確認など）
 - 関係機関への避難対応準備の連絡
 - 町道の点検、機能確保
 - 災害備蓄品の点検
 - 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認
 - 避難者総数の把握
 - 避難所の開設、点検
 - 大島旅客自動車、東海汽船への避難対応準備の要請
 - 避難手順の確認

(2) 支庁

支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 都道・港・空港の点検、機能確保
- 災害備蓄品の点検
- 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認

(3) 警察署・消防本部・消防団

警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 装備等の点検等
- 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認

2 一般住民の島内避難

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

各地区の班ごとに指定された一時集合場所に集合し、自主防災組織役員等の引率により指定された避難場所に徒歩で避難した後、指定された避難場所から避難先まで町が確保したバスで移送する。

イ 避難場所への直接避難

避難勧告もしくは避難指示（緊急）を発令するいとまがない場合、または火山活動の状況や居住地域の実情により必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。

なお、次の場合は、自家用車による直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、避難場所まで相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、大島一周道路を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、最寄りの港から船舶で避難する、または堅牢な建物に避難し救助を待つ。

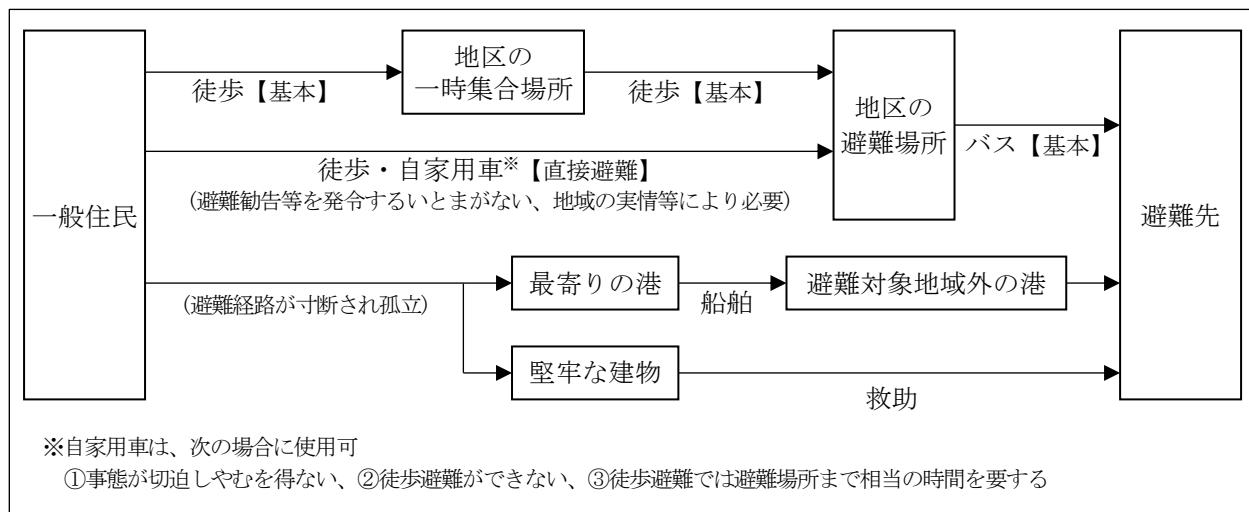


図 島内避難の方法

(2) 移送手段の確保

町は、移送手段として、大島旅客自動車からバスを確保する。

(3) 避難先

避難先は、町が指定する避難所とする。

避難先は、被害の想定される範囲を考慮して指定するが、島外避難の可能性を考慮し、岡田港に近い岡田地区および元町港に近い元町地区を基本とする。なお、避難対象地域ごとの避難先は、「表 避難対象地域別避難計画（総括）」のとおり。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、町職員、警察官、消防団員が行う。

イ 避難方向の指示

町は、支庁からの情報（都道の路面状況等）や火山防災連絡事務所からの情報（噴火場所、降灰方向など）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、町防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、町からの指示に基づき、自主防災組織役員等の引率者および避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

ウ 交通規制

警察署は、避難対象地域への車両の進入を規制する。

エ 残留者の確認

町職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

表 避難対象地域別避難計画（総括）※1

避難対象 地域	人口 ※2	バス台数 ※3	避難 誘導者	避難場所	避難先※4		
					第1目標	第2目標	
泉津	325人	延べ 7台	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員 ・警察官 ・消防団員 	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	元町	<p>差木地・ クダッチ ・波浮港</p> <p>避難所 収容人数 3,585人</p>	
岡田	798人	延べ 16台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド			
北の山	1,310人	延べ 27台		・旧北の山小学校グラウンド	泉津・岡田		
元町	2,410人	延べ 49台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高等学校グラウンド		<p>避難所 収容人数 3,585人</p>	
野増	323人	延べ 7台		・野増地域センターグラウンド			
間伏	134人	<p>2,355人</p> <p>延べ 48台</p>		・間伏文化会館広場			
差木地	932人			・差木地地域センターグラウンド	泉津・岡田	<p>・北の山</p> <p>避難所 収容人数 4,549人</p> <p>※5</p>	
クダッチ	679人			・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高等学校グラウンド			
波浮港	610人			・波浮地域センターグラウンド ・波浮港老人福祉館広場	元町	<p>避難所 収容人数 3,585人</p>	

※1 避難対象地域別の計画は、マニュアル編を参照のこと。

※2 令和2年3月現在

※3 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

※4 第1目標：基本とする避難先

第2目標：第1目標への避難が不可能または危険な場合の避難先

※5 元町地区の大島高等学校（1,971人）を利用する場合の収容人数

3 一般住民の島外避難

(1) 島外避難の要請

町長は、島外避難を判断した場合、支庁長を経由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

各地区の班ごとに指定された一時集合場所に集合し、自主防災組織役員等の引率により指定された避難場所に徒步で避難した後、指定された避難場所から避難港まで町が確保したバスで移送する。

(イ) 避難場所への直接避難

火山活動の状況や居住地域の実情により必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。なお、次の場合は、自家用車による直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒步による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒步による避難では、避難場所まで相当の時間を要する場合

(ウ) 避難経路

避難港までの経路は、大島一周道路を基本とする。

(エ) 事前に島内避難している場合の避難

事前に島内避難している場合は、避難所から避難港まで町が確保したバスで移送する。

(オ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、最寄りの港から船舶で避難する、または堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 陸上移送

受入港から避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

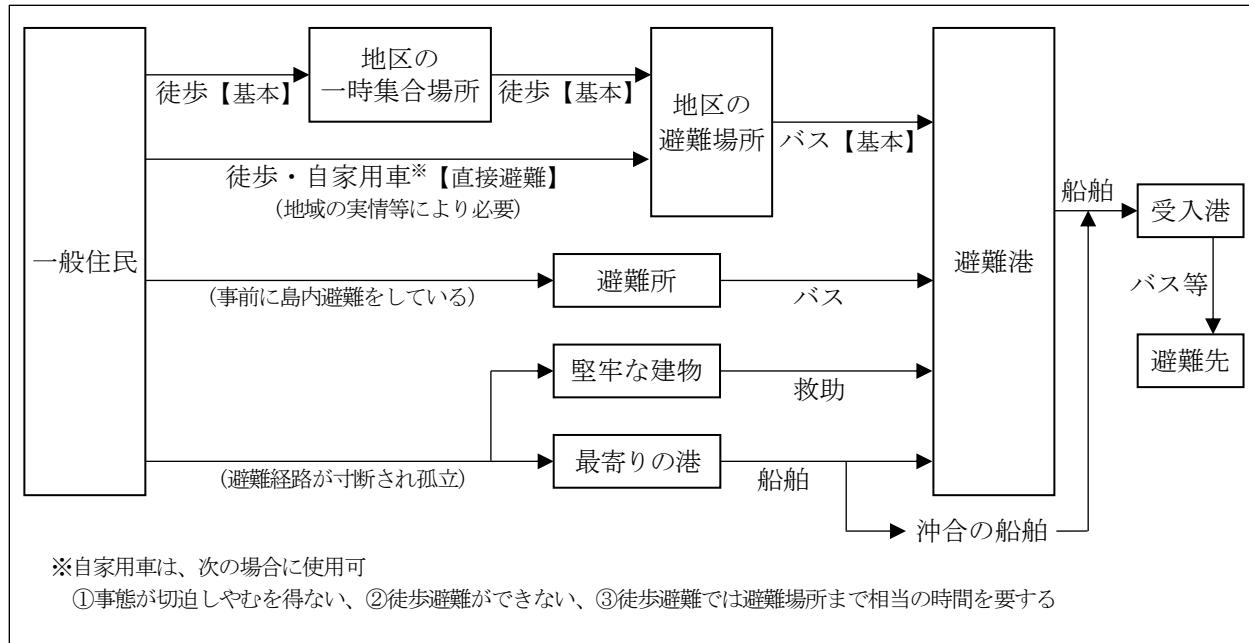


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

町は、島内移送の手段として、大島旅客自動車のバスを確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体などから船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。

都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、岡田港、元町港、波浮港とする。

町長は、気象、火山活動、道路・港の状況等から避難港を選定し、支庁長に報告する。

イ 受入港

受入港は東京港を基本とし、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港からの距離や避難者数などを踏まえ、東京港周辺区（千代田区、中央区、港区、江東区、品川区など）や都各局などと調整し、避難先を決定する。

(6) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、町職員、警察官、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

町は、支庁からの情報（都道の路面状況等）や火山防災連絡事務所からの情報（噴火場所、降灰方向など）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、町防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、町からの指示に基づき、自主防災組織役員等の引率者および避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察署は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

町職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶への誘導

町は、船舶への誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶への誘導については、支庁や消防団などの関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港から避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

4 児童・生徒等の避難

(1) 避難情報の伝達

町は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁は、生徒の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に町または支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

5 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

区分	基準
避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合
島内避難	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
島外避難	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、二次避難所（福祉避難所）とする。

避難先までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

(4) 島外避難

町は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

6 来島者の避難

町は、来島者に対して、観光協会、東海汽船、航空会社、宿泊施設などを通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民や防災関係機関などの関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

7 住民の自主避難

(1) 島内での自主避難

町は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品などを携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

(2) 島外への自主避難

町は、住民に対して、島外の親戚、知人宅などに自主避難する場合には、町および自主防災組織役員に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。

町は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

8 避難に際し住民のとるべき対応

避難に際し住民のとるべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）および自主防災組織役員等の引率者の指示に従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、町役場および自主防災組織役員等に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置しないこと。
- ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

第7章 避難に伴う対応措置

1 医療救護

町は、噴火による傷病者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。なお、大島医療センターでの対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援または患者の島外への搬送を要請する。

都（福祉保健局）は、町から要請があった場合、大島医療センターへの都医療救護班の派遣等または島外の医療機関への搬送を行う。

2 行方不明者等の捜索・救助

行方不明者または要救助者が発生した場合、警察署、消防本部、消防団は、各自の安全を確保しつつ、捜索または救助を行う。また、町は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。

都（総務局）は、町から要請があった場合、関係機関に捜索または救助を要請する。

3 ペットの同行避難

ペットは、同行避難を可とする。

なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。
- ペット用の餌、水、食器、トイレ用品などのペット用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。

4 産業動物対策

支庁および町は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。

5 残留機関の現地活動対策

島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測などの現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶などに、状況に応じて設置する。

現地活動を行うに当たっては、町に活動内容や規模などを届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。

第8章 避難生活

1 島内での避難生活

(1) 避難所の開設

町は、避難所を開設する。

なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所事務所の開設

避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ 自主運営組織の確立

避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。

組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。

町職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。

ウ 避難所担当職員会議

町は、避難所担当職員を定期的に町役場（町災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策などの諸対策について情報交換や協議を行う。

避難所担当職員は、町（町災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。

エ 避難環境の整備

町は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。

- 生活、休憩、更衣などのスペース確保
- 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性など）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮
- 避難者のプライバシー確保
- 飲料水や食品の安全確保
- トイレ機能の確保
- 室内、トイレ、ごみ保管場所などの衛生管理
- 防犯対策
- 医療救護所の設置
- 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止
- 冷暖房、公衆電話、掲示板などの設置
- 防火対策
- 燃料（ガソリン、軽油等）使用時及び保管時の安全対策
- 流言対策

(3) 救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

(ア) 食料の供給

町は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄または調達する食料を支給し、体制が整った後は、町の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

(イ) 生活必需品等の供給

町は、備蓄または調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。

(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料および生活必需品等の輸送拠点は、町役場、岡田港、元町港、波浮港、大島空港、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

町は、在宅の難病患者および体調不良を訴える避難者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都（福祉保健局）は、町における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。また、こころのケアについて、必要に応じて、巡回精神相談チームの避難所等への派遣、電話相談窓口や外来相談窓口の設置を行う。

(4) 要配慮者対策

町は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者など）に対し、状況に応じて二次避難所（福祉避難所）を開設する。また、二次避難所（福祉避難所）を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況などを、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署、消防団などの関係機関に連絡する。

町は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

(5) ペット対策

都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

町は、避難所敷地内または近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

都（福祉保健局）は、「動物保護班」および「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、町からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、町と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

(6) その他

ア 治安の維持

警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、町は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。

警察署は、避難所における防犯のため、町や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報などを呼びかける。

イ 報道機関への対応

町および支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。

記者発表は、町長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。

報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。また、住民のプライバシーなどに関わる取材・報道の自粛を要請する。

火山活動が長期化した場合、報道機関への対応窓口を一本化するとともに定期に説明を行う仕組みを作る。

ウ 相談窓口の設置

町は、必要に応じて庁舎および避難所に相談窓口を設置し、町職員を配置して住民からの相談に当たる。

エ 受援対策

町、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保などの受援対策に努める。

2 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。

【マニュアル編】

第1部 全体・共通事項

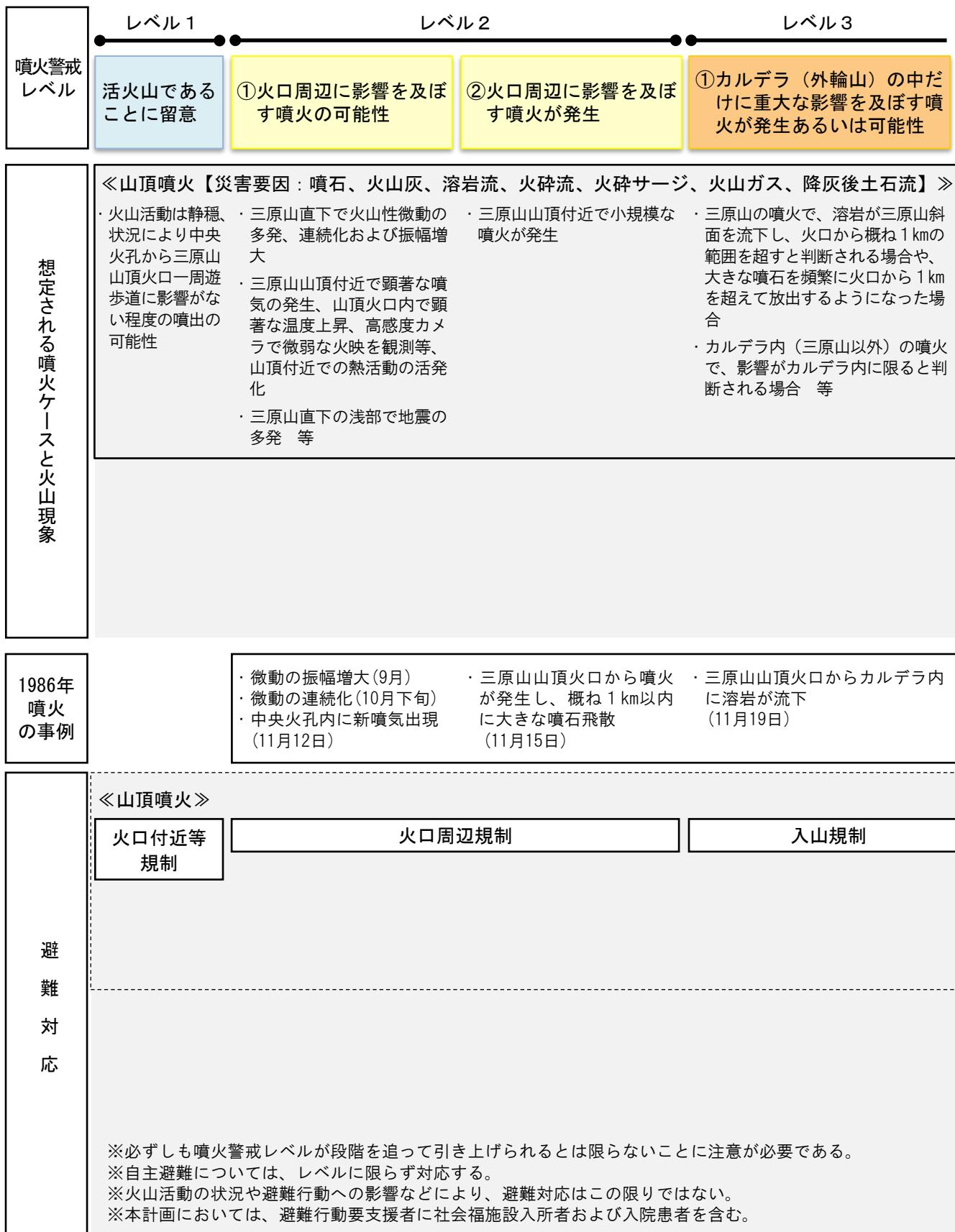
第1章 マニュアル編の構成

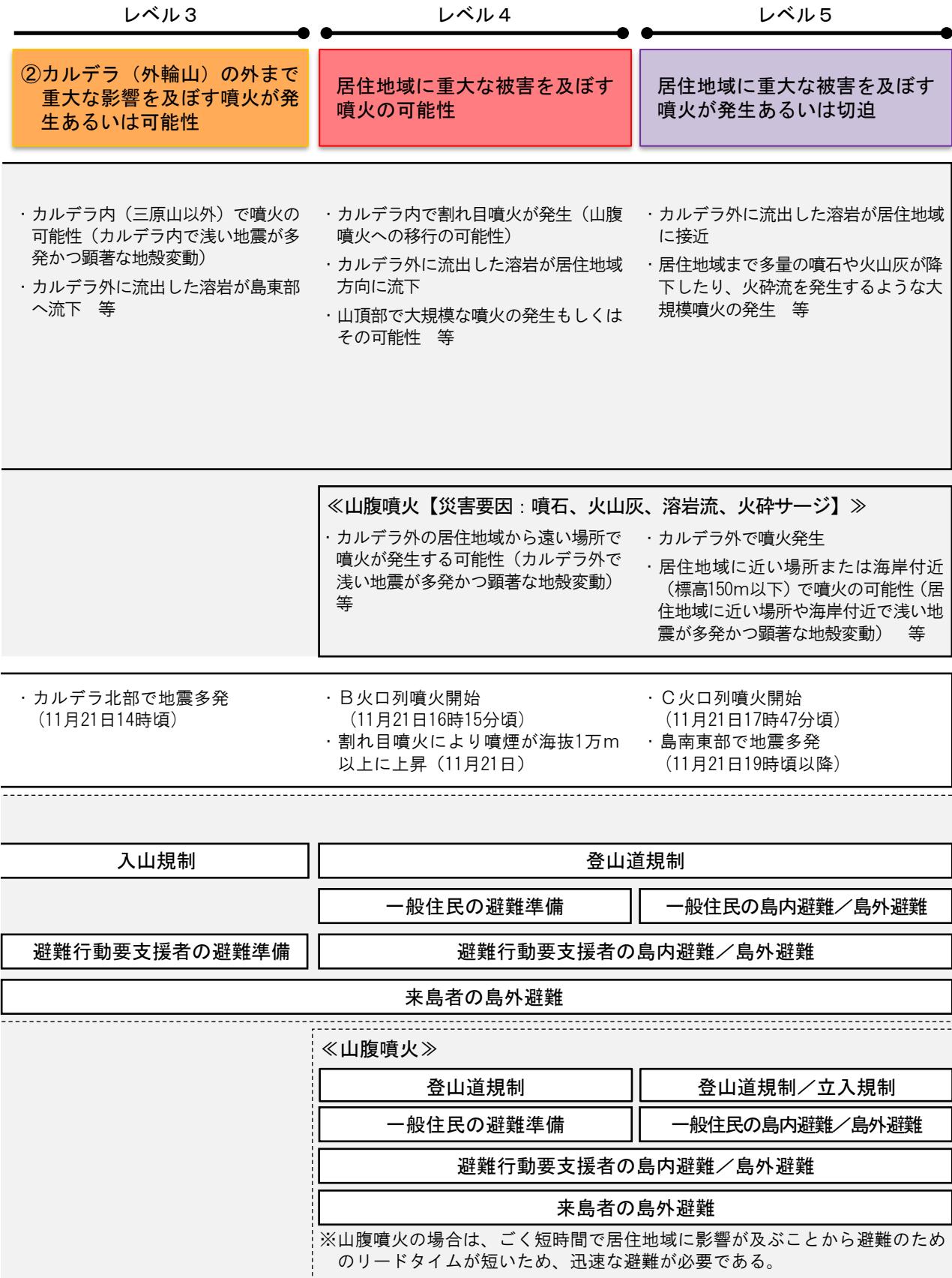
マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。

表 マニュアル編の構成

第1部 全体・共通事項	マ-1	<②カルデラの外まで重大な影響>	マ-33
第1章 マニュアル編の構成	マ-1	1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	
第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安	マ-2	2 各機関の活動態勢	
第3章 防災関係機関の体制	マ-4	3 各機関の対応	
1 防災関係機関の活動態勢		(1) 立入規制	
2 情報連絡体制		(2) 避難対応	
3 共同検討体制		ア 入山者（避難）	
第4章 防災関係機関の対応	マ-6	イ 避難行動要支援者（避難準備）	
1 噴火警報・予報の伝達		ウ 来島者（島外避難）	
2 立入規制の実施		第4章 噴火警戒レベル4	マ-45
3 避難情報の発令		1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	
4 自衛隊への災害派遣要請		2 各機関の活動態勢	
第2部 噴火警戒レベル別マニュアル	マ-11	3 各機関の対応	
第1章 噴火警戒レベル1	マ-11	(1) 立入規制	
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安		(2) 避難対応	
2 各機関の活動態勢		ア 一般住民（避難準備）	
3 各機関の対応		イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）	
(1) 立入規制		ウ 来島者（島外避難）	
(2) 避難対応		第5章 噴火警戒レベル5	マ-55
ア 入山者（避難）		1 噴火警戒レベルと避難対応の目安	
第2章 噴火警戒レベル2	マ-18	2 各機関の活動態勢	
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安		3 各機関の対応	
2 各機関の活動態勢		(1) 立入規制	
3 各機関の対応		(2) 避難対応	
(1) 立入規制		ア 一般住民（島内避難／島外避難）	
(2) 避難対応		イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）	
ア 入山者（避難）		ウ 来島者（島外避難）	
第3章 噴火警戒レベル3	マ-26	『詳細資料』	
<①カルデラの中だけに重大な影響>	マ-26	・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）	
1 噴火警戒レベルと避難対応の目安		・島外避難計画（避難港まで）	
2 各機関の活動態勢		第6章 島外関係機関の対応（島外避難）	マ-83
3 各機関の対応		1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）	
(1) 立入規制		2 一般住民（噴火警戒レベル5）	
(2) 避難対応			
ア 入山者（避難）			

第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安





第3章 防災関係機関の体制

1 防災関係機関の活動態勢

町、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒 レベル	町	支庁	警察署	消防本部	消防団	都
レベル5	災害対策本部 〔第3非常 配備態勢〕	地方隊 ～ 応急対策室C	現場警備本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		応急対策室C				
レベル3 ②カルデラの 外まで重大な 影響		応急対策室 B～C		災害対策本部 (出動待機)	災害対策本部 (出動待機)	応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル2 ②火口周辺に 影響を及ぼす 噴火が発生	第1非常 配備態勢	応急対策室A	連絡室設置	通常態勢	一	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
①火口周辺に 影響を及ぼす 噴火の可能性	緊急時 連絡態勢	情報連絡態勢 (通常)				
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	一	情報監視態勢

2 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

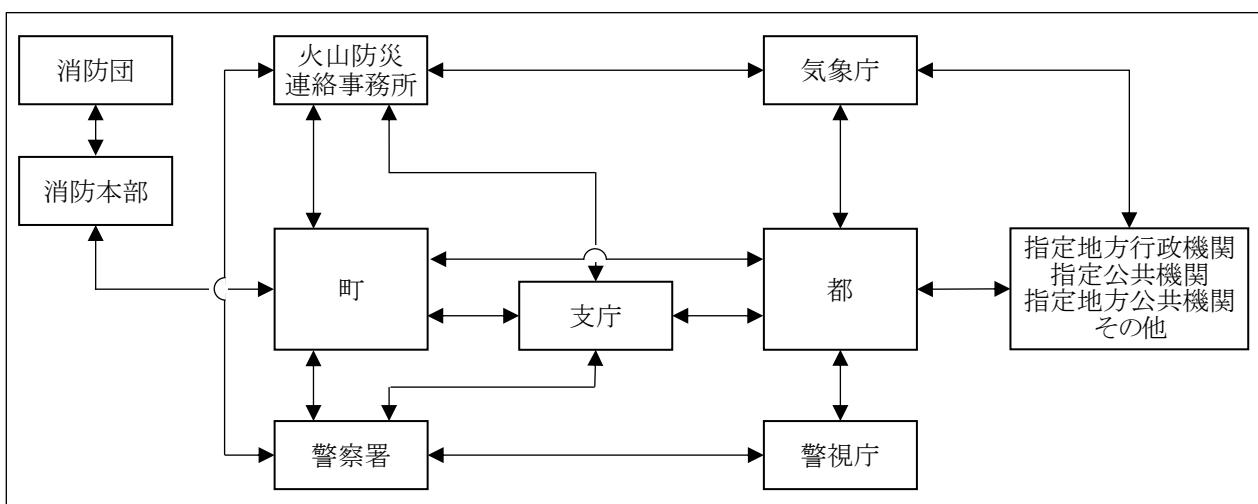


図 情報連絡体制

3 共同検討体制

(1) 平常時

町、支庁、警察署、火山防災連絡事務所は、火山活動が活発化した場合の対応について、四者懇談会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

伊豆大島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) 四者懇談会

町は、四者懇談会において、避難対応に係る協議等を行う。

また、四者懇談会における協議の内容等について、防災関係機関合同対策会議や伊豆大島火山防災協議会などを活用し、防災関係機関等と調整や情報共有などを行う。

(イ) 合同会議

町は、避難対応に係る協議等を行う体制として四者懇談会よりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制などは、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容などを踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測などの助言を求める場合は、伊豆大島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
四者懇談会	町長 支庁長 警察署長 火山防災連絡事務所長	<ul style="list-style-type: none">・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項・火山活動の見通しに関する事項・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・規制方法、規制範囲の周知などの立入規制に関する事項・避難行動が必要となる時期・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設などの避難に関する事項
合同会議	町、支庁・都、警察署、火山防災連絡事務所・気象庁、火山専門家、消防本部、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、ライフライン事業者など ※町と支庁・都が協議の上、決定する。	<ul style="list-style-type: none">・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項・火山活動の見通しに関する事項・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・規制方法、規制範囲の周知などの立入規制に関する事項・避難行動が必要となる時期・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設などの避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都および町は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

第4章 防災関係機関の対応

1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

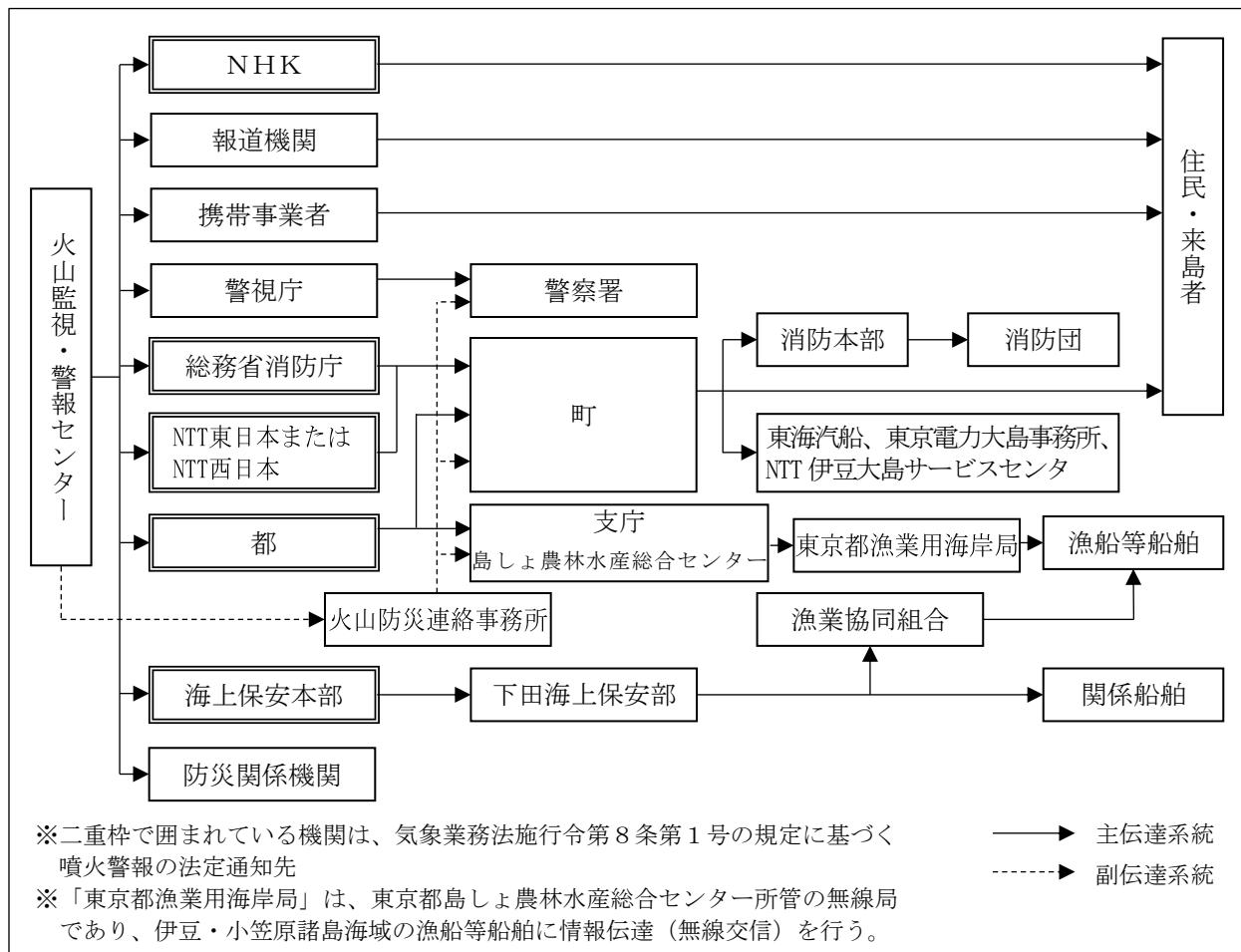


図 噴火警報・予報の伝達系統

2 立入規制の実施

(1) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるものは町長となっている。このため、法律上は、町が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、町の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。なお、細い農道や、林道については平常時から表示板を設置し、災害時立入規制が実施される旨を周知することで対応する。

- 町は、町道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁は、都道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 町、支庁、警察署は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

3 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」または「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生もしくは可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」および「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火碎流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性

(5) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路および手段により行う。

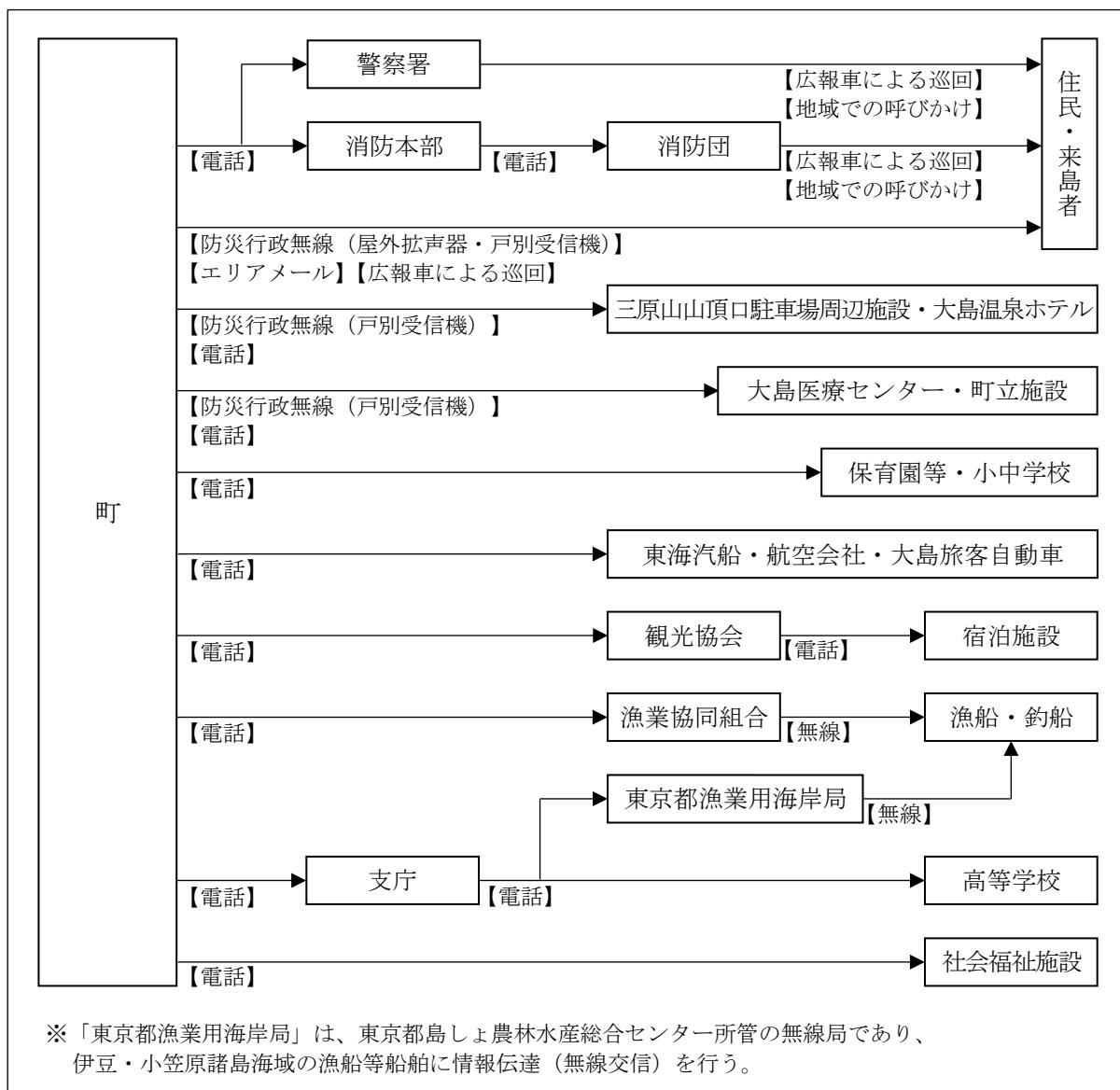


図 避難情報の伝達経路および伝達手段

4 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、または町から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

町長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、町に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、舟艇等接岸可能地や校庭などを確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、大島空港およびトウシキヘリポートを使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおり。

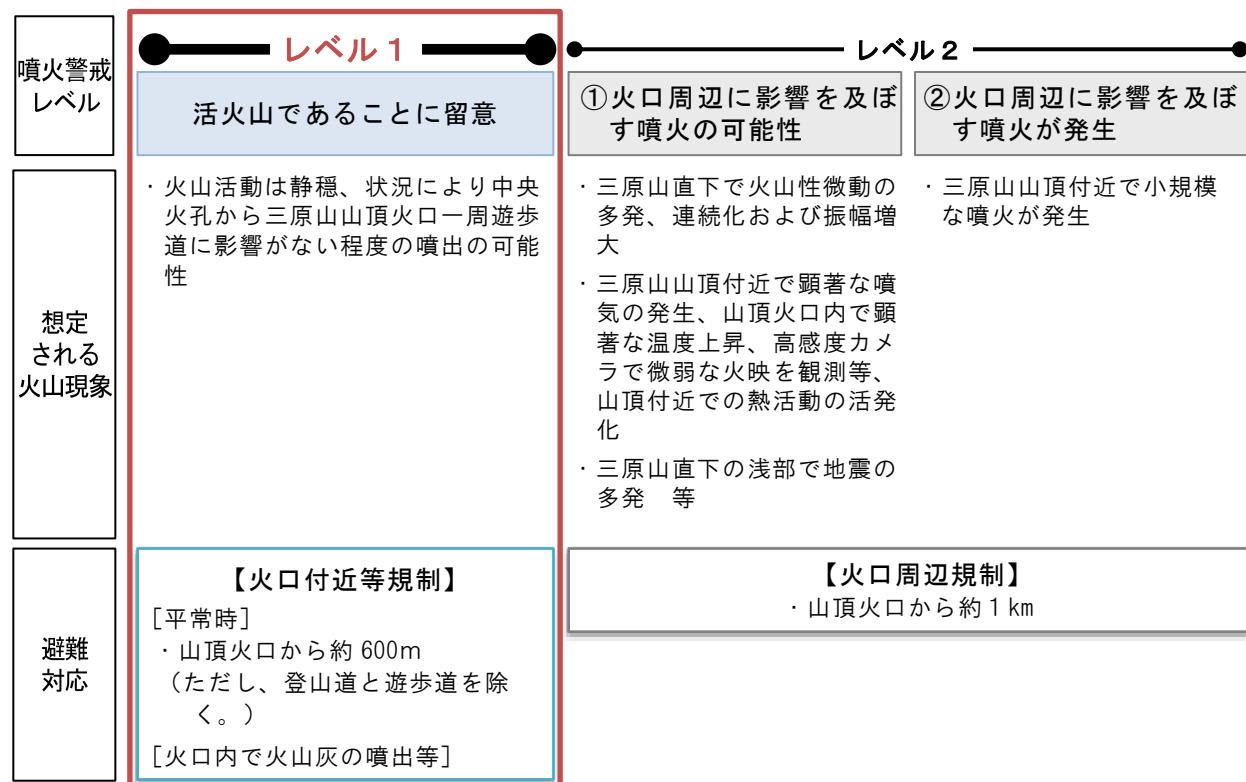
表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○車両、航空機など状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○避難命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送などを行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	○行方不明者、負傷者などが発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○堤防、護岸などの決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。
消防活動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路または水路の障害物除去	○道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護および防疫	○被災者に対し、応急医療、救護および防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員および物資の緊急輸送	○緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊などの支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	○「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安および除去	○能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他臨機の措置等	○その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項までおよび第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第2部 噴火警戒レベル別マニュアル

第1章 噴火警戒レベル1（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安



※平常時における対応については、「本編 第2部 平常時からの備え」を参照

2 各機関の活動態勢

町	通常態勢
支庁	通常態勢
警察署	通常態勢
消防本部／団	通常態勢／－
火山防災連絡事務所	通常態勢
都	情報監視態勢

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
現象発生時対応	□現地情報の把握、共有	●	●	●	▲/-	●	▲	マ-14
	□立入規制の実施	●	▲	▲	▲/-	▲		
	□立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲	▲	
	□規制箇所での道路等の封鎖	●						
	□表示板の設置	●	▲					
	□立入規制の周知	●	▲	▲				
	□立入規制範囲の警戒			●				
入山者（避難）								
避難対応	□関係機関等への伝達	●						マ-15
	□入山者への周知	●		●				
	□入山者の避難誘導	●	▲	●				
継続対応	□現地情報の把握、共有	●	●	●	▲/-	●	▲	マ-14
	□立入規制範囲の警戒			●				
	□立入規制の周知	●	▲	▲				
	□立入許可申請の対応	●						
	□立入者の把握、共有	●		▲				
	□規制箇所の巡回	●						

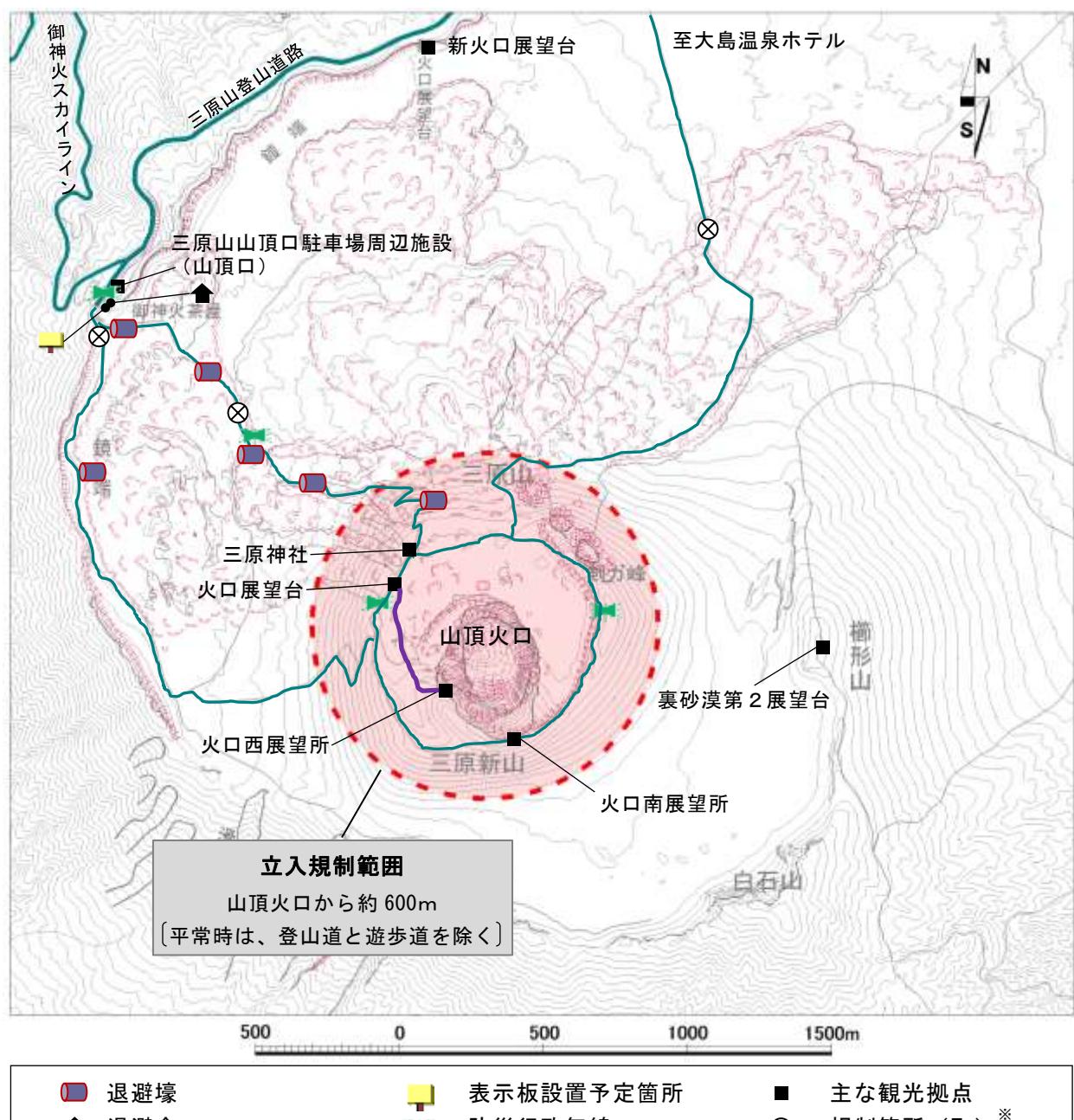
●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

(1) 立入規制

■立入規制図



※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

噴火警戒レベル1（山頂噴火）

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・立入規制の周知 ・立入規制範囲の警戒 ・立入者の把握、共有
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■表示板設置予定箇所

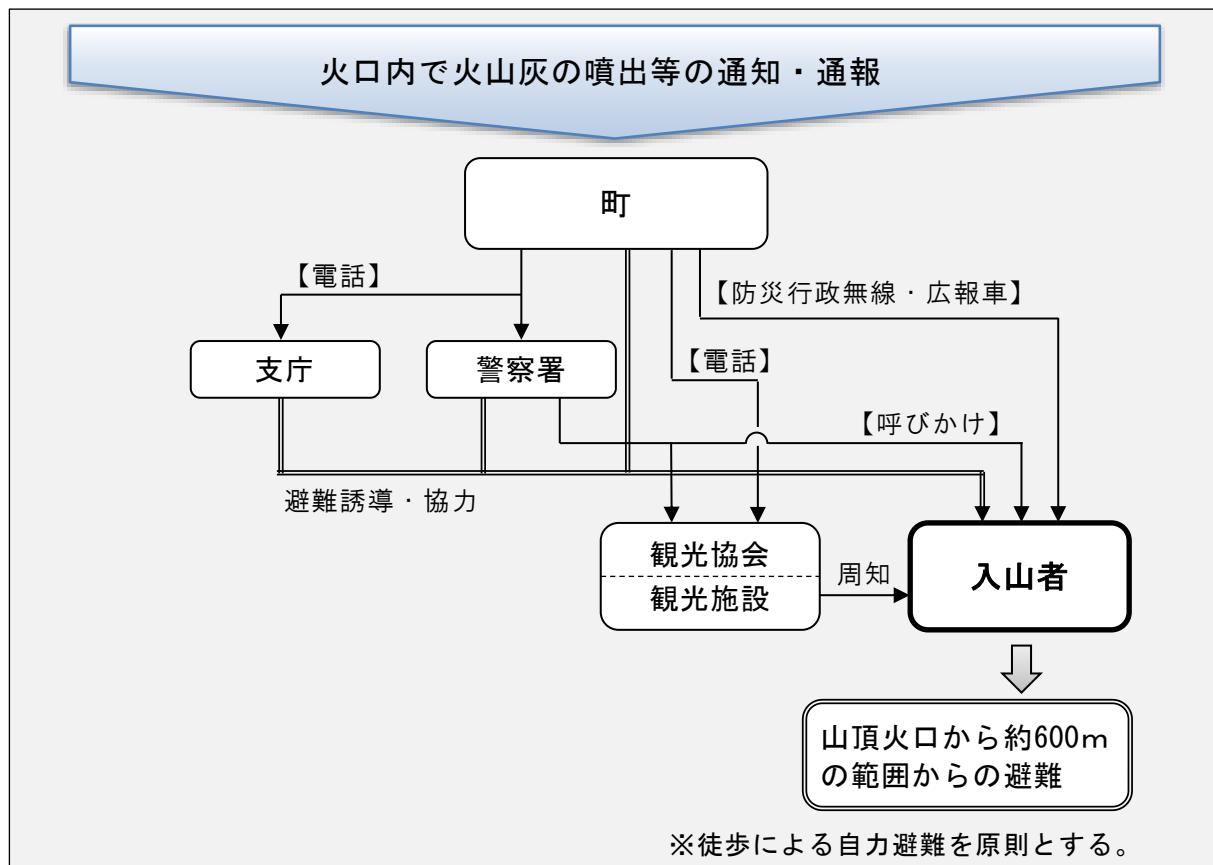
No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

(2) 避難対応

ア 入山者（避難）

■フロー図



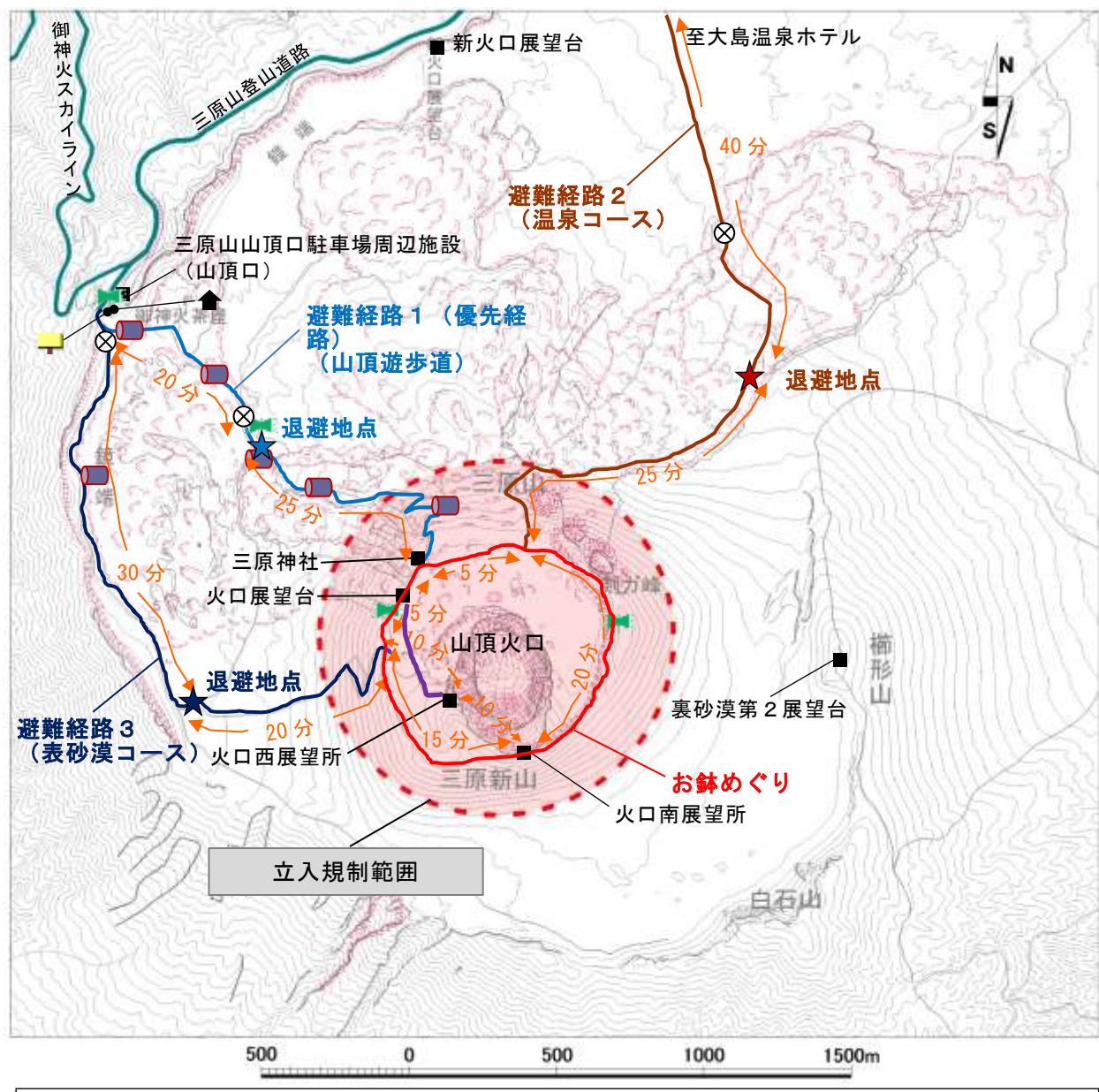
■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等への伝達（支庁、警察署、観光協会、観光施設（三原山山頂口駐車場周辺施設、大島温泉ホテル）） ・入山者への周知（防災行政無線、広報車） ・入山者の避難誘導
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・入山者の避難誘導
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・入山者への周知（呼びかけ） ・入山者の避難誘導

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル1（山頂噴火）

■避難経路図



*1 規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

*2 現象発生時に緊急的に退避するため、立入規制範囲の外側に設定した地点

■避難の所要時間（目安）

①火口南展望所（お鉢めぐり最遠部）から目標地点まで

経路	展望所～目標地点			
	展望所～分岐点	分岐点～退避地点	退避地点～目標地点	展望所～目標地点
徒歩	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
《避難経路1：山頂遊歩道》※優先経路 火口南展望所 → 山頂口	20分	25分	20分	65分
《避難経路2：温泉コース》 火口南展望所 → 大島温泉ホテル	20分	25分	40分	85分
《避難経路3：表砂漠コース》 火口南展望所 → 山頂口	15分	20分	30分	65分

②火口西展望所から目標地点まで

経路	展望所～目標地点			
	展望所～分岐点	分岐点～退避地点	退避地点～目標地点	展望所～目標地点
徒歩	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
《避難経路1：山頂遊歩道》※優先経路 火口西展望所 → 山頂口	15分	25分	20分	60分
《避難経路2：温泉コース》 火口西展望所 → 大島温泉ホテル	20分	25分	40分	85分
《避難経路3：表砂漠コース》 火口西展望所 → 山頂口	15分	20分	30分	60分

③お鉢めぐりと各経路の分岐点から目標地点（山頂口・大島温泉ホテル）まで

経路	距離	徒歩	車両
《避難経路1：山頂遊歩道》 分岐点 → 山頂口	2. 2km	45分	10分
《避難経路2：温泉コース》 分岐点 → 大島温泉ホテル	3. 2km	65分	15分
《避難経路3：表砂漠コース》 分岐点 → 山頂口	2. 5km	50分	10分

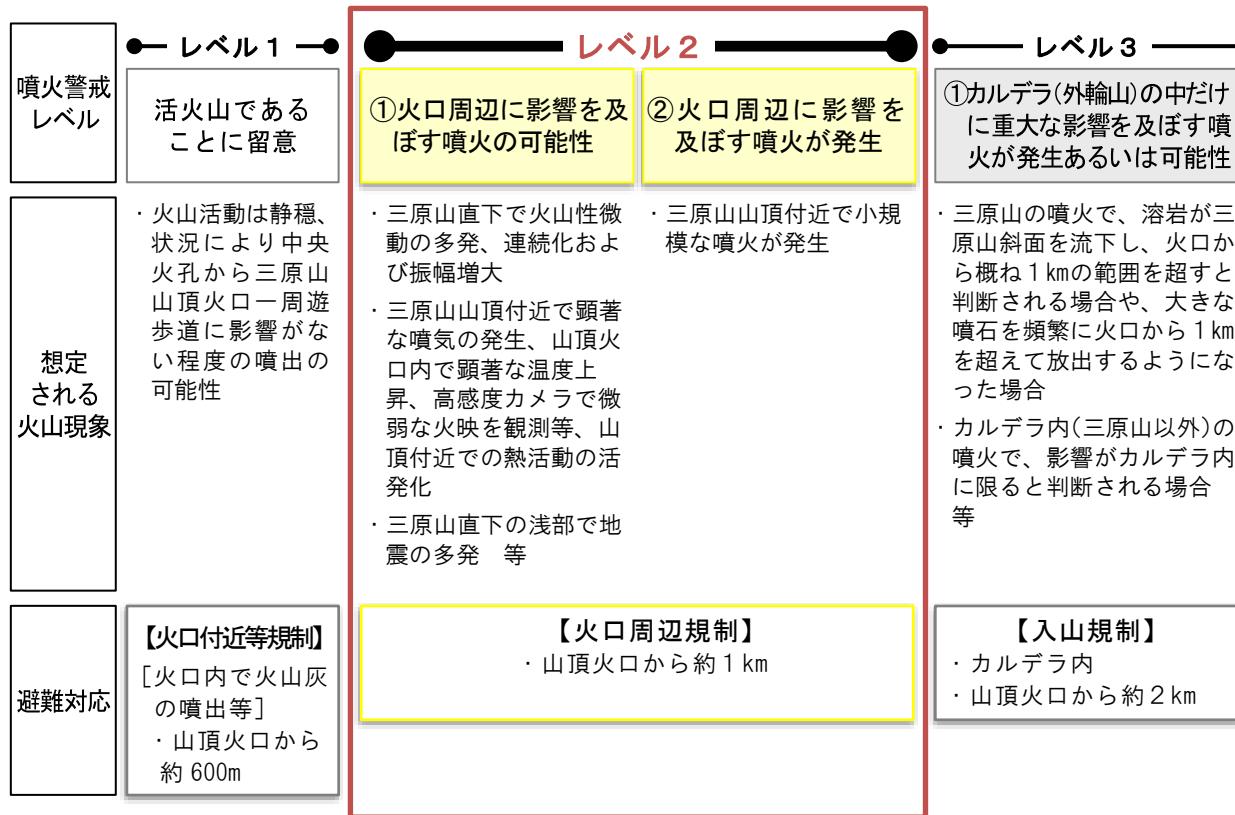
※避難決定から完了までの所要時間（見込）：約2時間

■巡回等の所要時間（目安）

経路	距離	徒歩	車両
《巡回経路1》 お鉢めぐり	2. 5km	45分	15分
《巡回経路2》 山頂口～山頂遊歩道（避難経路1）～お鉢めぐり～温泉コース（避難経路2）～大島温泉ホテル	5. 4km	—	40分
《配車経路》 元町～（御神火スカイライン）～山頂口	5. 8km	—	20分

第2章 噴火警戒レベル2（山頂噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安



2 各機関の活動態勢

	①火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性	②火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生
町	緊急時連絡態勢	第1非常配備態勢
支庁	情報連絡態勢（通常）	応急対策室A
警察署	連絡室設置	
消防本部／団	通常態勢／一	
火山防災連絡事務	緊急業務態勢	
都	情報監視態勢～情報連絡態勢	

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	●	●	●	●	●	●	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	●						
	□住民・来島者への伝達	●						
	□都漁業海岸局への伝達		●					
噴火警報発表時対応	□現地情報の把握、共有	○	○	○	△/-	○	△	マ-21
	□立入規制の実施	○	△	△	△/-	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	●	▲	▲			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○	△	△	▲/-			
	□配備職員による警戒	●	●	●				
入山者（避難）								
避難対応	□関係機関等への伝達	○						マ-23
	□入山者への周知	○		○				
	□入山者の避難誘導	○	△	○				
継続対応	□現地情報の把握、共有	○	○	○	△/-	○	△	マ-21
	□立入規制の周知	○	△	△	▲/-			
	□配備職員による警戒	●	●	●				
	□立入許可申請の対応	○						
	□立入者の把握、共有	○	▲	△	▲/-			
	□規制箇所の巡回	○	●					

●：主体となる機関

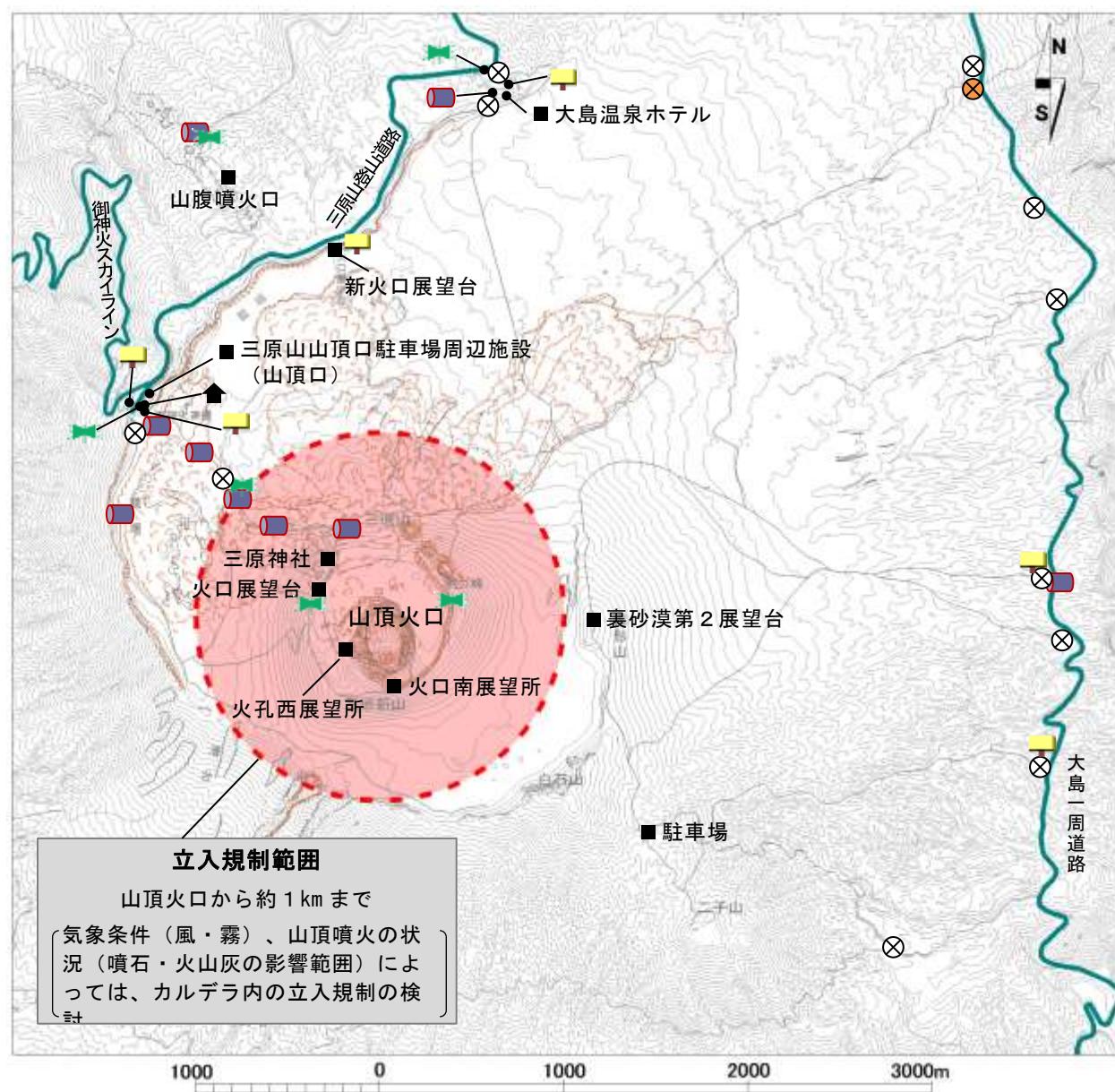
▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関
 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル1から実施していることを表す。

噴火警戒レベル2（山頂噴火）

(1) 立入規制

■立入規制図



*規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

■各機関の役割（◎：火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生した場合のみ）

町	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知 ◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場） ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場） ・立入者の把握、共有
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知／一 ・立入者の把握、共有
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル2（山頂噴火）

■表示板設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所*		●	●	●
6	岡田港船客待合所*		●	●	●
7	大島空港*		●	●	●
8	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)		●	●	●
9	月と砂漠ライン・都道接続付近		●	●	●
	その他の観光施設		●	●	●

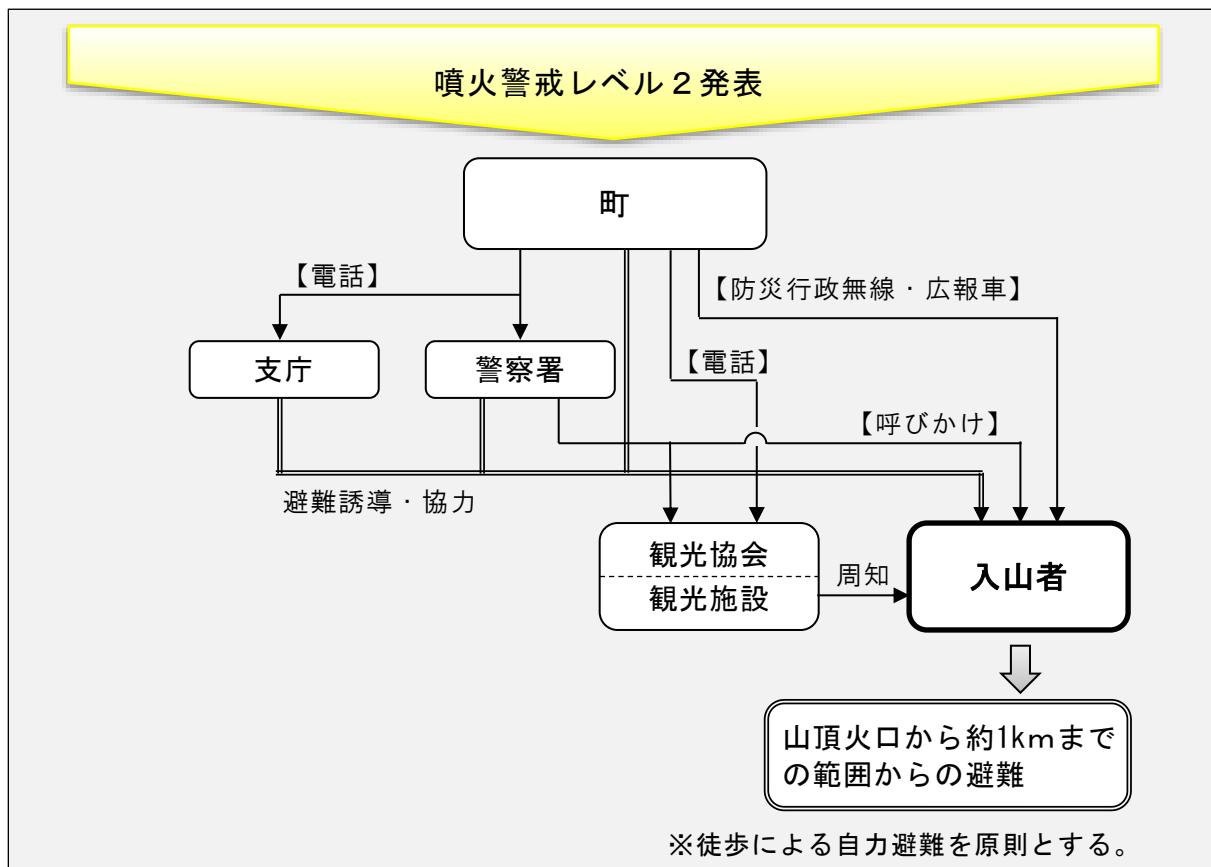
* : 前ページの地図の範囲外

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

(2) 避難対応

ア 入山者（避難）

■フロー図



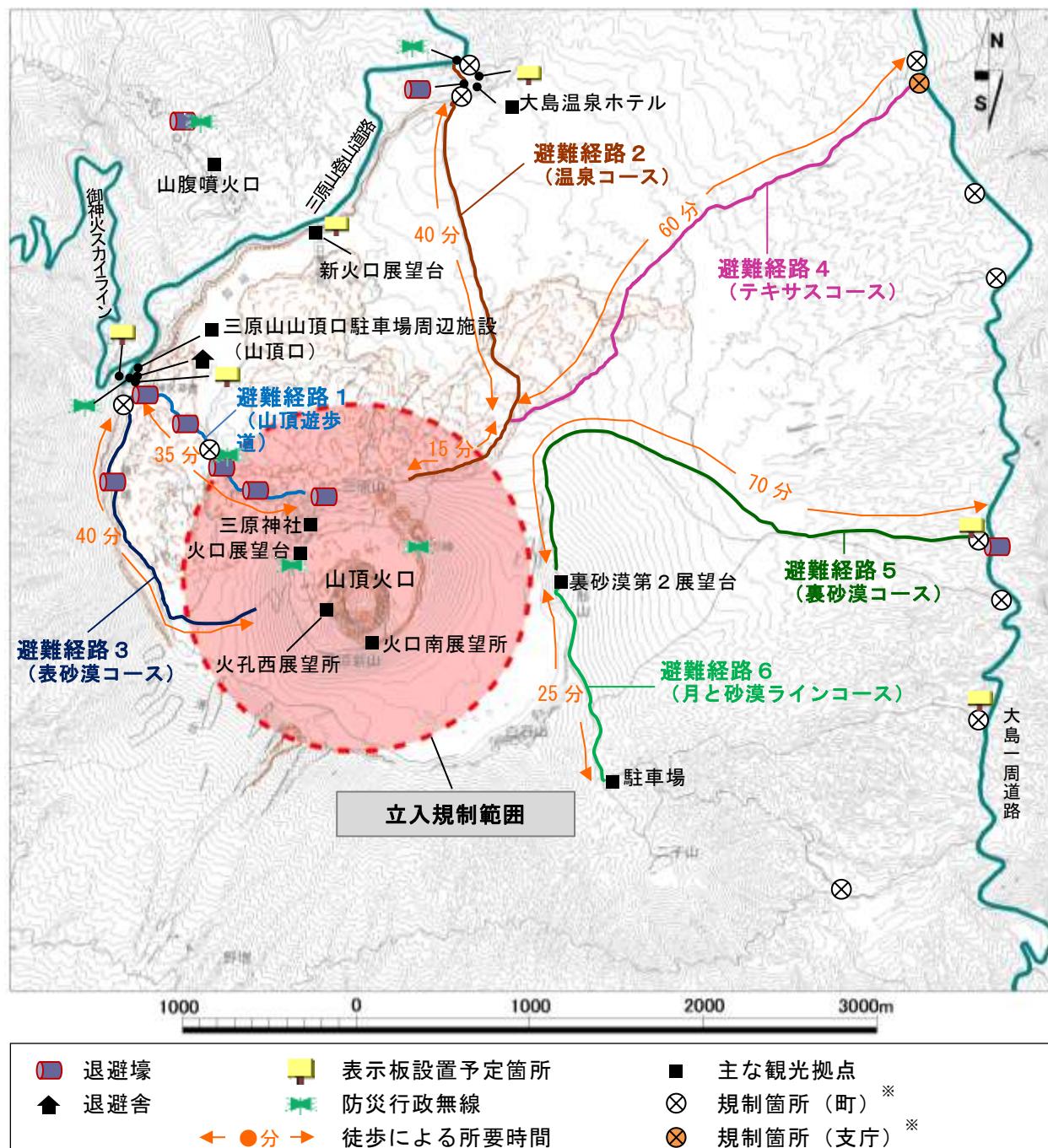
■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等への伝達（支庁、警察、観光協会、観光施設（三原山山頂口駐車場周辺施設、大島温泉ホテル）） ・入山者への周知（防災行政無線、広報車） ・入山者の避難誘導
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・入山者の避難誘導
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・入山者への周知（呼びかけ） ・入山者の避難誘導

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル2（山頂噴火）

■避難経路図



*規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

■避難の所要時間（目安）

経路	徒歩	車両	【参考】 お鉢めぐりとの分 岐点から（徒歩）
《避難経路1：山頂遊歩道》 山頂火口から600m地点 → 山頂口	35分	5分	45分
《避難経路2：温泉コース》 山頂火口から600m地点 → 大島温泉ホテル	55分	10分	65分
《避難経路3：表砂漠コース》 山頂火口から600m地点 → 山頂口	40分	10分	50分
《避難経路4：テキサスコース》 山頂火口から600m地点 → 大島一周道路	75分	15分	85分
《避難経路5：裏砂漠コース》 裏砂漠第2展望台 → 大島一周道路	70分	20分	-
《避難経路6：月と砂漠ラインコース》 裏砂漠第2展望台 → 駐車場	25分	10分	-

※経路4・5は、避難者が徒歩の場合、目標地点（大島一周道路）付近にバス等の配車が必要。

※避難決定から完了までの所要時間（見込）：約2時間30分～3時間

■巡回等の所要時間（目安）

経路	車両
《巡回経路1》 山頂口～山頂遊歩道【往復】	10分
《巡回経路2》 山頂口～表砂漠コース【往復】	20分
《巡回経路3》 大島温泉ホテル～温泉コース～裏砂漠コース～裏砂漠第2展望台 ～月と砂漠ラインコース～駐車場	30分
《配車経路1》 元町～（御神火スカイライン）～山頂口	20分
《配車経路2》 元町～（大島一周道路）～月と砂漠ライン入口	40分

第3章 噴火警戒レベル3（山頂噴火）

<①カルデラの中だけに重大な影響>

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	— レベル2 —	— レベル3 —
想定される 火山現象	<ul style="list-style-type: none"> 三原山山頂付近で小規模な噴火が発生 	<p>①カルデラ（外輪山）の中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 三原山の噴火で、溶岩が三原山斜面を流下し、火口から概ね1kmの範囲を超すと判断される場合や、大きな噴石を頻繁に火口から1kmを超えて放出するようになった場合 カルデラ内（三原山以外）の噴火で、影響がカルデラ内に限ると判断される場合 等
避難対応	<p>【火口周辺規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から約1km 	<p>【入山規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> カルデラ内 山頂火口から約2km
	<p>噴火の可能性</p>	<p>噴火の発生</p> <p>【退避準備（状況により退避）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三原山山頂口駐車場周辺施設 大島温泉ホテル 新火口展望台

2 各機関の活動態勢

町	災害対策本部（第2非常配備態勢）
支庁	応急対策室B～C
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動待機）／災害対策本部（出動待機）
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目			町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○							
	□住民・来島者への伝達	○							
	□都漁業海岸局への伝達		○						
噴火警報発表時対応	□現地情報の把握、共有	○	○	○	△/▲	○	△	△	マ-29
	□立入規制の実施	○	△	△	△/▲	△			
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△				
	□表示板の設置	○	△						
	□立入規制の周知	○	△	△	△/▲				
	□配備職員による警戒	○	○	○					
避難経路等の確保	□道路の点検、機能確保	●	●						—
	□港・空港の点検、機能確保		●						
	□交通規制	▲	▲	●					
	□災害備蓄品の点検	●	●						
防災機能等の確保	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●				—
	□装備等の点検等			●	●				
	□入山者（避難）								
避難対応	□関係機関等への伝達	○							マ-31
	□入山者への周知	○		○	●				
	□入山者の避難誘導	○	△	○	●				
	□観光施設への退避準備の要請	●							
	□大島旅客自動車へのバス待機の要請	●							
継続対応	□現地情報の把握、共有	○	○	○	△/▲	○	△	△	マ-29
	□立入規制の周知	○	△	△	△/▲				
	□配備職員による警戒	○	○	○					
	□立入許可申請の対応	○							
	□立入者の把握、共有	○	△	△	△/▲				
	□規制箇所の巡回	○	○	●					

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

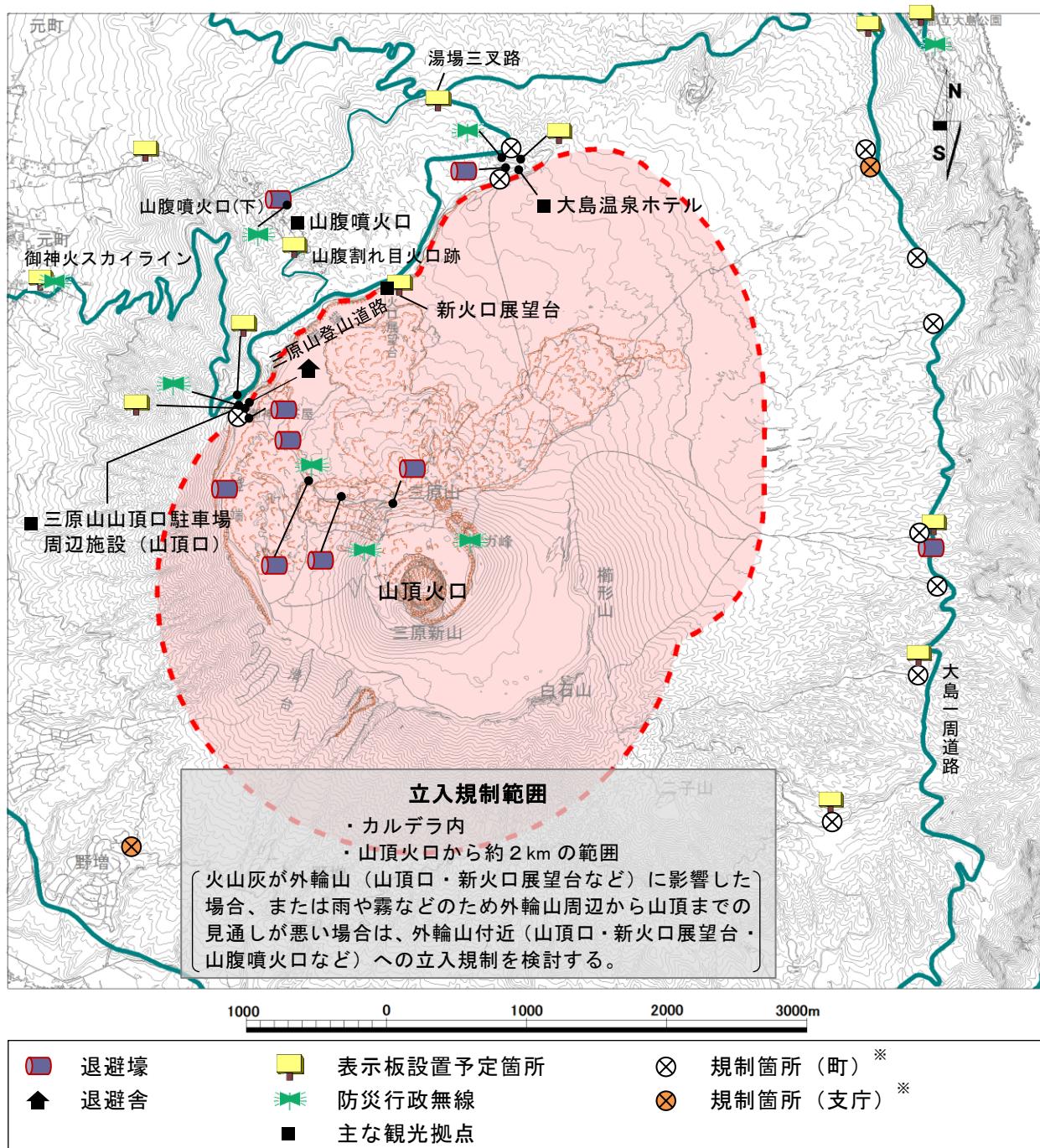
②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル2までに実施していることを表す。

噴火警戒レベル3（山頂噴火）①カルデラの中だけに重大な影響

(1) 立入規制

■立入規制図



*規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知 ・配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場） ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ・配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場） ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル3（山頂噴火）①カルデラの中だけに重大な影響

■表示板の設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所*		●	●	●
6	岡田港船客待合所*		●	●	●
7	大島空港*		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
9	湯場三叉路付近			●	
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近*			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)		●	●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近		●	●	●
17	筆島展望広場付近*			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●

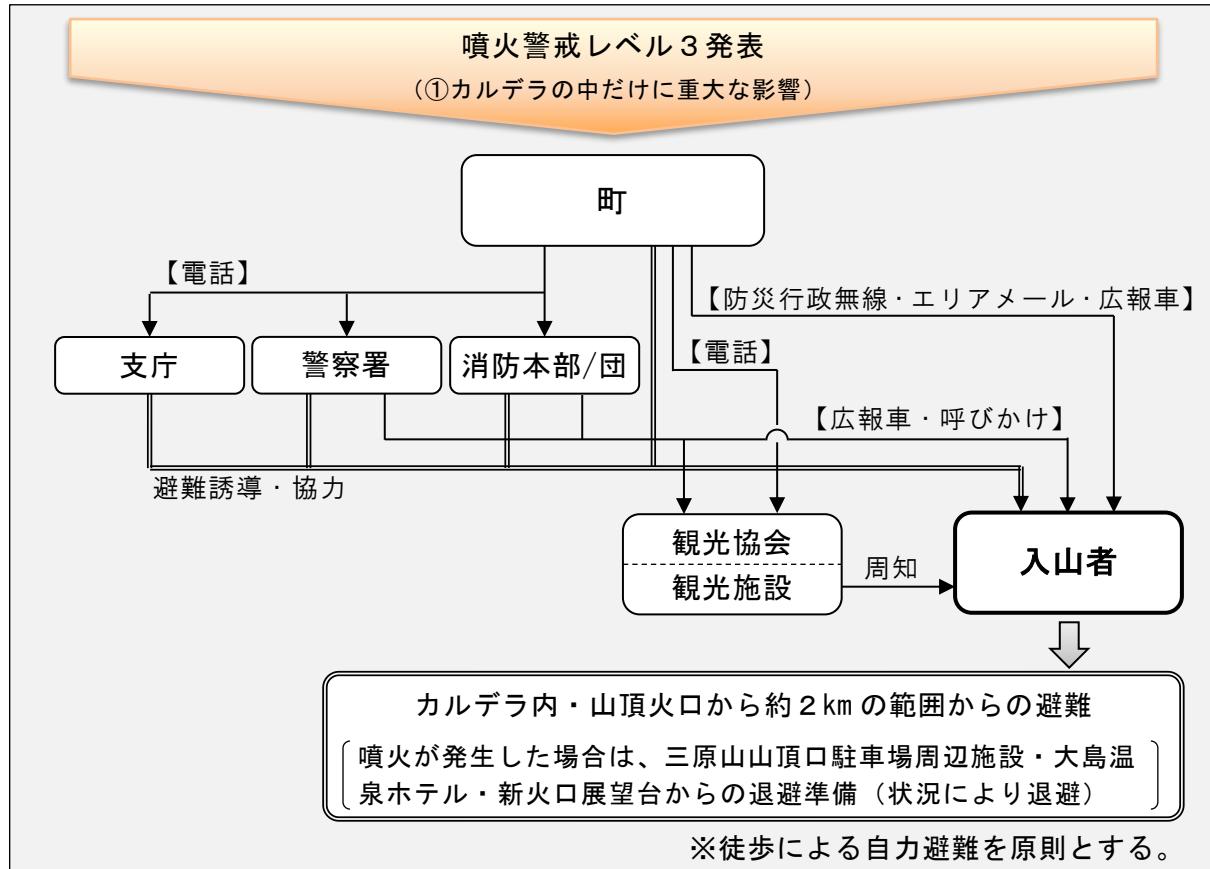
* : 前ページの地図の範囲外

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

(2) 避難対応

ア 入山者（避難）

■フロー図



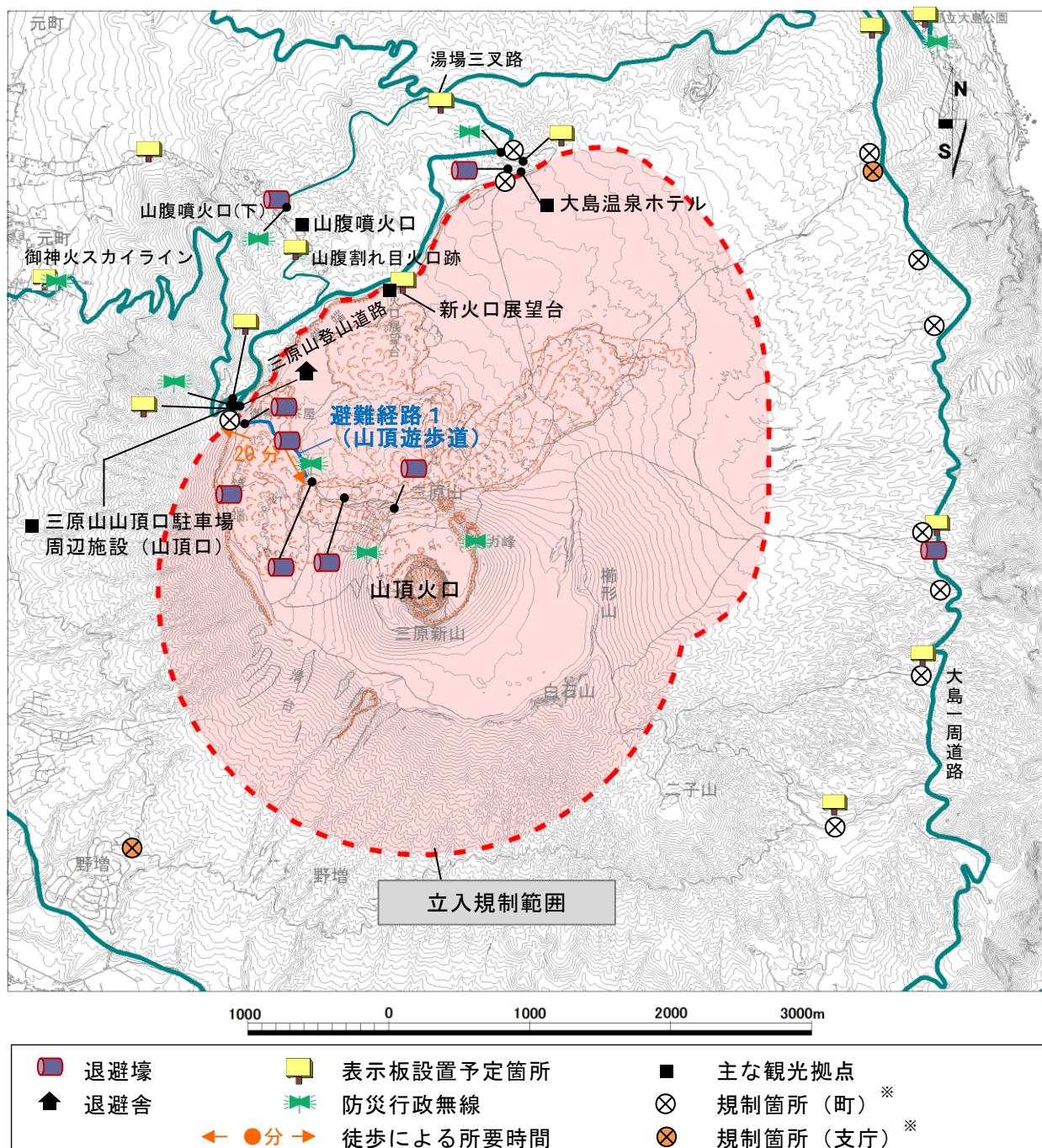
■各機関の役割（◎：カルデラの中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生した場合）

町	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等への伝達（支庁、警察署、消防本部、観光協会、観光施設（三原山山頂口駐車場周辺施設、大島温泉ホテル）） ・入山者への周知（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・入山者の避難誘導 <p>◎観光施設への退避準備の要請 (三原山山頂口駐車場周辺施設、大島温泉ホテル)</p> <p>◎大島旅客自動車へのバス待機の要請</p>
支庁	・入山者の避難誘導
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・入山者への周知（呼びかけ） ・入山者の避難誘導
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・入山者への周知（呼びかけ） ・入山者の避難誘導

※「3 各機関の対応」における主体となる機関および協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル3（山頂噴火）①カルデラの中だけに重大な影響

■避難経路図



*規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

■避難の所要時間（目安）

経路	徒歩	車両
《避難経路1：山頂遊歩道》 噴火警戒レベル2立入規制箇所 → 山頂口	20分	5分

■巡回等の所要時間（目安）

経路	車両
《巡回経路》 山頂口～山腹割れ目火口跡～大島温泉ホテル	15分
《配車経路》 元町～（御神火スカイライン）～山頂口	20分

<②カルデラの外まで重大な影響>

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	①カルデラ(外輪山)の中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性	②カルデラ(外輪山)の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性	レベル4 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性
想定される 火山現象	<ul style="list-style-type: none"> 三原山の噴火で、溶岩が三原山斜面を流下し、火口から概ね1kmの範囲を超すと判断される場合や、大きな噴石を頻繁に火口から1kmを超えて放出するようになった場合 カルデラ内（三原山以外）の噴火で、影響がカルデラ内に限ると判断される場合 等 	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ内（三原山以外）で噴火の可能性（カルデラ内で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動） カルデラ外に流出した溶岩が島東部へ流下 等 	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ内で割れ目噴火が発生（山腹噴火への移行の可能性） カルデラ外に流出した溶岩が居住地域方向に流下 山頂部で大規模な噴火の発生もしくはその可能性 等
避難対応	<p>【入山規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> カルデラ内 山頂火口から約2km 	<p>【登山道規制】</p> <p>居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路</p> <p>■一般住民 避難準備</p> <p>■避難行動要支援者 避難準備</p> <p>■来島者 島外避難</p> <p>噴火の可能性 噴火の発生</p> <p>【退避準備（状況により退避）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三原山山頂口駐車場周辺施設 大島温泉ホテル 新火口展望台 	<p>【退避】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三原山山頂口駐車場周辺施設 大島温泉ホテル 新火口展望台

2 各機関の活動態勢

町	災害対策本部（第3非常配備態勢）
支庁	応急対策室B～C
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動待機）／災害対策本部（出動待機）
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業海岸局への伝達		○					
	□現地情報の把握、共有	○	○	○	●	○	●	
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
	□道路の点検、機能確保	●	●					—
	□港・空港の点検、機能確保		●					—
避難経路等の確保	□交通規制	▲	▲	●				—
	□災害備蓄品の点検	●	●					—
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			—
噴火警報発表時対応	□装備等の点検等			●	●			—
入山者（避難）								
□関係機関等への伝達	○						マ-39	
□入山者への周知	○		○	○				
□入山者の避難誘導	○	△	○	○				
□観光施設への退避の要請	○							
□大島旅客自動車への配車要請	○							
避難行動要支援者（避難準備）								
□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-42	
□避難準備の決定の報告	●	▲				▲		
□島内関係機関への伝達	●							
□社会福祉施設等への伝達	●							
□避難行動要支援者、避難支援等関係者への伝達	●		●	●				
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●							
□島内の避難先の確保	●							
□島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲			
□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●							
□情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲		
□受入準備（島外避難の準備）						●		

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報発表時対応	避難対応	来島者（島外避難）						
マ-44	マ-44	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲	
		□島外避難の決定の報告	●	▲				▲
		□島内関係機関への伝達	●					
		□人数の把握	●					
		□島外避難の呼びかけ	●		▲	▲		
		□観光協会等への呼びかけの要請	●					
		□島外避難支援	●	▲	▲	▲		
		□観光拠点の巡回	●					
マ-37	マ-37	□現地情報の把握、共有	○	○	○	●	○	●
		□立入規制の周知	○	△	△	△		
		□立入許可申請の対応	○					
		□立入者の把握、共有	○	△	△	△		
		□規制箇所の巡回	○	○	○			

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

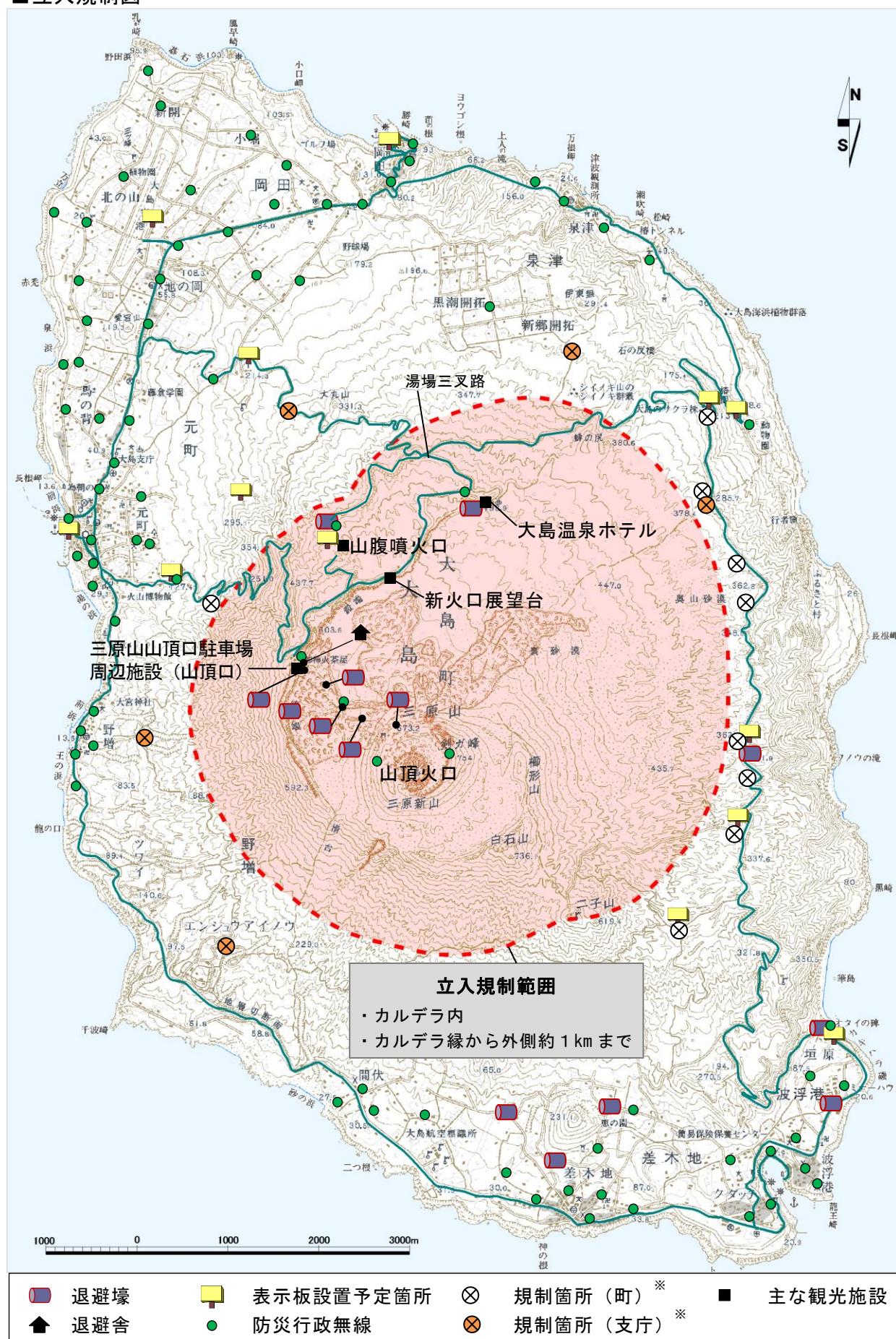
②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。

噴火警戒レベル3（山頂噴火）②カルデラの外まで重大な影響

(1) 立入規制

■立入規制図



※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル3（山頂噴火）②カルデラの外まで重大な影響

■表示板の設置予定箇所

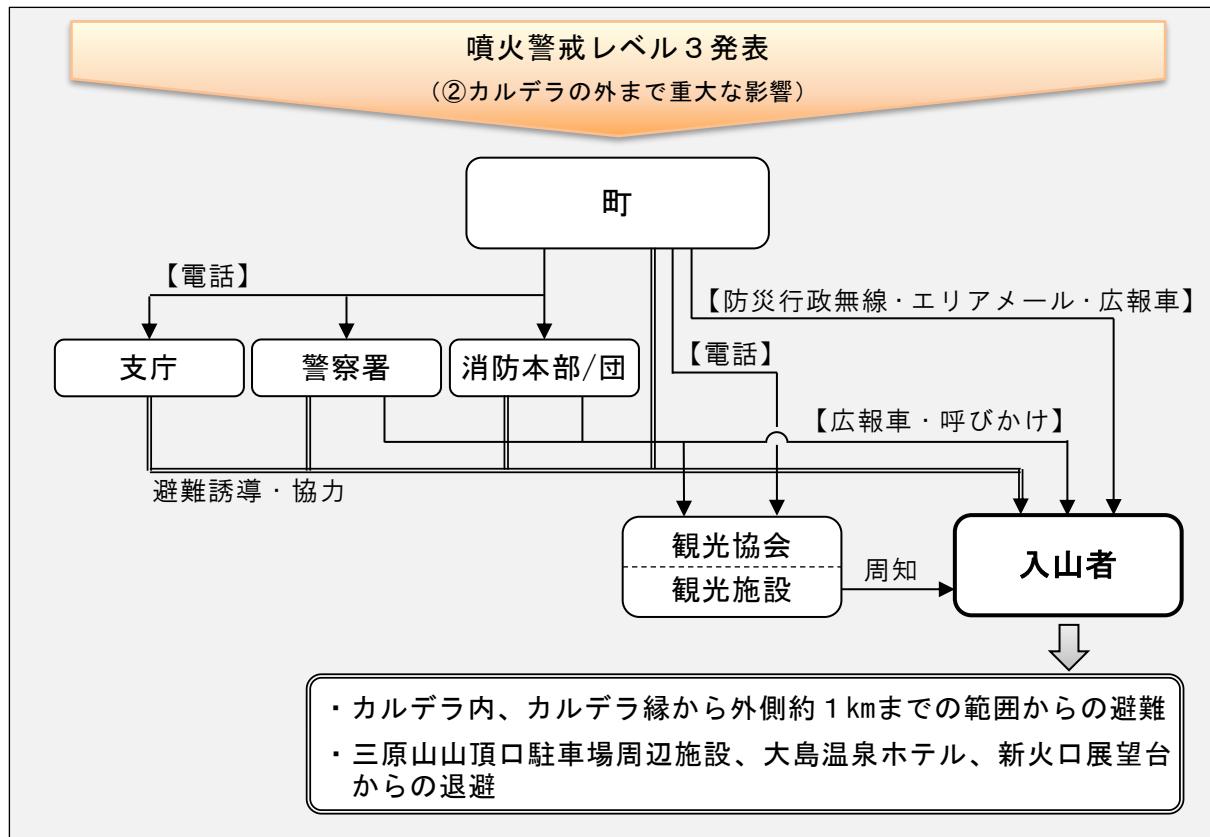
No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
5	元町港船客待合所	●	●	●	●
6	岡田港船客待合所	●	●	●	●
7	大島空港	●	●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)	●	●	●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近	●	●	●	●
17	筆島展望広場付近			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設	●	●	●	●

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

(2) 避難対応

ア 入山者（避難）

■フロー図



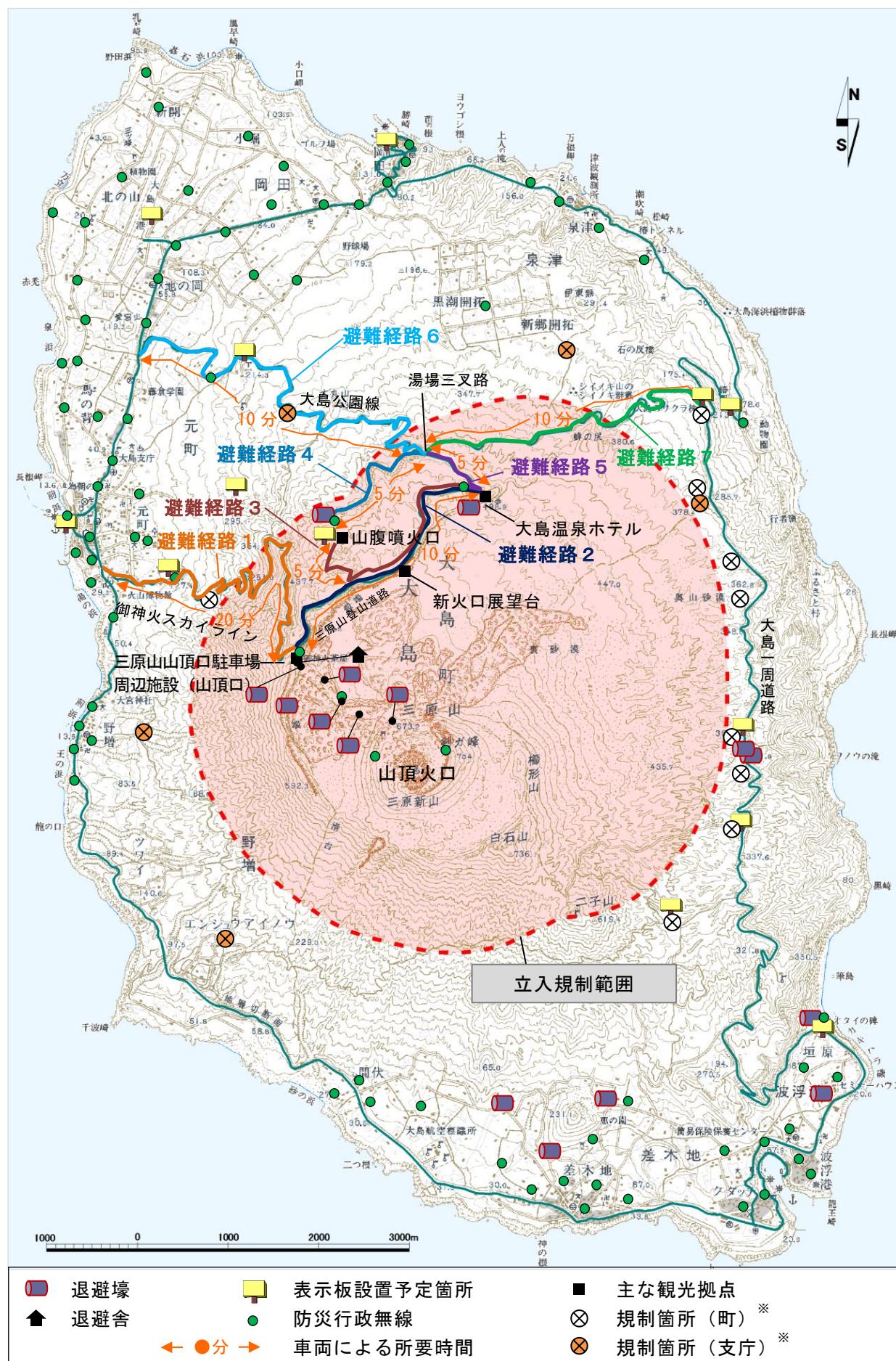
■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等への伝達（支庁、警察署、消防本部、観光協会、観光施設（三原山山頂口駐車場周辺施設、大島温泉ホテル）） ・入山者への周知（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・入山者の避難誘導 ・観光施設への退避の要請 (三原山山頂口駐車場周辺施設、大島温泉ホテル) ・大島旅客自動車への配車要請
支庁	・入山者の避難誘導
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・入山者への周知（呼びかけ） ・入山者の避難誘導
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・入山者への周知（呼びかけ） ・入山者の避難誘導

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

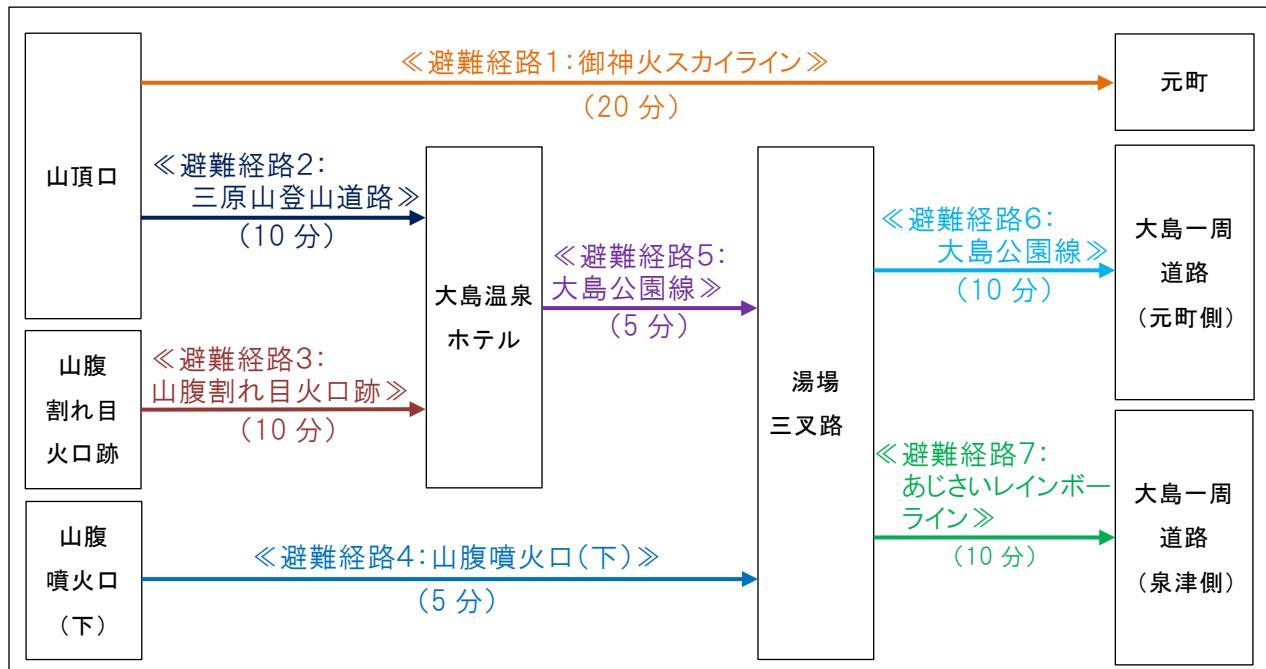
噴火警戒レベル3（山頂噴火）②カルデラの外まで重大な影響

■避難経路図



*規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

■避難の所要時間（目安）



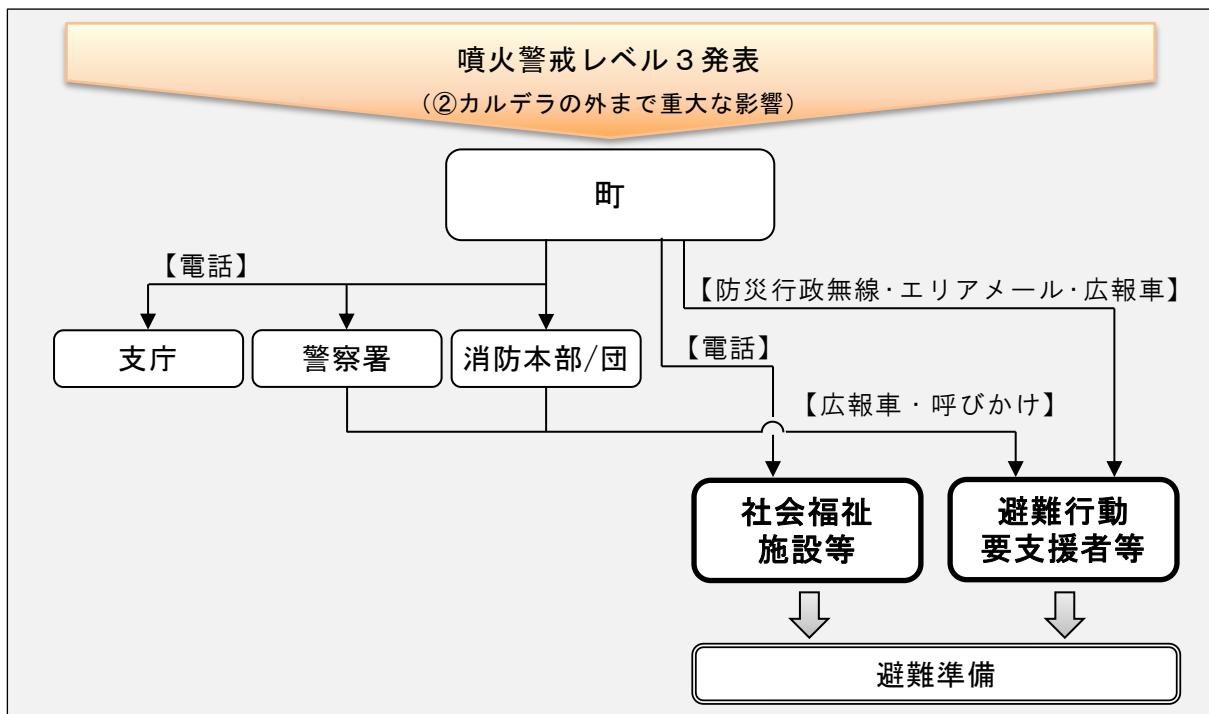
※ () は、車両による所要時間の目安

※避難決定から完了までの所要時間（見込）：約2時間

噴火警戒レベル3（山頂噴火）②カルデラの外まで重大な影響

イ 避難行動要支援者（避難準備）

■フロー図



■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照） ・社会福祉施設等への避難準備の伝達 ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の避難先の確保 ・島内の移送経路・方法の検討 ・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・情報共有、調整（島外避難の準備）
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告） ・島内の移送経路・方法の検討 ・情報共有、調整（島外避難の準備）
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の移送経路・方法の検討
都	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（支庁から受理） ・情報共有、調整（島外避難の準備） ・受入準備（島外避難の準備） <p>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

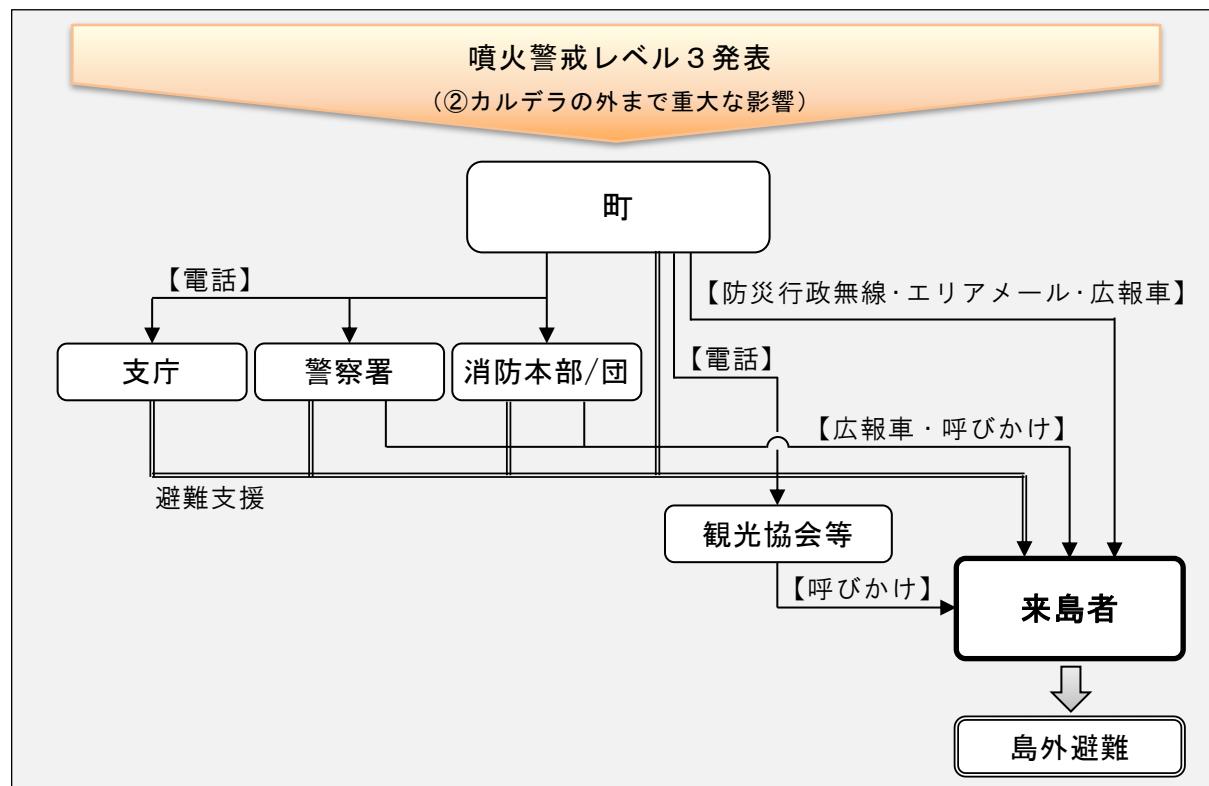
■社会福祉施設等一覧

(平成29年1月現在)

No.	施設名	定員・病床数	No.	施設名	定員・病床数
1	大島老人ホーム	100人	6	柘植寮	4人
2	大島藤倉学園	64人	7	ニュースの家	7人
3	大島恵の園	82人	8	ニュースの家2	7人
4	第2大島恵の園	82人	9	グループホームあすなろ	9人
5	あしたば寮	8人	10	大島医療センター	19床

ウ 来島者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8 参照） ・人数の把握 ・島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・島外避難支援 ・観光拠点の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告） ・島外避難支援
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・島外避難支援
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・島外避難支援
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第4章 噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	レベル3	レベル4	レベル5
	②カルデラ（外輪山）の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される 火山現象	<p>『山頂噴火』</p> <ul style="list-style-type: none"> カルデラ内（三原山以外）で噴火の可能性（カルデラ内で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動） カルデラ外に流出した溶岩が島東部へ流下 等 	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ内で割れ目噴火が発生（山腹噴火への移行の可能性） カルデラ外に流出した溶岩が居住地域方向に流下 山頂部で大規模な噴火の発生もしくはその可能性 等 <p>『山腹噴火』</p> <ul style="list-style-type: none"> カルデラ外の居住地域から遠い場所で噴火が発生する可能性（カルデラ外で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動） 等 <p>※山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ外に流出した溶岩が居住地域に接近 居住地域まで多量の噴石や火山灰が降下したり、火碎流を発生するような大規模噴火の発生等
避難対応	<p>【入山規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> カルデラ内 カルデラ縁から外側約1km <p>■ 避難行動要支援者</p> <p>避難準備</p> <p>■ 来島者</p>	<p>【登山道規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路 <p>■ 一般住民</p> <p>避難準備</p> <p>島内避難／島外避難</p> <p>島内避難／島外避難</p> <p>島外避難</p>	<p>島内避難／島外避難</p>

2 各機関の活動態勢

町	災害対策本部（第3非常配備態勢）
支庁	応急対策室C
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動）／災害対策本部（出動）
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	情報連絡態勢～災害即応対策本部～応急対策本部

3 各機関の対応

実施項目			町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○							
	□住民・来島者への伝達	○							
	□都漁業海岸局への伝達		○						
	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲	▲			マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲					▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●						
	□住民・来島者への伝達	●		●	●				
	□都漁業海岸局への伝達		●						
	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	○	マ-48
立入規制	□立入規制の実施	○	△	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△				
	□表示板の設置	○	△						
	□立入規制の周知	○	△	△	△				
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△					○	マ-8
	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲			
噴火警報発表時対応	□道路の点検、機能確保	○	○						—
	□港・空港の点検、機能確保		○						
	□交通規制	△	△	○					
	□災害備蓄品の点検	○	○						
防災機能等の確保	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○				—
	□装備等の点検等			○	○				
	一般住民（避難準備）								
避難対応	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲	▲		マ-49
	□避難準備の決定の報告	●	▲					▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●						
	□住民への伝達	●		●	●				
	□避難者総数の把握、共有	●	▲	▲	▲				
	□避難所の開設、点検	●							
	□大島旅客自動車への避難対応準備の要請	●							
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●							
	□避難手順の確認	●	●	●	●			●	
	避難行動要支援者（島内避難／島外避難）								
避難対応	□島内避難／島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲	▲		マ-51
	□島内避難／島外避難の決定の報告	●	▲					▲	
	□島外への移送の要請（島外避難）	●*	▲*					▲*	
	□島内の避難先の確保（島内避難）	○							
	□島内関係機関への伝達	○							
	□社会福祉施設等への伝達	○							
	□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○				
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	▲	▲	▲			▲*	

実施項目			町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	避難対応	□島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		マ-51	
		□島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*				●*		
		□島内での避難支援	●	●	●	●				
		□島内の避難状況の確認	●	●	●	●				
		来島者（島外避難）								
		□島外避難の決定	○	△	△	△	△	△		
		□島外避難の決定の報告	○	△				△		
		□島内関係機関への伝達	○							
		□人数の把握	○							
		□島外避難の呼びかけ	○		△	△				
継続対応	立入規制	□観光協会等への呼びかけの要請	○						マ-53	
		□島外避難支援	○	△	△	△				
		□観光拠点の巡回	○							
		□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○		
		□立入規制の周知	○	△	△	△				

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

＊：島外避難の場合のみ

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。

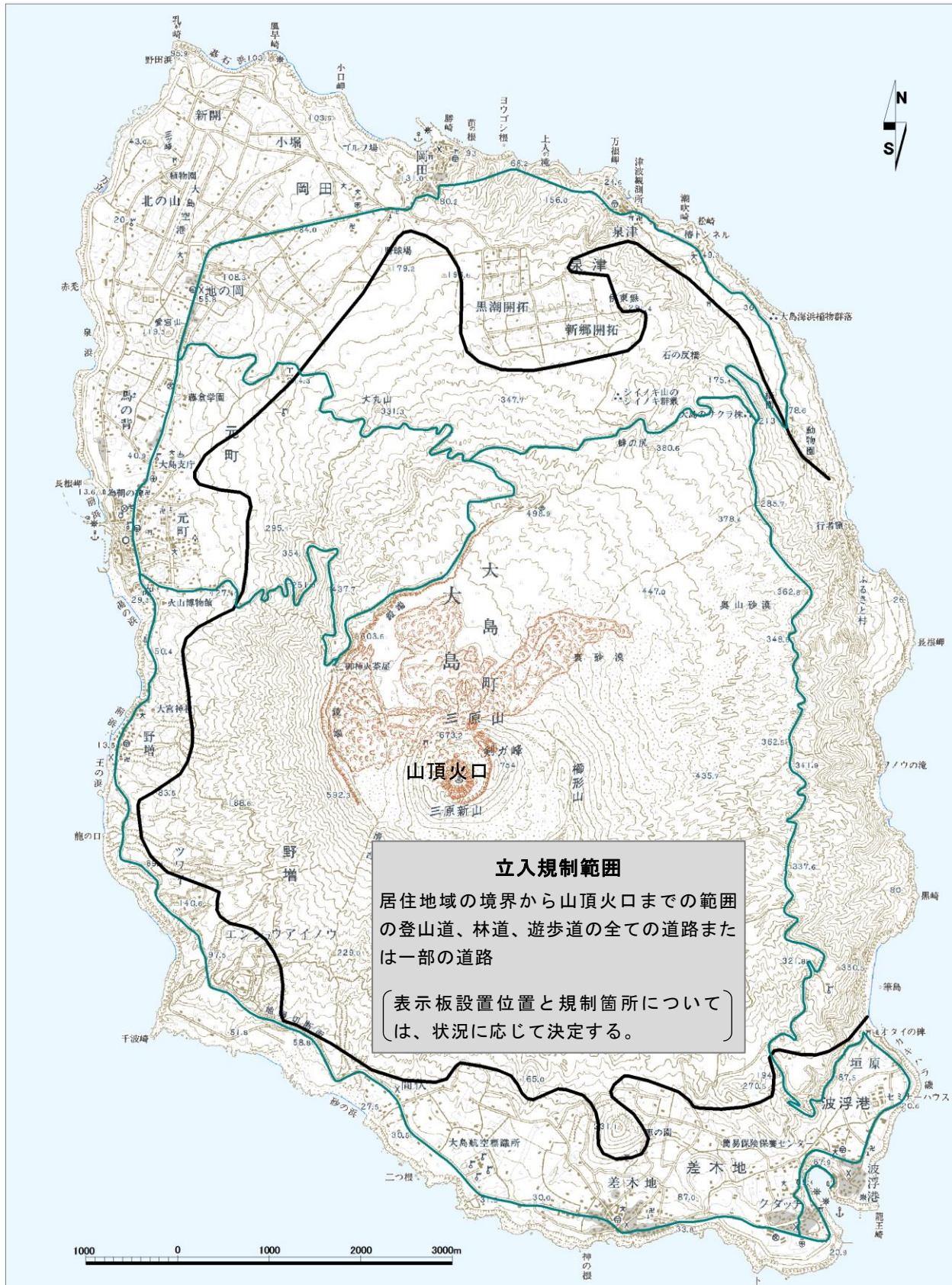
※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

(1) 立入規制

■立入規制図

山頂噴火又は居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火の場合の立入規制図を下に示す。



※降下火砕物・溶岩流の影響により、カルデラの東部の都道は通行不可になる場合があることに留意する。

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の通知（町から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の報告（支庁から受理）

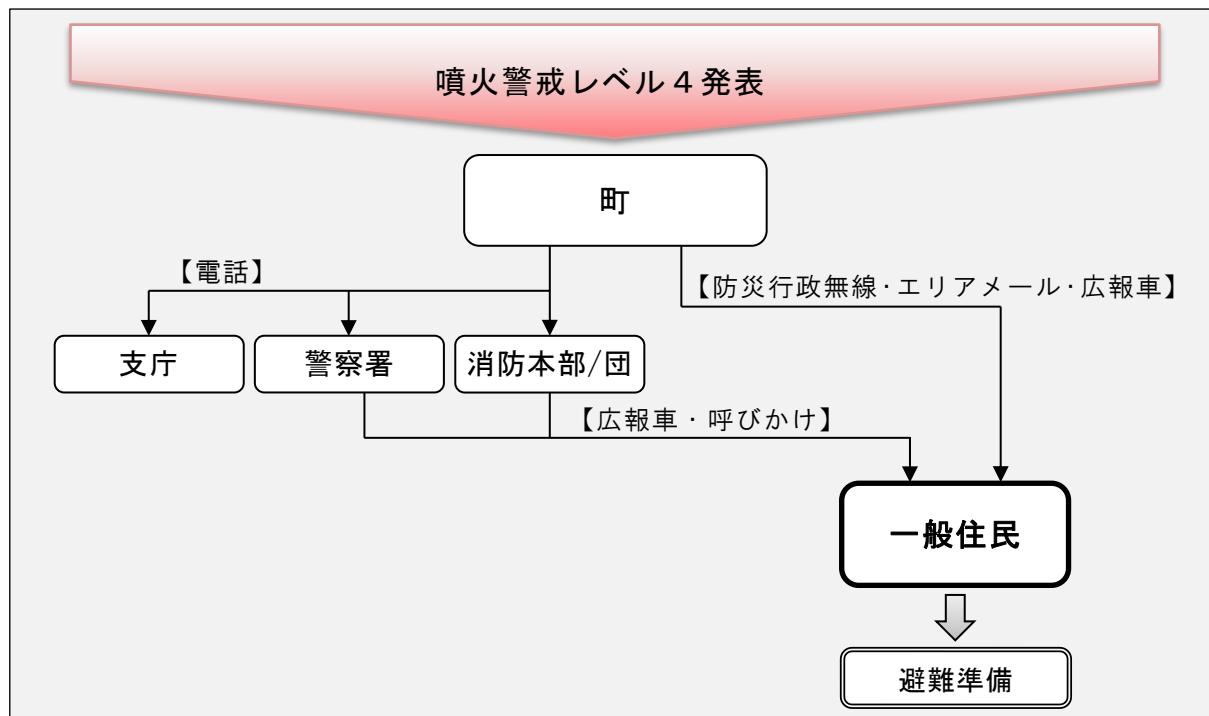
※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

(2) 避難対応

ア 一般住民（避難準備）

■フロー図



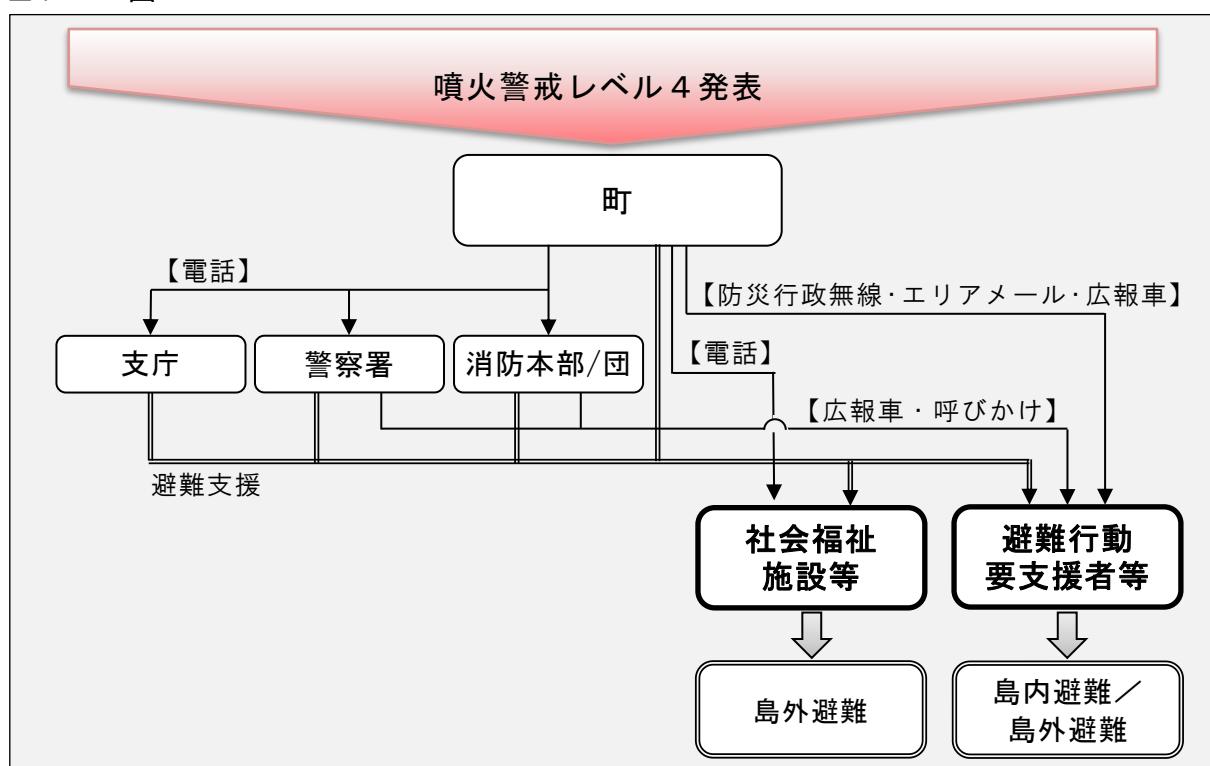
■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定 ・避難準備の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照） ・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・避難者総数の把握、共有 ・避難所の開設、点検 ・大島旅客自動車への避難対応準備の要請 ・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備） ・避難手順の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認
都	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備の決定の報告（支庁から受理） ・避難手順の確認（島外避難の準備）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）

■ フロー図



■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

町	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定 ・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ◎島外への移送の要請（要請先：支庁） <ul style="list-style-type: none"> ・島内の避難先の確保（島内避難） ・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照） ・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達 ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請） <ul style="list-style-type: none"> ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理） <p>※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■社会福祉施設等一覧

(平成29年1月現在)

No.	施設名	定員・病床数	No.	施設名	定員・病床数
1	大島老人ホーム	100人	6	柘植寮	4人
2	大島藤倉学園	64人	7	ニュースの家	7人
3	大島恵の園	82人	8	ニュースの家2	7人
4	第2大島恵の園	82人	9	グループホームあすなろ	9人
5	あしたば寮	8人	10	大島医療センター	19床

■社会福祉施設等の位置図



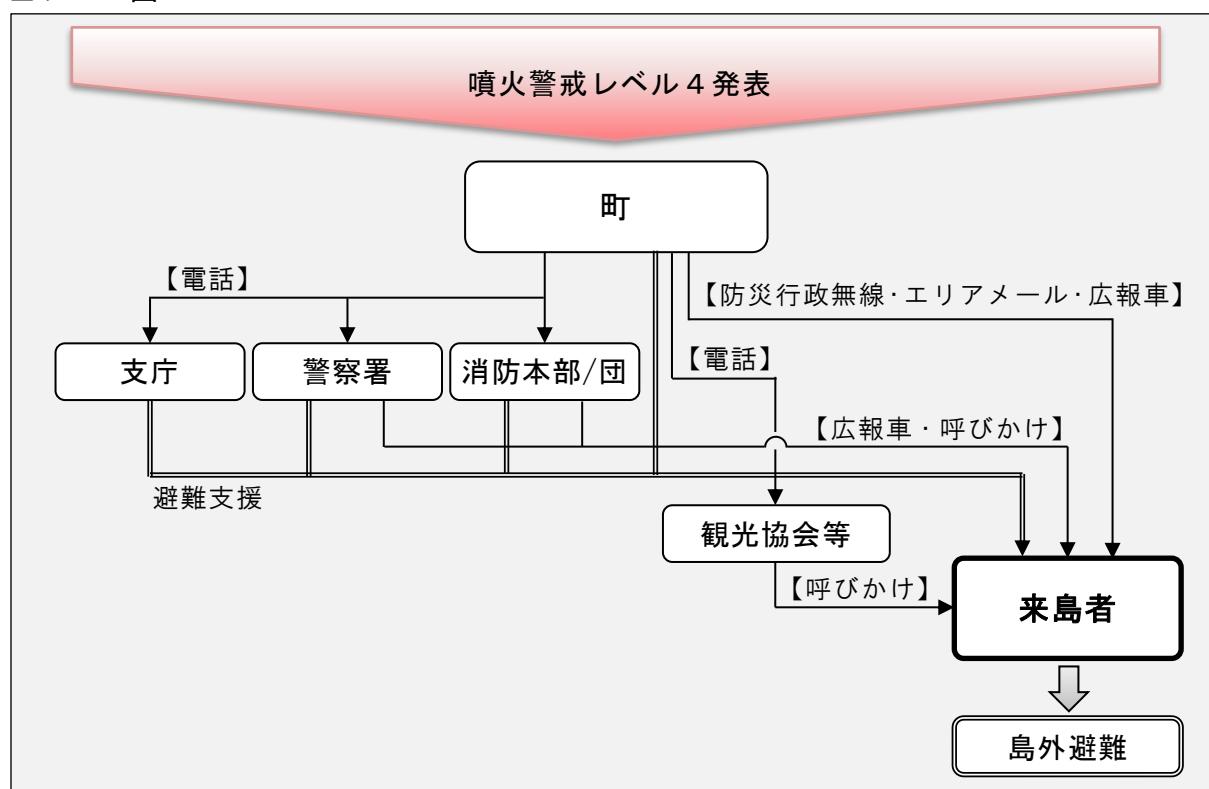
※バスによる移動所要時間：最長 90 分

※避難決定から出帆港到着完了までの所要時間（見込）：約 4~5 時間

噴火警戒レベル4（山頂噴火・山腹噴火）

ウ 来島者（島外避難）

■フロー図



■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・人数の把握 ・島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・島外避難支援 ・観光拠点の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告） ・島外避難支援
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・島外避難支援
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・島外避難支援
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

第5章 噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

1 噴火警戒レベルと避難対応の目安

噴火警戒 レベル	レベル3	レベル4	レベル5						
	②カルデラ（外輪山）の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫						
想定される 火山現象	<p>『山頂噴火』</p> <ul style="list-style-type: none"> カルデラ内（三原山以外）で噴火の可能性（カルデラ内で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動） カルデラ外に流出した溶岩が島東部へ流下 等 	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ内で割れ目噴火が発生（山腹噴火への移行の可能性） カルデラ外に流出した溶岩が居住地域方向に流下 山頂部で大規模な噴火の発生もしくはその可能性 等 	<ul style="list-style-type: none"> カルデラ外に流出した溶岩が居住地域に接近 居住地域まで多量の噴石や火山灰が降下したり、火碎流を発生するような大規模噴火の発生等 						
避難対応	<p>【入山規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> カルデラ内 カルデラ縁から外側約1km 	<p>【登山道規制】居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路</p> <p>【立入規制】噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲</p>	<p>一般住民</p> <table border="1"> <tr> <td>避難準備</td> <td>島内避難／島外避難</td> </tr> </table> <p>■ 避難行動要支援者</p> <table border="1"> <tr> <td>避難準備</td> <td>島内避難／島外避難</td> </tr> </table> <p>■ 来島者</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>島外避難</td> </tr> </table>	避難準備	島内避難／島外避難	避難準備	島内避難／島外避難		島外避難
避難準備	島内避難／島外避難								
避難準備	島内避難／島外避難								
	島外避難								

2 各機関の活動態勢

町	災害対策本部（第3非常配備態勢）
支庁	応急対策室C～地方隊
警察署	現場警備本部
消防本部／団	災害対策本部（出動）／災害対策本部（出動）
火山防災連絡事務所	緊急業務態勢
都	応急対策本部～災害対策本部

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業海岸局への伝達		○					
	□避難情報の発令	○	△	△	△	△		
	□避難情報発令の報告	○	△				△	
避難情報の発令	□島内関係機関への伝達	○	○					マ-6
	□住民・来島者への伝達	○		○	○			
	□都漁業海岸局への伝達		○					
	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
立入規制	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			マ-58
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	
	□避難経路の検討	○	△	△	△	△		
	□道路の点検、機能確保	○	○					
噴火警報発表時対応	□港・空港の点検、機能確保		○					—
	□交通規制	△	△	○				
	□災害備蓄品の点検	○	○					
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□装備等の点検等			○	○			
	一般住民（島内避難）							
避難対応	□島内避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-60
	□島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	○	○					
	□住民への伝達	○		○	○			
	□避難者総数の把握、共有	○	△	△	△			
	□避難手順の確認	○	○	○	○		○	
	□大島旅客自動車への配車要請	○						
	□避難所の開設、点検	○						
	□避難所の決定	●						
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			
	□避難誘導者の配置	●		▲	▲			
	□避難誘導	●		●	●			
	□残留者の確認	●		●	●			
	□避難完了の確認	●		●	●			
	一般住民（島外避難）							
避難対応	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-61
	□島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
	□島外への移送の要請	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	○	○					
	□住民への伝達	○		○	○			

実施項目			町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報発表時対応	避難対応	□避難者総数の把握、共有	○	△	△	△			マ-61
		□避難手順の確認	○	○	○	○		○	
		□大島旅客自動車への配車要請	○						
		□島外への移送手段の確保						●	
		□避難港決定、報告	●	▲			▲		
		□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲		▲	
		□避難誘導者の配置	●	▲	▲	▲			
		□引率者の選定	●						
		□島内の避難誘導（乗船まで）	●	●	●	●			
		□乗船リストの作成	●						
		□島内残留者の確認	●		●	●			
		□島内の避難完了の確認	●	●	●	●			
		□避難先の決定						●	
		□避難先別の避難者振り分け	●					●	
避難行動要支援者（島内避難／島外避難）									
噴火警報発表時対応	避難対応	□島内避難／島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-63
		□島内避難／島外避難の決定の報告	○	△				△	
		□島外への移送の要請（島外避難）	○*1	△*1				△*1	
		□島内の避難先の確保（島内避難）	○						
		□島内関係機関への伝達	○						
		□社会福祉施設等への伝達	○						
		□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
		□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		△*1	
		□島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		
		□島外への移送の協議（島外避難）	○*1	△*1				○*1	
		□島内での避難支援	○	○	○	○			
		□島内の避難状況の確認	○	○	○	○			
来島者（島外避難）*2									
継続対応	立入規制	□島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-65
		□島外避難の決定の報告	○	△				△	
		□島内関係機関への伝達	○	○					
		□人数の把握	○						
		□島外避難の呼びかけ	○		△	△			
		□観光協会等への呼びかけの要請	○						
		□島外避難支援	○	△	△	△			
		□観光拠点の巡回	○						

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

②主体となる機関に協力を行う機関

*1：島外避難の場合のみ

*2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施している項目である。

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

(1) 立入規制

■立入規制図

山頂噴火又は居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火の場合の立入規制図を下に示す。

居住地域に近い場所で発生する山腹噴火の場合は、噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を規制する必要がある。



※降下火碎物・溶岩流の影響により、カルデラの東部の都道は通行不可になる場合があることに留意する。

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制の実施 ・立入規制の報告（報告先：支庁） ・立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など）） ・立入許可申請の対応 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制実施の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・表示板の設置（船客待合所、空港など） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制実施の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有 ・規制箇所の巡回
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制実施の通知（町から受理） ・規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖） ・立入規制の周知 ・立入者の把握、共有
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制実施の通知（町から受理）
都	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の把握、共有 ・立入規制実施の報告（支庁から受理）

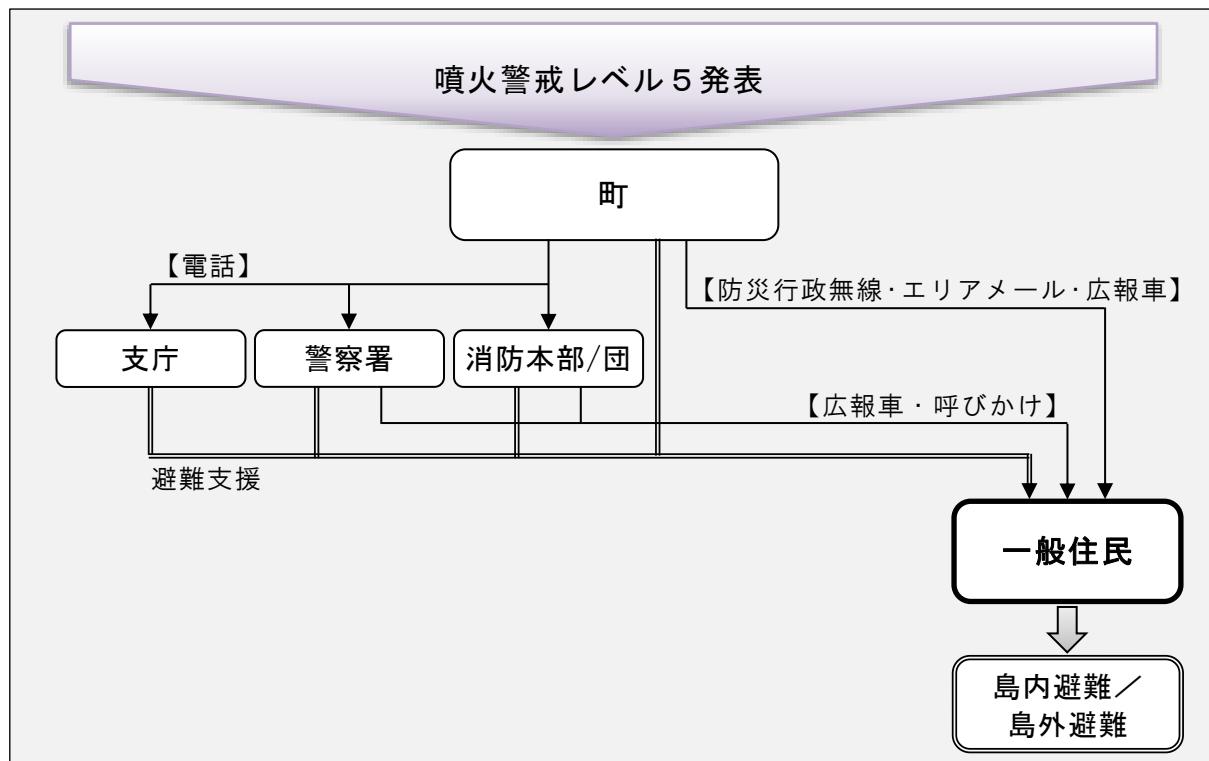
※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

（2）避難対応

ア 一般住民（島内避難／島外避難）

■フロー図



■各機関の役割（島内避難）

町	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難の決定 ・島内避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照） ・住民への島内避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認 ・大島旅客自動車への配車要請 ・避難所の開設、点検 ・避難所の決定 ・避難者リストの作成、共有 ・避難誘導者の配置 ・避難誘導 ・残留者の確認 ・避難完了の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・島内関係機関への島内避難の伝達（高等学校） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認 ・避難者リストの共有を受ける
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認 ・避難者リストの共有を受ける ・避難誘導者の配置 ・避難誘導 ・残留者の確認 ・避難完了の確認
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認 ・避難者リストの共有を受ける ・避難誘導者の配置 ・避難誘導 ・残留者の確認 ・避難完了の確認
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難の決定の報告（支庁から受理） ・避難手順の確認

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

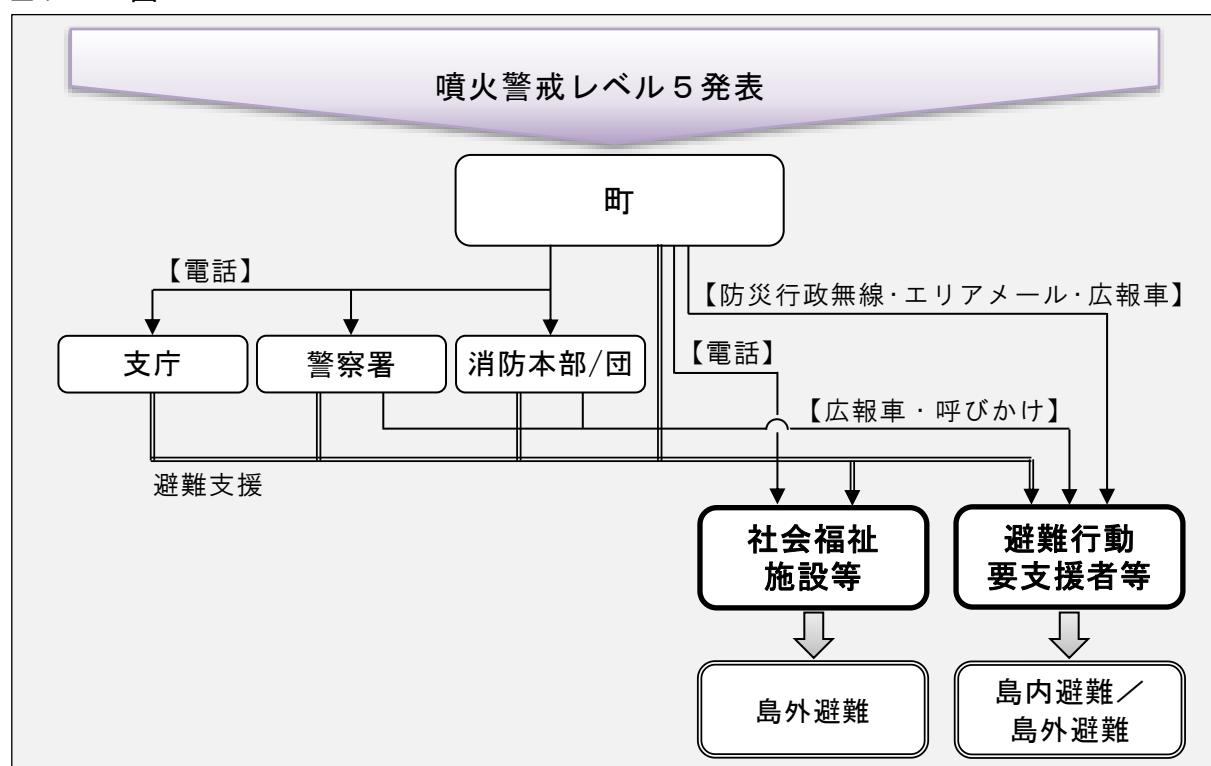
■各機関の役割（島外避難）

町	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島外への移送の要請（要請先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・住民への島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認 ・大島旅客自動車への配車要請 ・避難港決定、報告（報告先：支庁） ・避難者リストの作成、共有 ・避難誘導者の配置 ・引率者の選定 ・島内の避難誘導（乗船まで） ・乗船リストの作成 ・島内残留者の確認 ・島内の避難完了の確認 ・避難先別の避難者振り分け
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ・島外への移送の要請（町から受理、都（総務局）に要請） ・島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認 ・避難港決定、報告 ・避難者リストの共有を受ける ・避難誘導者の配置 ・島内の避難誘導（乗船まで） ・島内の避難完了の確認
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認 ・避難者リストの共有を受ける ・避難誘導者の配置 ・島内の避難誘導（乗船まで） ・島内残留者の確認 ・島内の避難完了の確認
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者総数の把握、共有 ・避難手順の確認 ・避難者リストの共有を受ける ・避難誘導者の配置 ・島内の避難誘導（乗船まで） ・島内残留者の確認 ・島内の避難完了の確認
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（支庁から受理） <p>※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）

■ フロー図



噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

町	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定 ・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ◎島外への移送の要請（要請先：支庁） <ul style="list-style-type: none"> ・島内の避難先の確保（島内避難） ・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照） ・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達 ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリヤメール、広報車） ・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有 ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） <ul style="list-style-type: none"> ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告） ◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請） <ul style="list-style-type: none"> ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内の移送経路・方法の検討 ◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局）） <ul style="list-style-type: none"> ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける ・島内での避難支援 ・島内の避難状況の確認
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の移送経路・方法の検討
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理） <p>※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■社会福祉施設等一覧

(平成29年1月現在)

No.	施設名	定員・病床数	No.	施設名	定員・病床数
1	大島老人ホーム	100人	6	柘植寮	4人
2	大島藤倉学園	64人	7	ニュースの家	7人
3	大島恵の園	82人	8	ニュースの家2	7人
4	第2大島恵の園	82人	9	グループホームあすなろ	9人
5	あしたば寮	8人	10	大島医療センター	19床

■社会福祉施設等の位置図



※バスによる移動所要時間：最長 90 分

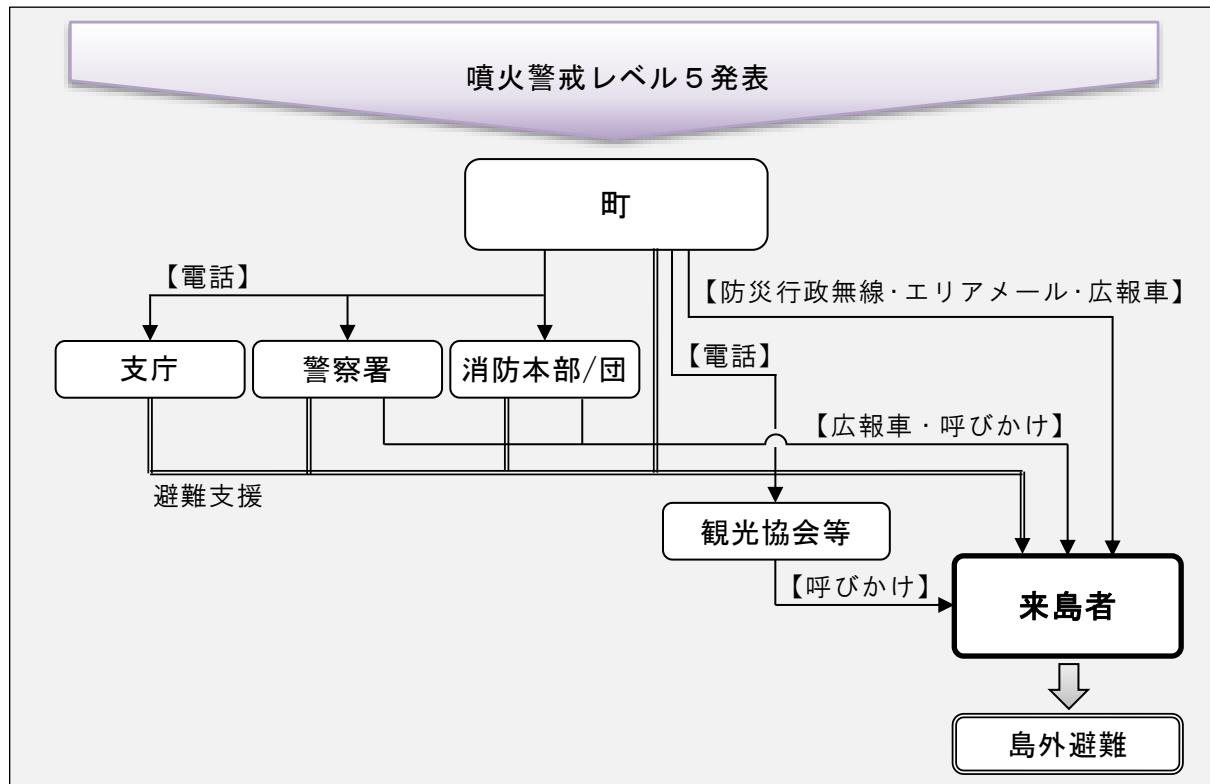
※避難決定から出帆港到着完了までの所要時間（見込）：約 4～5 時間

噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

ウ 来島者（島外避難）

※一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。

■フロー図



■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定 ・島外避難の決定の報告（報告先：支庁） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照） ・人数の把握 ・島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車） ・観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など） ・島外避難支援 ・観光拠点の巡回
支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告） ・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8 参照） ・島外避難支援
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・島外避難支援
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ） ・島外避難支援
都	<ul style="list-style-type: none"> ・島外避難の決定の報告（支庁から受理）

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

『詳細資料』島内避難計画（避難対象地域別避難計画）

1) 総括

避難対象 地域	人口 ※1	バス台数 ※2	避難 誘導者	避難場所	避難先※3		
					第1目標	第2目標	
泉津	325人	延べ 7台	・町職員 ・警察官 ・消防団員	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	元町	差本地・ クダッチ ・波浮港 〔避難所 収容人数 3,585人〕	
岡田	798人	延べ 16台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド			
北の山	1,310人	延べ 27台		・北の山地域センターグラウンド	泉津・岡田		
元町	2,410人	延べ 49台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高等学校グラウンド			
野増	323人	延べ 7台		・野増地域センターグラウンド			
間伏	134人	2,355人		・間伏文化会館広場	泉津・岡田 ・北の山	元町 〔避難所 収容人数 3,585人〕	
差本地	932人			・差本地地域センターグラウンド			
クダッチ	679人			・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高等学校グラウンド			
波浮港	610人			・波浮地域センターグラウンド ・波浮港老人福祉館広場			

※1 令和2年3月現在

※2 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

※3 第1目標：基本とする避難先

第2目標：第1目標への避難が不可能または危険な場合の避難先

※4 元町地区の大島高等学校（1,971人）を利用する場合の収容人数

噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

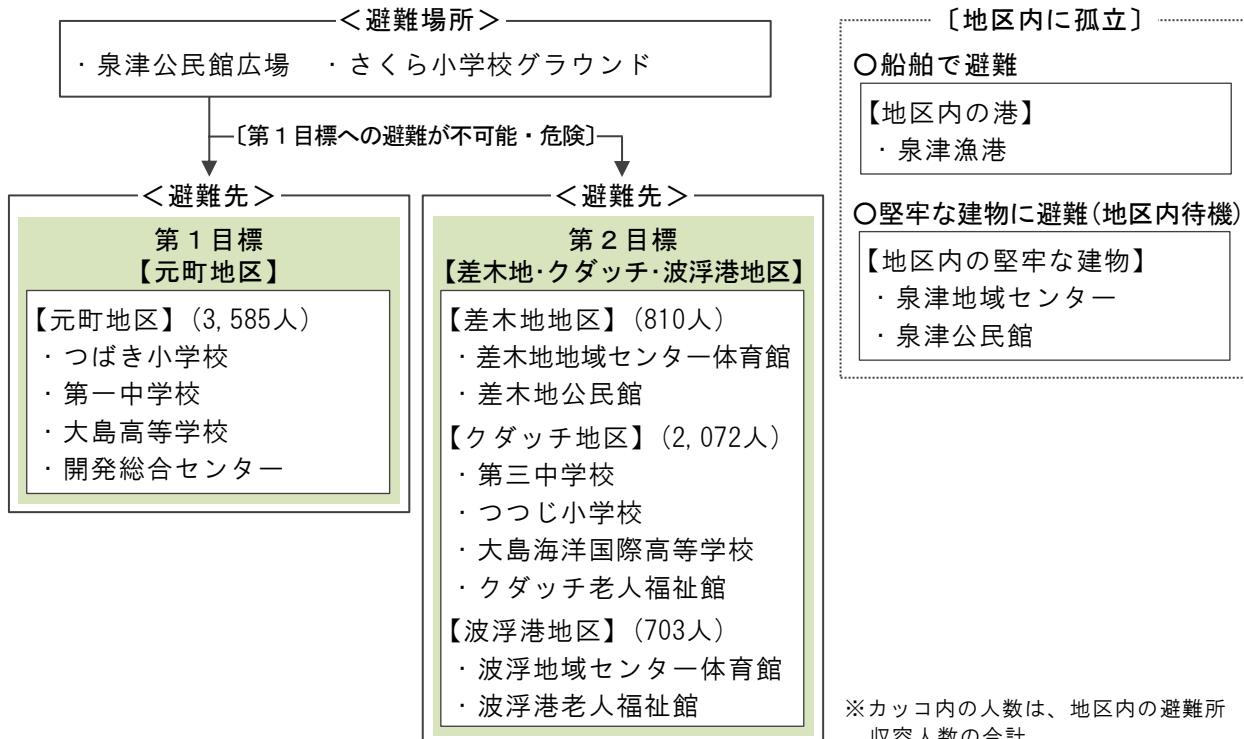
2) 泉津地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
325人	延べ7台	町職員・警察官・消防団員

* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）

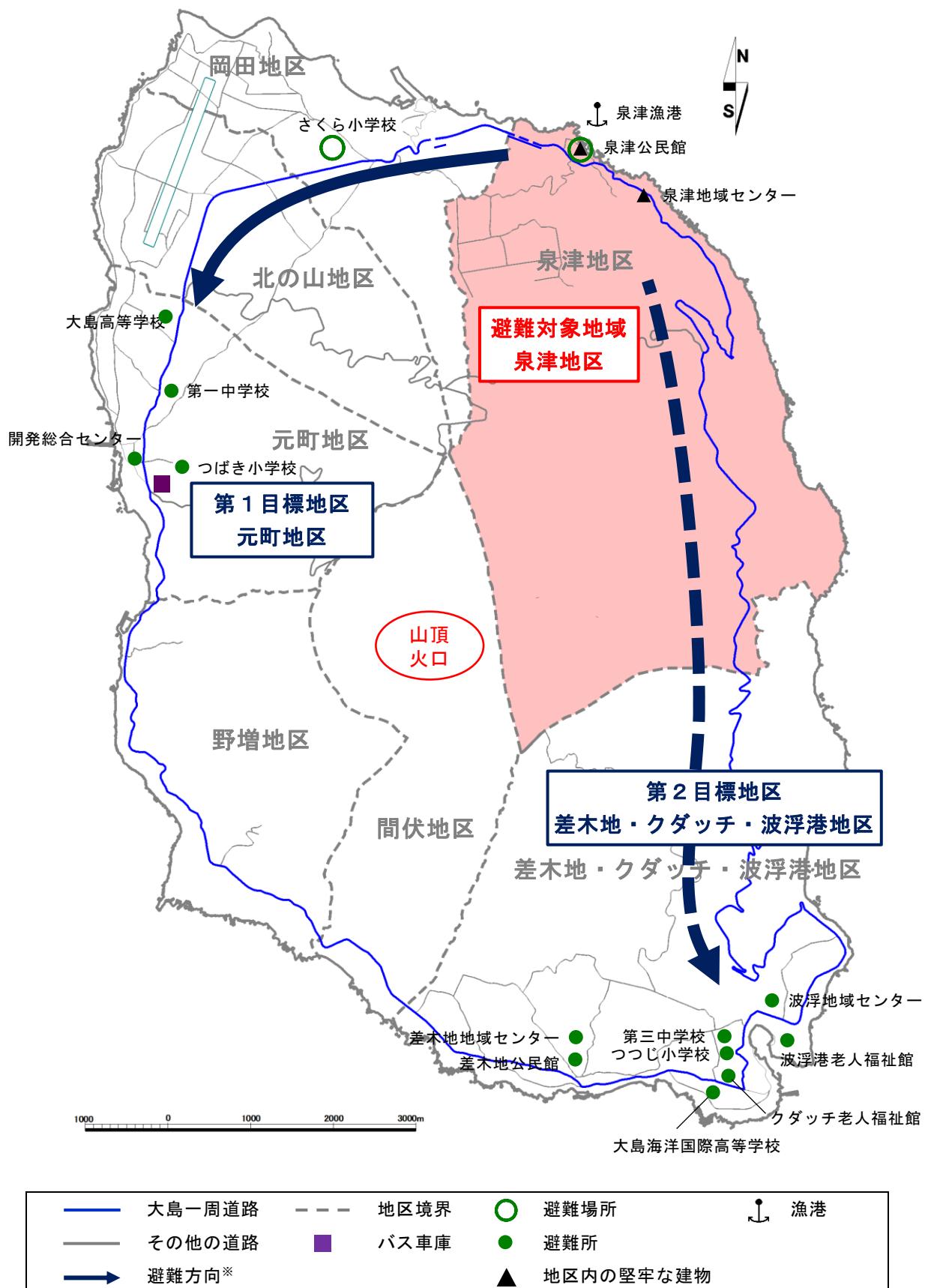


※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

■留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、地区内の港からの船舶による避難、または救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 噴火活動の状況によっては、隣接する岡田地区と同時避難が必要となる可能性がある。
- 安全確保の点から、原則として大島一周道路の島東部側は利用しないが、元町方向への道路が通行不能となった場合には、状況に応じて利用する。

■避難経路図（泉津地区）



* 破線は噴火の影響がない場合に限り利用

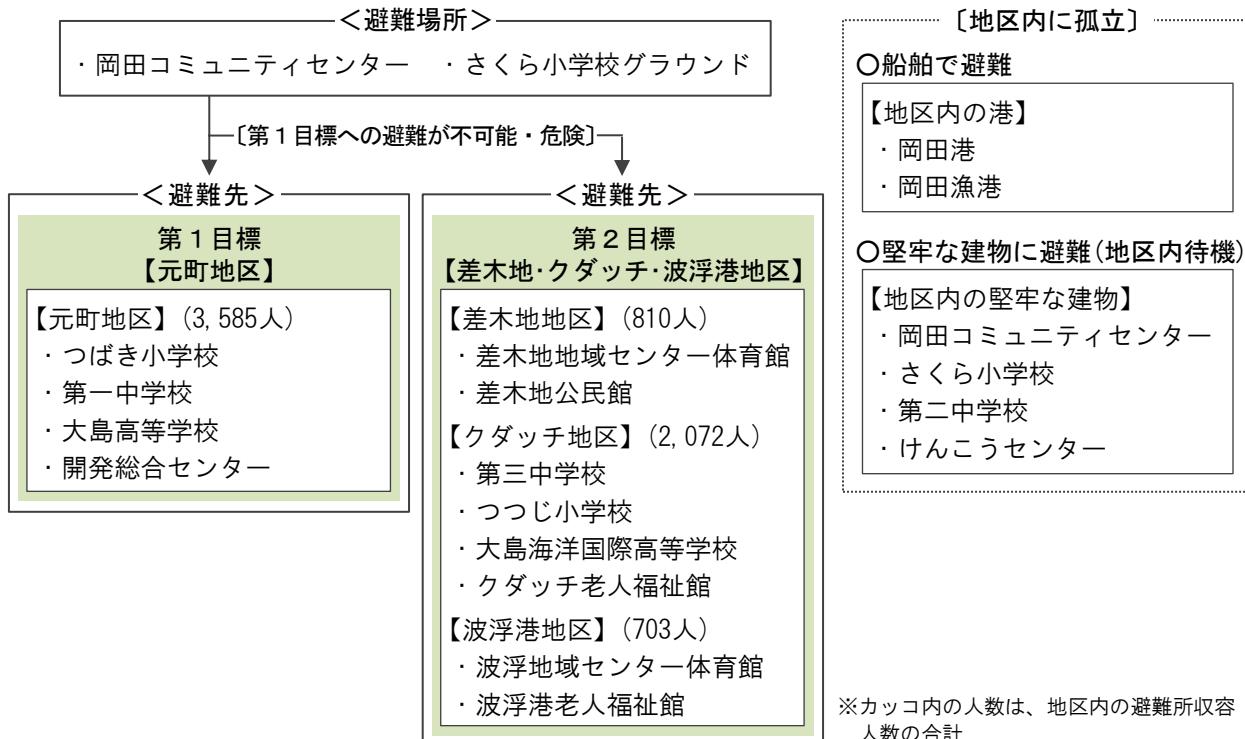
3) 岡田地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
798人	延べ16台	町職員・警察官・消防団員

* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

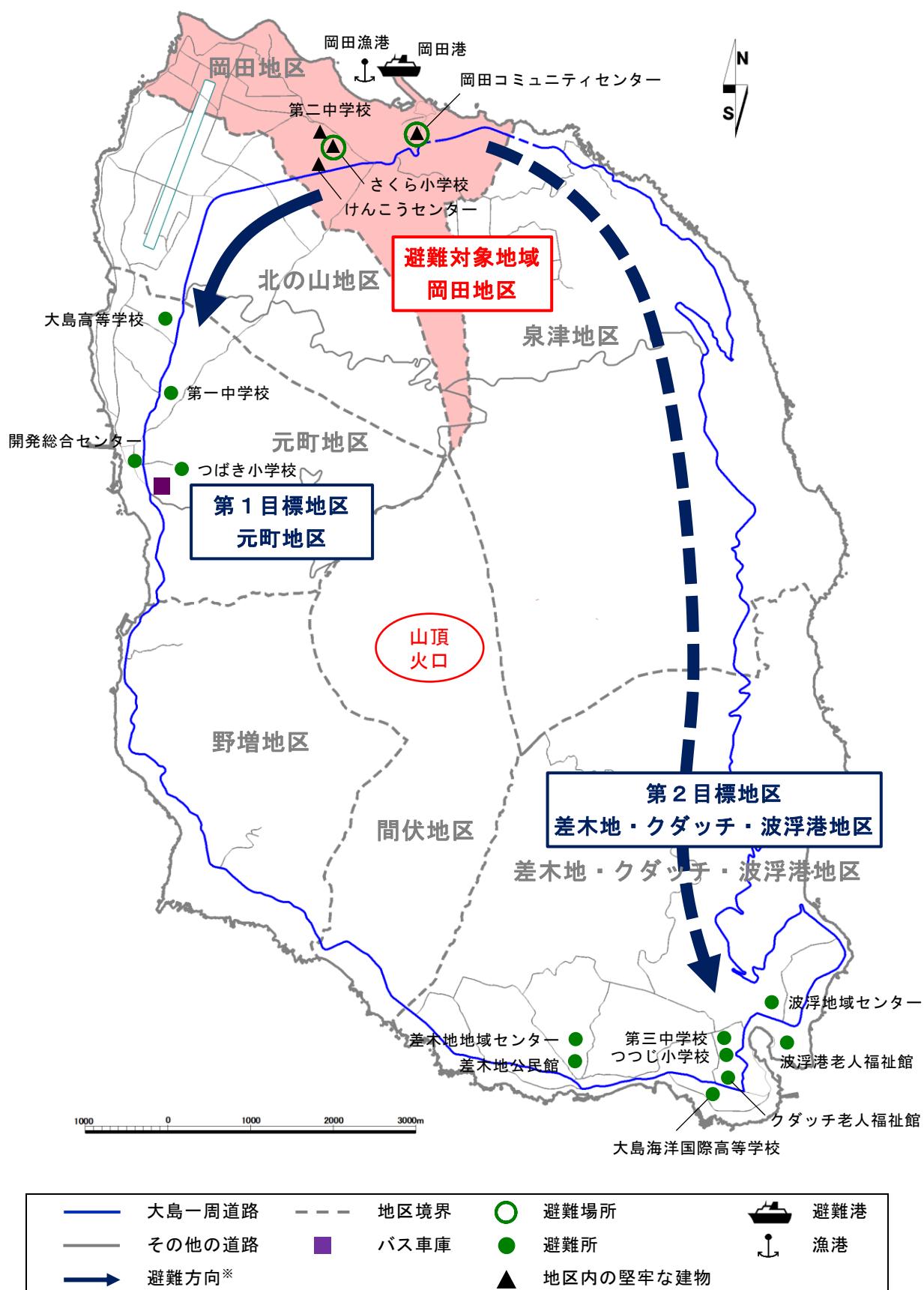
■避難方法（状況別）



■留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、地区内の港からの船舶による避難、または救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 噴火活動の状況によっては、隣接する泉津地区や北の山地区と同時避難が必要となる可能性がある。
- 安全確保の点から、原則として大島一周道路の島東部側は利用しないが、元町方向への道路が通行不能となった場合には、状況に応じて利用する。

■避難経路図（岡田地区）



* 破線は噴火の影響がない場合に限り利用

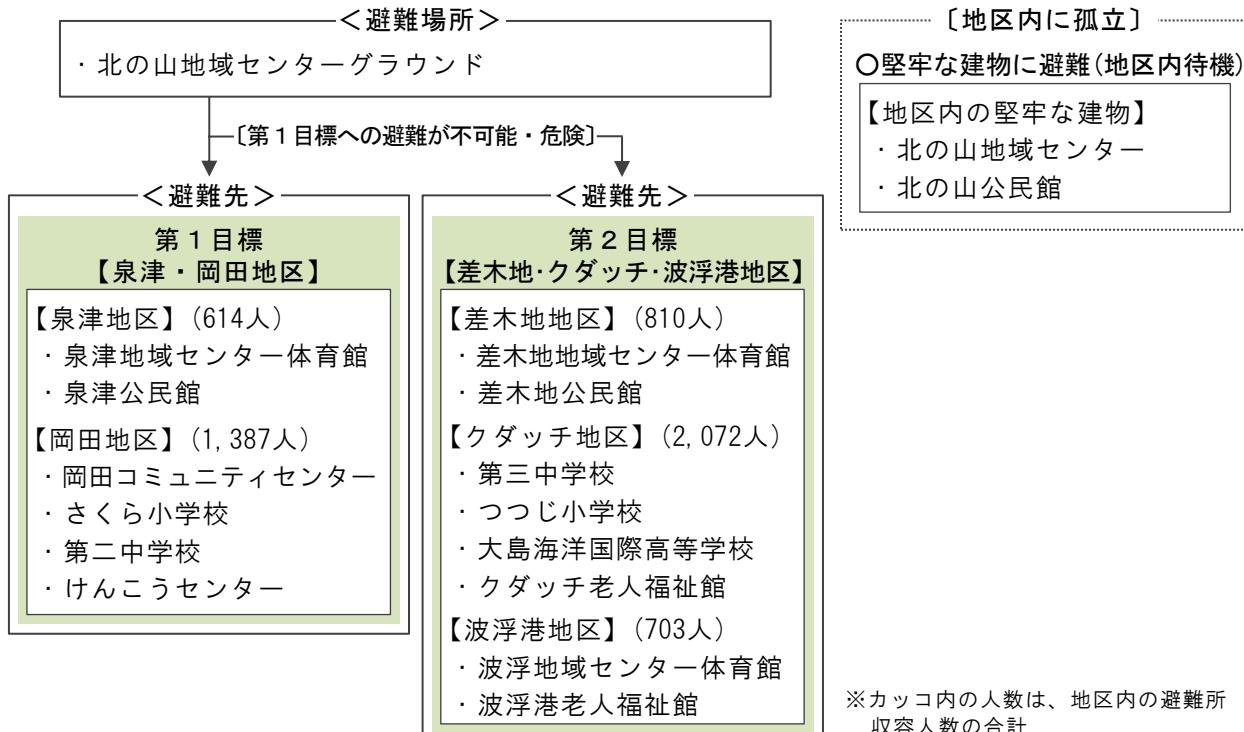
4) 北の山地区

■ 基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
1,310人	延べ27台	町職員・警察官・消防団員

* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

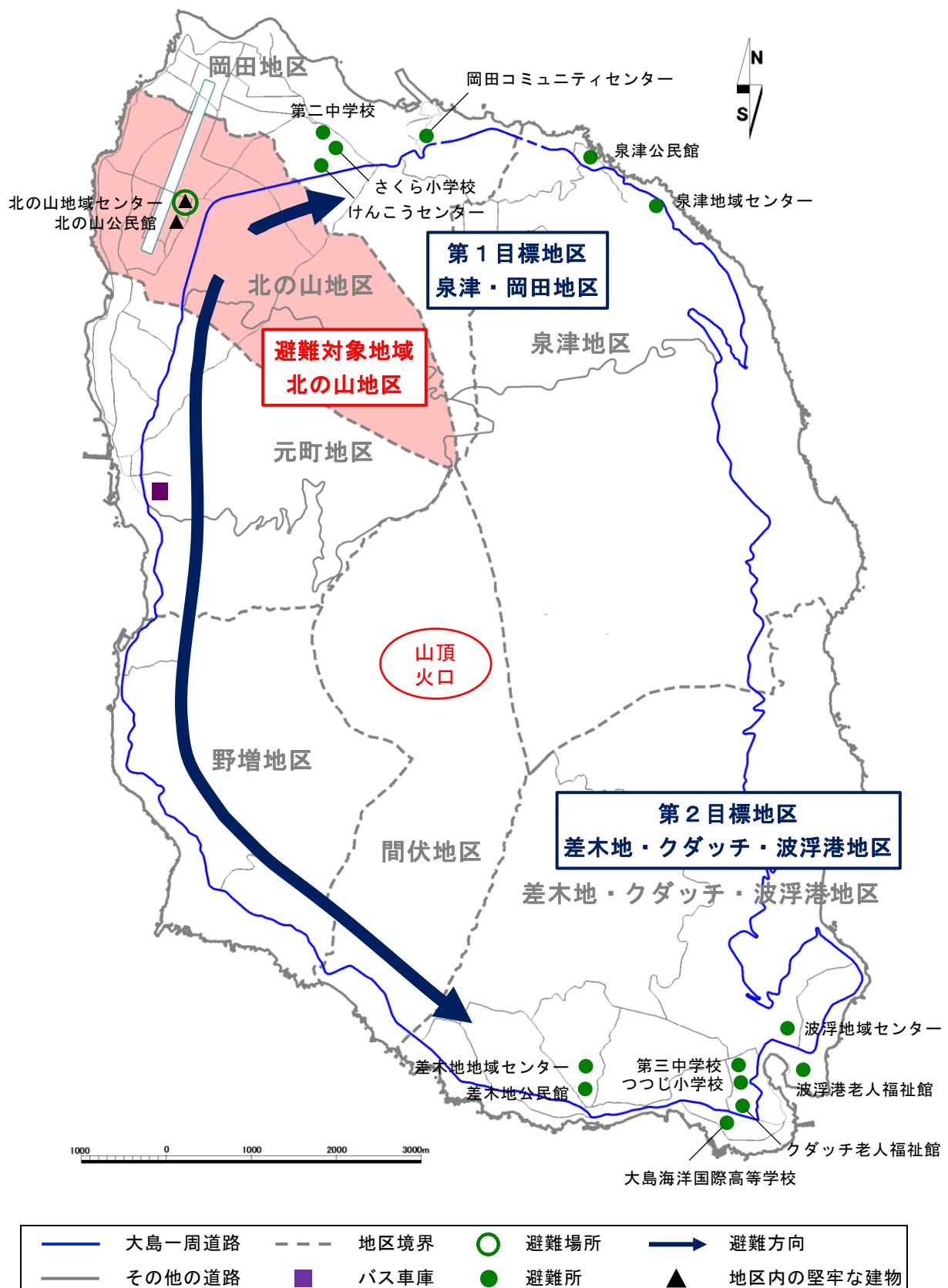
■ 避難方法（状況別）



■ 留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 避難先までの移送に時間要する場合、状況に応じて、避難先より手前の安全な場所で折り返すピストン輸送を検討する必要がある。なお、第2目標（差木地・クダッチ・波浮港地区）に避難する場合、避難先まで距離があることに留意する必要がある。
- 噴火活動の状況によっては、隣接する岡田地区や元町地区と同時避難が必要となる可能性がある。特に元町地区と同時避難となった場合には、避難者が多数となることから、状況に応じて、分散避難や島外避難を検討する必要がある。

■避難経路図（北の山地区）



噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

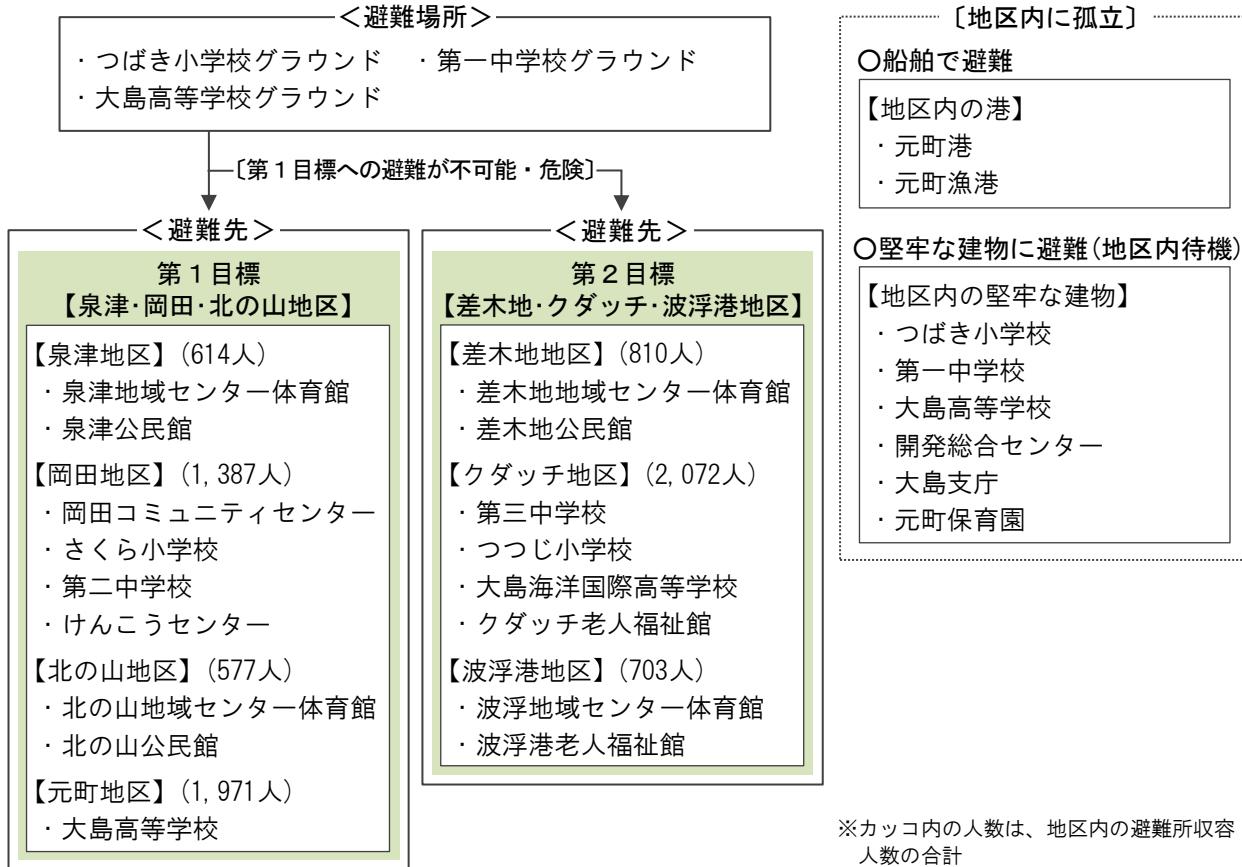
5) 元町地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
2,410人	延べ49台	町職員・警察官・消防団員

* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）

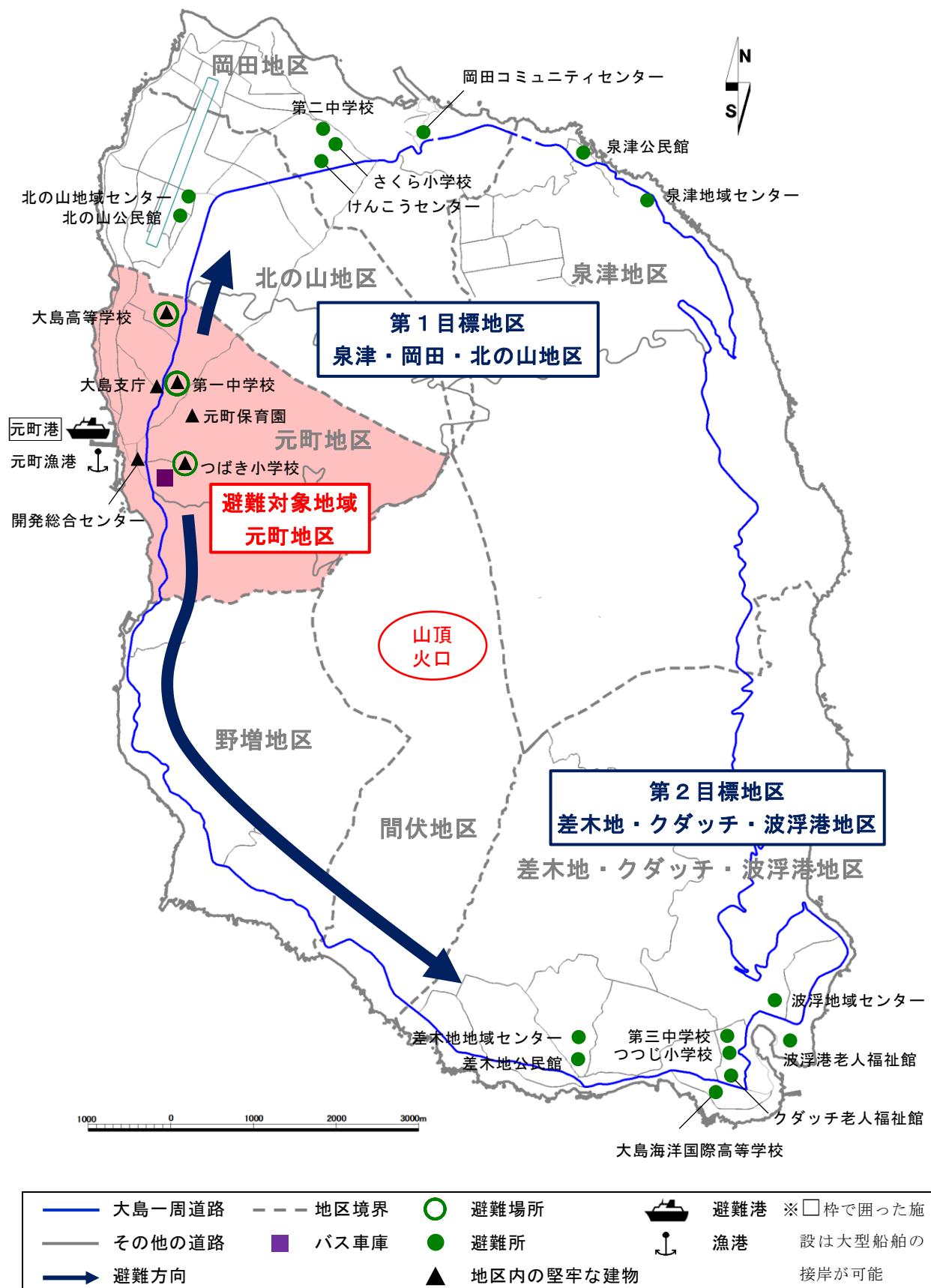


※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

■留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、地区内の港からの船舶による避難、または救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 第1目標（泉津・岡田・北の山地区）に避難する場合、地区内の避難所だけでは収容人数が不足するため、状況に応じて大島高等学校等の施設を利用する。
- 避難先までの移送に時間要する場合、状況に応じて、避難先より手前の安全な場所で折り返すピストン輸送を検討する必要がある。なお、第2目標（差木地・クダッチ・波浮港地区）に避難する場合、避難先まで距離があることに留意する必要がある。
- 避難者が多数となることから、状況に応じて分散避難を検討する必要がある。特に隣接する北の山地区と同時避難となった場合には、島外避難も含め検討する必要がある。
- 発電所等のライフライン施設があるため、被害の状況によっては島内避難生活の維持が困難になる（島外避難）。

■避難経路図（元町地区）



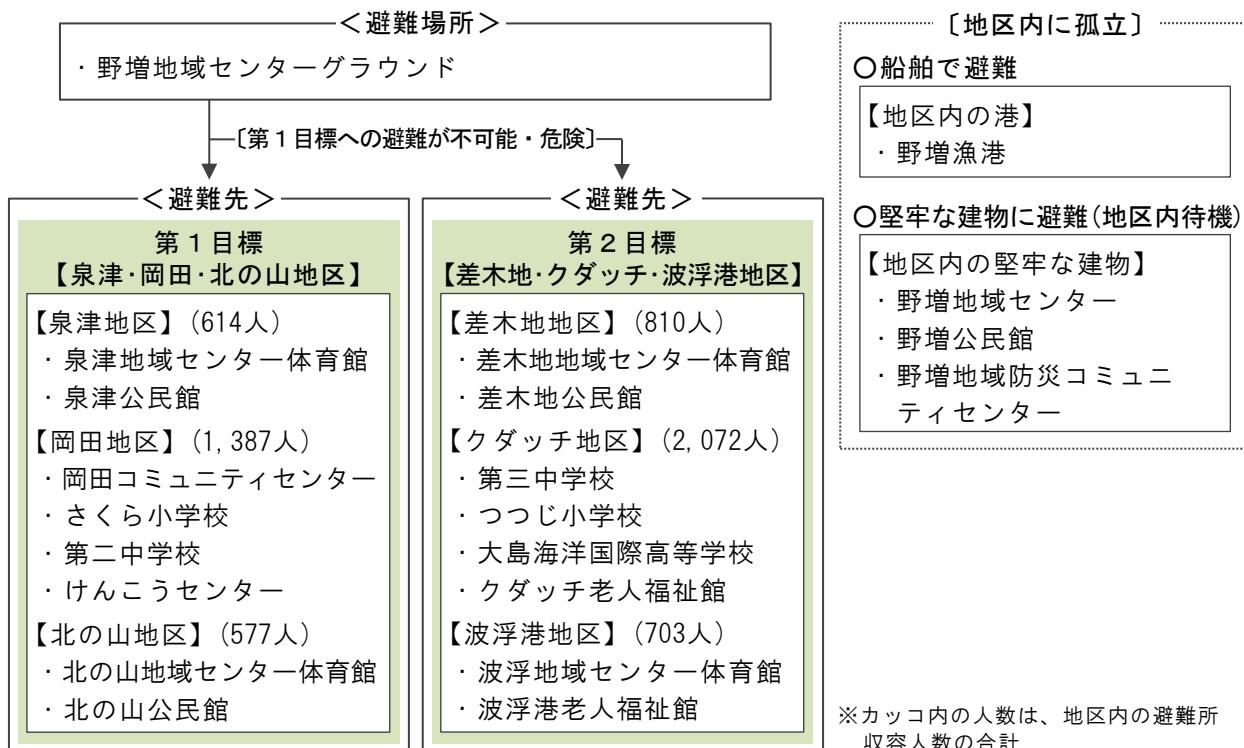
6) 野増地区

■ 基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
323人	延べ7台	町職員・警察官・消防団員

* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

■ 避難方法（状況別）

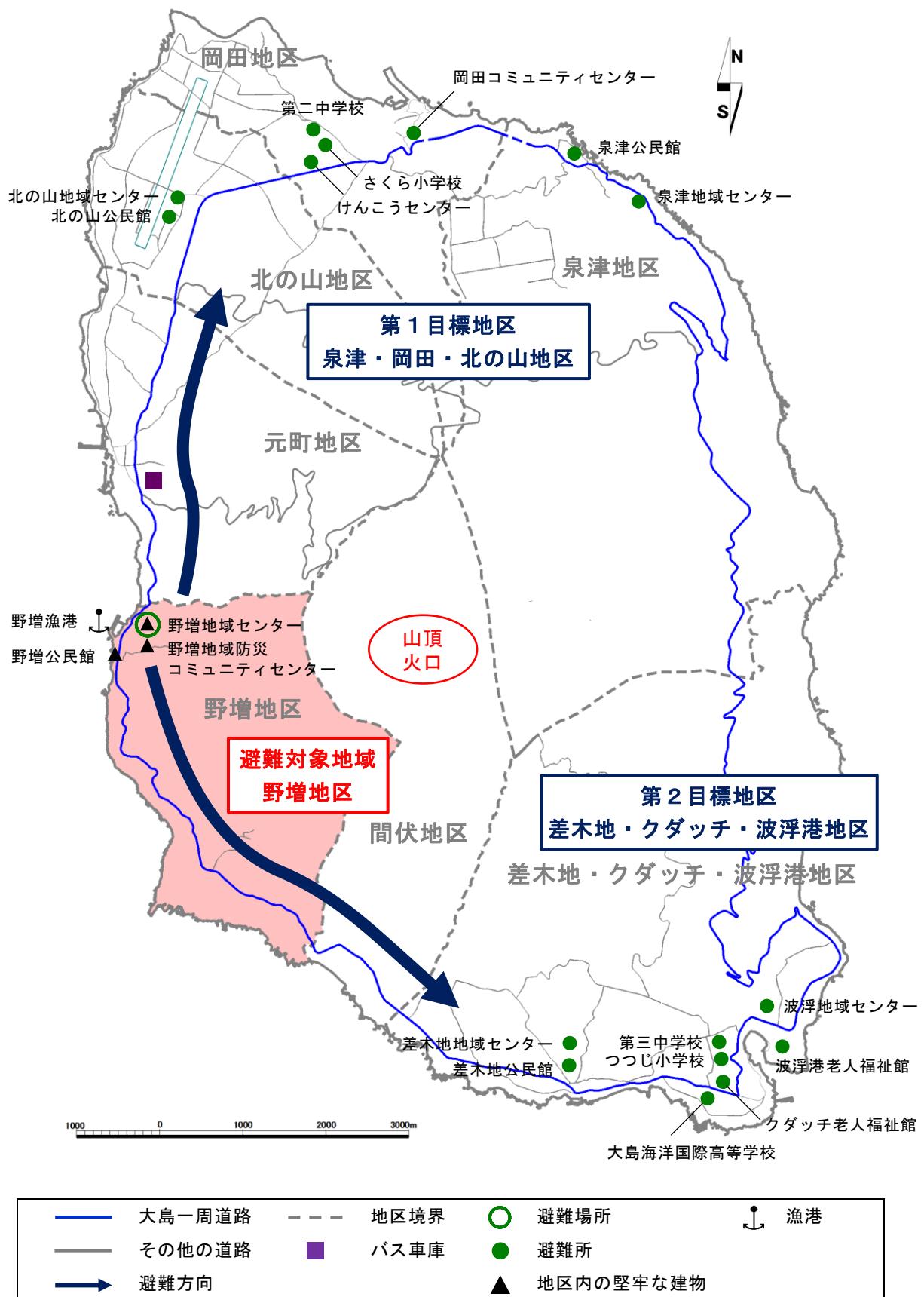


※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

■ 留意事項 (○ : 共通事項 ● : 地域別事項)

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、地区内の港からの船舶による避難、または救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 千波別荘地は集落から離れているため、避難方法および連絡手段の調整が必要である。
- 隣接する元町地区と同時避難となった場合には避難者が多数となることから、状況に応じて分散避難を検討する必要がある。

■避難経路図（野増地区）



噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

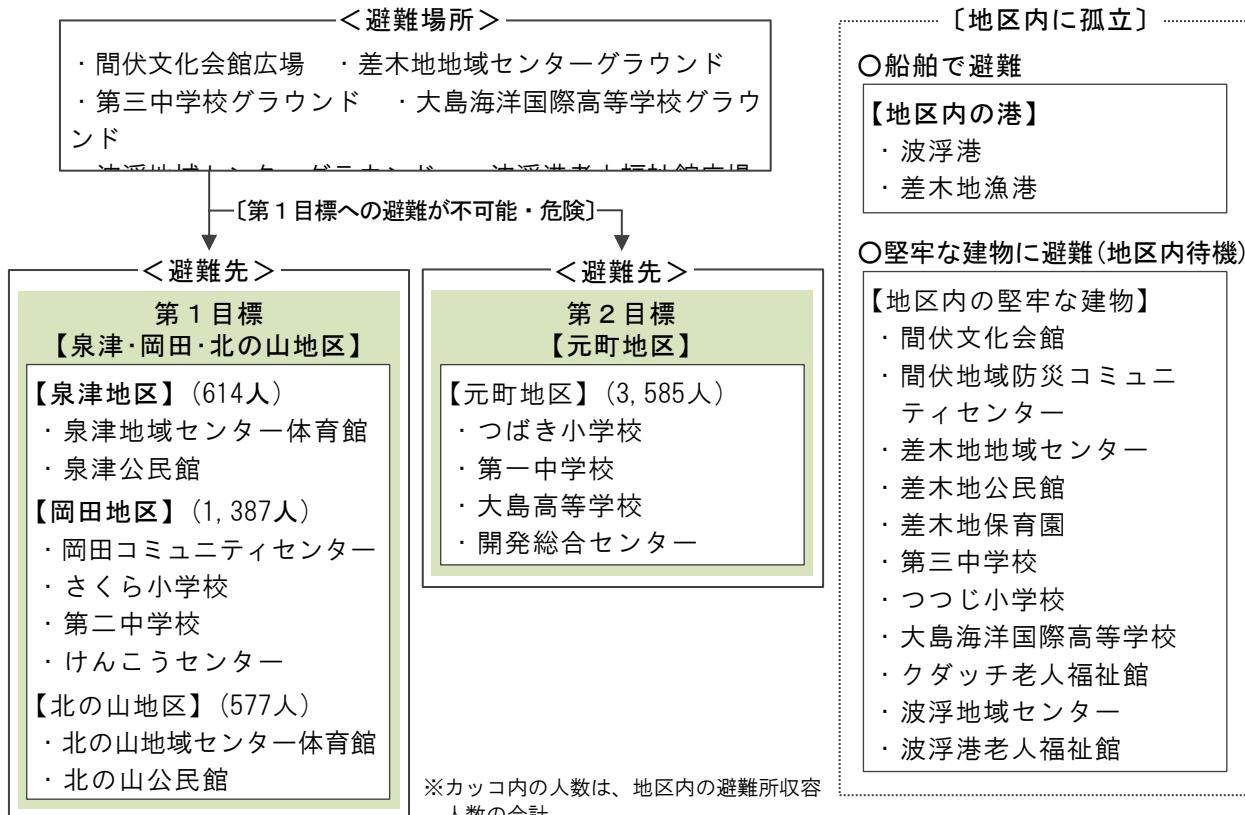
7) 間伏・差木地・クダッヂ・波浮港地区

■ 基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
2,355人	延べ48台	町職員・警察官・消防団員

* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

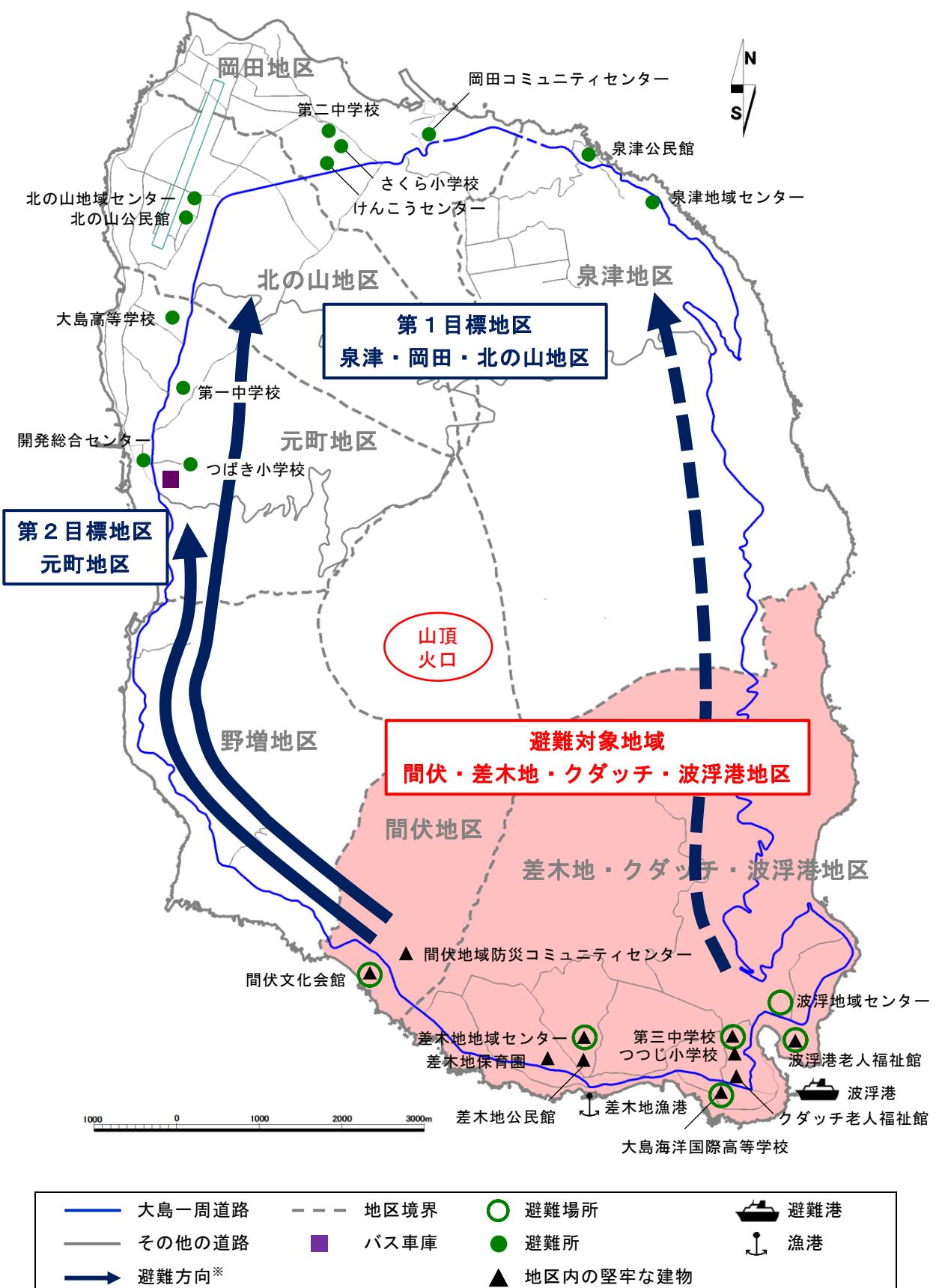
■ 避難方法（状況別）



■ 留意事項（○：共通事項 ●：地域別事項）

- 突発的に噴火が発生する場合は、全ての避難対象者（一般住民、避難行動要支援者、来島者）が同時に避難することになる。
- 山腹噴火の場合は、噴石や溶岩流の影響が短時間で居住地域まで及ぶ。特に、居住地域近傍でマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、大きな噴石の飛散に注意が必要である。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。道路の被害状況の収集、避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保する必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、地区内の港からの船舶による避難、または救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。
- 千波別荘地は集落から離れているため、避難方法および連絡手段の調整が必要である。
- 車庫（元町地区）からのバスの回送に時間がかかることに留意する必要がある。
- 避難先までの移送に時間要する場合、状況に応じて、避難先より手前の安全な場所で折り返すピストン輸送を検討する必要がある。なお、避難先まで距離があることに留意する必要がある。
- 安全確保の点から、原則として大島一周道路の島東部側は利用しないが、元町方向への道路が通行不能となった場合には、状況に応じて利用する。

■避難経路図（間伏・差木地・クダッチ・波浮港地区）



噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

『詳細資料』島外避難計画（避難港まで）

■総括表

避難対象 地域	人口 ※1	バス台数 ※2	避難 誘導者	避難場所	避難港 ※3	地区内の堅牢な建物
泉津	325人	延べ 7台	・町職員 ・警察官 ・消防団員	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	・岡田港 ・元町港 ・波浮港	・泉津地域センター ・泉津公民館
岡田	798人	延べ 16台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校 ・第二中学校 ・けんこうセンター
北の山	1,310人	延べ 27台		・北の山地域センターグラウンド		・北の山地域センター ・北の山公民館
元町	2,410人	延べ 49台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高等学校グラウンド		・つばき小学校 ・第一中学校 ・大島高等学校 ・開発総合センター ・大島支庁 ・元町保育園
野増	323人	延べ 7台		・野増地域センターグラウンド		・野増地域センター ・野増公民館 ・野増地域防災コミュニティセンター
間伏	134人	延べ 3台		・間伏文化会館広場		・間伏文化会館 ・間伏地域防災コミュニティセンター
差木地	932人	延べ 19台		・差木地地域センターグラウンド		・差木地地域センター ・差木地公民館 ・差木地保育園
クダッチ	679人	延べ 14台		・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高等学校 ・大島海洋国際高等学校 ・クダッチ老人福祉会館		・第三中学校 ・つつじ小学校 ・大島海洋国際高等学校 ・クダッチ老人福祉会館
波浮港	610人	延べ 13台		・波浮地域センターグラウンド ・波浮港老人福祉館広場		・波浮地域センター ・波浮港老人福祉館

※1 令和2年3月現在

※2 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

※3 避難港は、気象、火山活動、道路・港湾の状況等から町長が選定する。

■ 各地区から避難港までの距離・所要時間（目安）

地区 (バス停名)	岡田港		元町港		波浮港（避難岸壁）	
	距離	所要時間	距離	所要時間	距離	所要時間
泉津（秋の浜入口）	2.6km	6分	8.6km	17分	22.7km	44分
岡田（岡田郵便局）	1.6km	4分	6.0km	12分	19.4km	39分
北の山（北の山）	3.0km	6分	4.6km	10分	18.0km	36分
元町（役場前）	7.1km	15分	0.5km	-	13.9km	28分
野増（野増）	9.4km	19分	2.8km	6分	11.6km	24分
間伏（間伏）	15.4km	31分	8.8km	18分	5.6km	12分
差木地（差木地中央）	18.6km	38分	12.0km	24分	2.4km	5分
クダッチ（下地）	20.5km	41分	13.9km	28分	0.5km	-
波浮港（上の山）	22.8km	46分	16.2km	33分	2.8km	6分

※避難港までの距離・所要時間は、次の条件により計算している。

- ・時速30kmで走行（所要時間は分単位になるよう切り上げ処理）
- ・大島一周道路の島東部側は利用しない。
- ・距離は各バス停から避難港（船客待合所、避難岸壁）までを地図上で計測

■ 全地区の避難港までの移送の所要時間（目安）

地区	全避難港が使用可能		岡田港のみ使用可能		元町港のみ使用可能						
	移送先	所要時間	移送先	所要時間	移送先	所要時間					
泉津	岡田港	2.4時間	岡田港	7.8時間	元町港	5.5時間					
岡田											
北の山	元町港										
元町											
野増	波浮港										
間伏											
差木地	波浮港										
クダッチ											
波浮港											

※所要時間は、次の条件により計算している。（参考：大島旅客自動車作成資料）

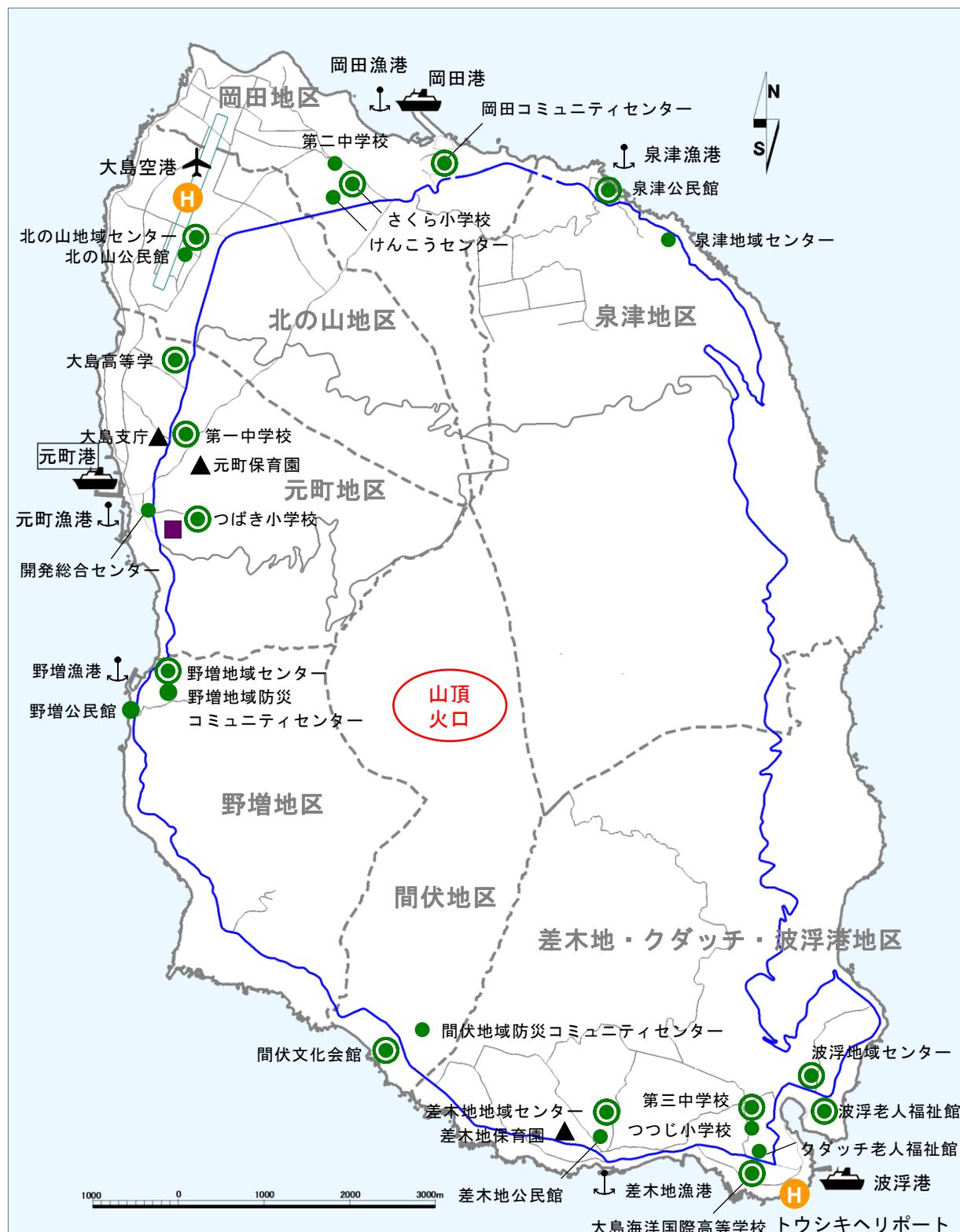
- ・バス17台の利用
- ・時速30kmで走行
- ・乗降にかかる時間は各5分
- ・大島一周道路の島東部側は利用しない。
- ・避難港近くの避難場所からは徒歩で移動

■ 留意事項

- 避難する前に大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合は、堅牢な建物等への緊急的な避難が必要である。
- 避難する途中で大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生する可能性がある。そのため、事前に、避難経路周辺の堅牢な建物等、緊急的に避難する場所を把握しておく必要がある。
- 火山現象（火山灰、降灰後土石流、火山性地震など）による道路被害等により、車両が通行不能になる可能性がある。そのため、事前に、道路の被害状況の収集および避難誘導者への避難方向の伝達のための手段を確保しておく必要がある。
- 大規模な噴火（居住地域へ多量の噴石や火山灰を降下させるような噴火）が発生した場合、通常の通信手段が利用できなくなる可能性がある。そのため、事前に、複数の連絡手段の確保等の対応策を検討しておく必要がある。
- 地区内に孤立した場合は、地区内の港からの船舶による避難、または救助までの間、堅牢な建物への避難（地区内待機）が必要である。

噴火警戒レベル5（山頂噴火・山腹噴火）

■避難に関する施設の位置図



大島一周道路	避難場所	空港	避難港
その他の道路	避難所	ヘリポート	□枠で囲った施設は大型船舶の接岸が可能
地区境界	▲ 避難所以外の堅牢な建物	● バス車庫	

第6章 島外関係機関の対応（島外避難）

1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）

■各機関の対応

実施項目		町	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	社会福祉施設等	医療機関等	受入側区市町村等
島外避難の準備		□島外避難の決定	●													
		□島外避難の決定の報告	●	▲	▲											
		□島外への移送の要請	●		●											
		□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲											
		□島外への移送の協議	●		●											
		□避難先の決定			●			▲						▲	▲	▲
		□島外への移送手段の確保		●	●	●			▲*	▲	▲	▲				
		□受入港・空港・ヘリポート等の調整		▲	▲	●										
		□受入港等から避難先への移送手段の確保		●	●	●	▲		▲*				▲			
島外への移送		□船舶による移送	▲		●					●	●	●				
		□航空機による移送			●				▲*	●	●					
受入港から避難先までの移送		□受入港等から避難先への誘導			●			▲								
		□バス等による移送			●			▲	▲	▲*			▲			▲
		□受入態勢の整備			●								●	●	●	
		□避難状況の確認	●		●											

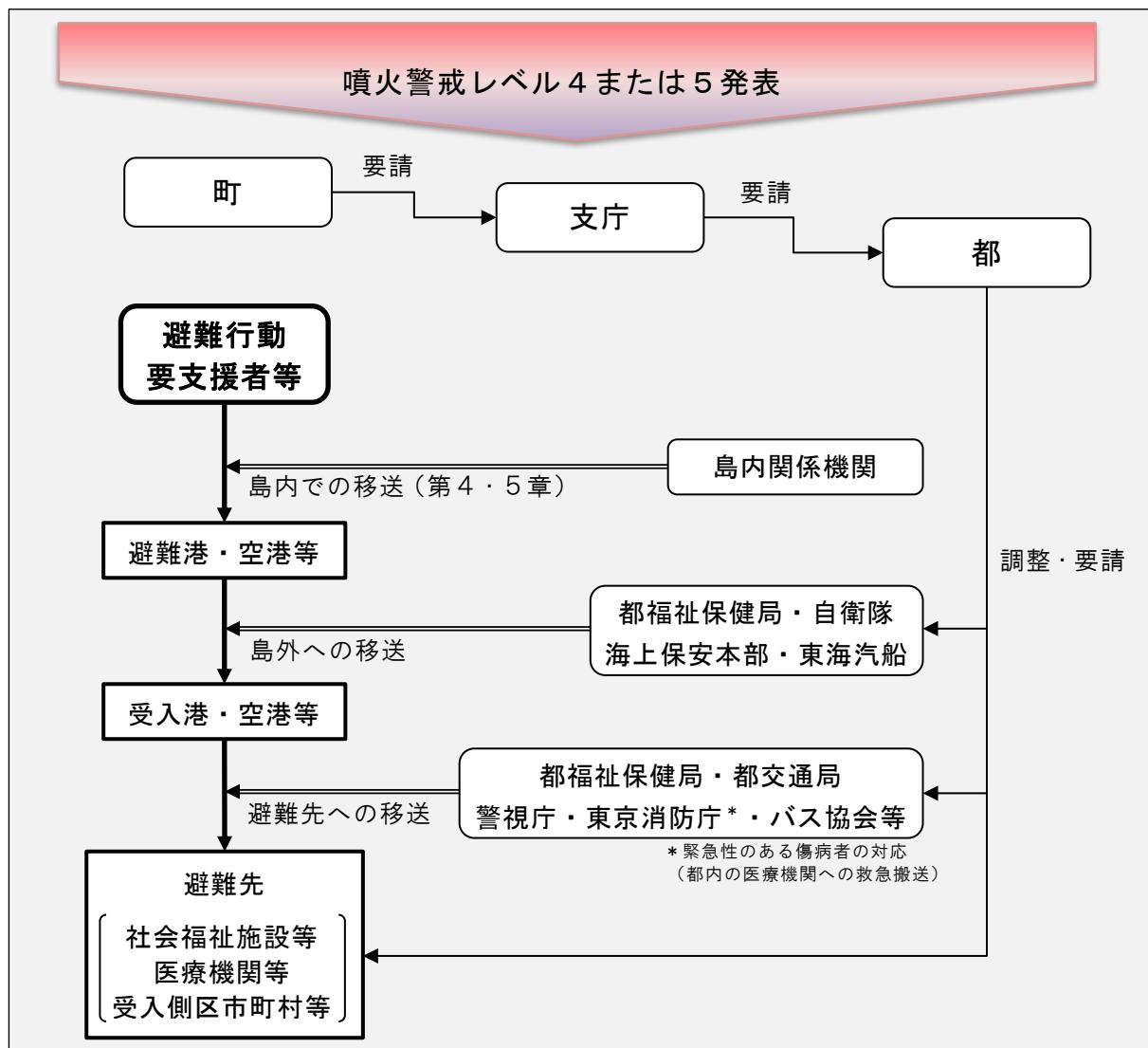
●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関
②主体となる機関に協力を行う機関

*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）

※避難行動要支援者の島外避難における島内での対応は、第3章～第5章を参照のこと。

■ フロー図



2 一般住民（噴火警戒レベル5）

■各機関の対応

実施項目		町	都 總務局	都 福祉 保健 局	都 財務 局	都 港湾 局	都 交通 局	警 視 庁	東 京 消 防 庁	自 衛 隊	海 上 保 安 本 部	東 海 汽 船	バ ス 協 会 等	受 入 側 区 市 町 村 等
島外避難 の準備	□島外避難の決定	●												
	□島外避難の決定の報告	●	▲											
	□島外への移送の要請	●	●											
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲										
	□避難先の決定		●	●				▲						▲
	□島外への移送手段の確保		●	●		●				▲	▲	▲	▲	
	□受入港の調整		▲	▲		●								
	□受入港から避難先への移送手段の確保			●	●		▲	▲*					▲	
	□近隣県との調整		●											
島外への 移送	□船舶による移送	▲		●						●	●	●		
	□避難先別の避難者振り分け	●		●										▲
	□受入港での誘導			●			▲							
受入港 から 避難先 までの 移送	□受入港から避難先への誘導			●				▲						
	□バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲	▲
	□受入態勢の整備			●										●
	□避難完了の確認	●		●										●

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関

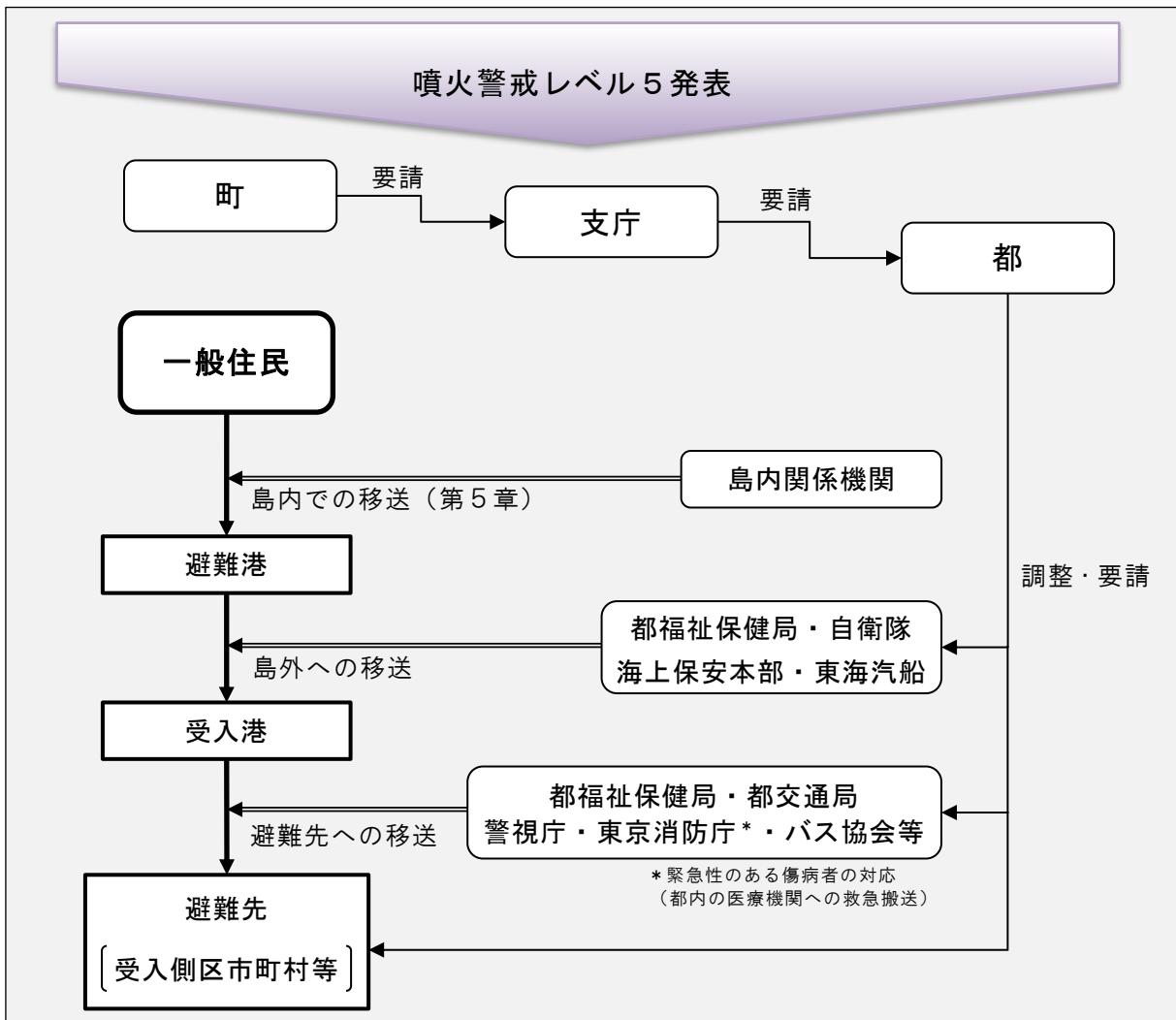
②主体となる機関に協力を行う機関

*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）

※島外避難の準備は噴火警戒レベル4から実施することもある。

※一般住民の島外避難における島内での対応は、第4章・第5章を参照のこと。

■ フロー図



【附屬資料】

資料第1 火山観測体制

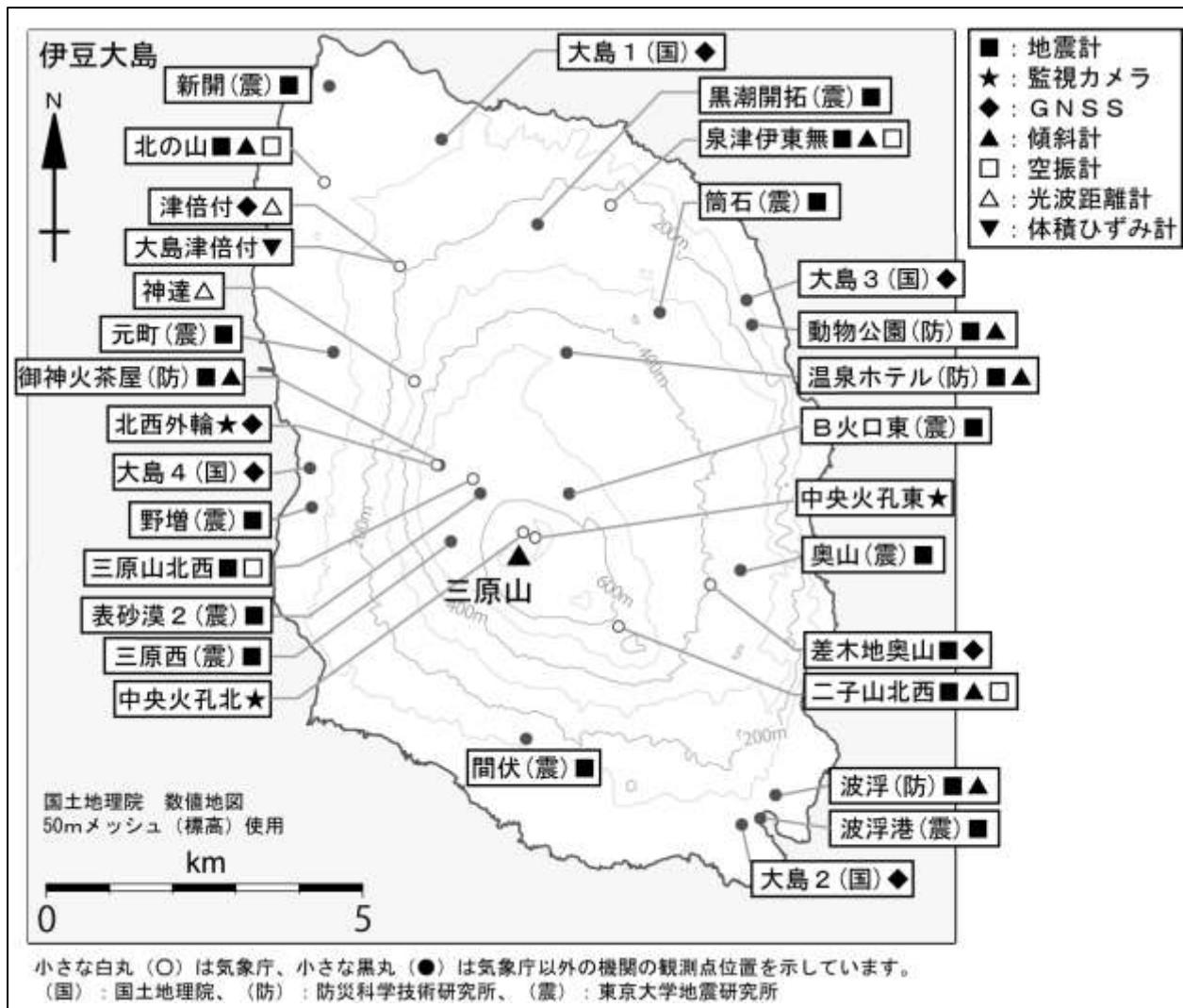


図 観測点配置図 (気象庁, 令和2年1月現在)

表 機関別観測機器内訳 (令和2年1月現在)

気象庁	国土地理院	防災科学技術研究所	東京大学地震研究所
・ 地震計	5	・ GNSS	4
・ 傾斜計	3		・ 地震計 4
・ GNSS	3		・ 傾斜計 4
・ 空振計	4		
・ 監視カメラ	3		
・ 光波距離計	2		
・ 体積ひずみ計	1		

資料第2 島内の防災関連施設等

1 避難場所

図示番号	地区	施設名	所在地	空地面積(m ²)	収容人数(人)
2	泉津	泉津公民館広場	泉津字川之原	1,000	1,000
3	岡田	岡田コミュニティセンター	岡田字助田	1,517	1,517
4	泉津・岡田	さくら小学校グラウンド	岡田字長坂	10,504	10,504
7	北の山	北の山地域センターグラウンド (旧北の山小学校)	元町字佐吾右エ門 野地	11,848	11,848
9	元町	つばき小学校グラウンド	元町字家の上	14,005	14,005
10		第一中学校グラウンド	元町字小清水	11,742	11,742
11		大島高等学校グラウンド	元町字八重の水	17,000	17,000
13	野増	野増地域センターグラウンド (旧野増小学校)	野増字大宮	9,062	9,062
16		間伏文化会館広場	野増字間伏	1,016	1,016
18	差木地	差木地地域センターグラウンド (旧差木地小学校)	差木地 1	19,599	19,599
20	クダッチ	第三中学校グラウンド	差木地字クダッチ	10,966	10,966
22		大島海洋国際高等学校グラウンド	差木地字下原	14,527	14,527
24	波浮港	波浮地域センターグラウンド (旧波浮小学校)	波浮港 17	10,238	10,238
25		波浮港老人福祉館広場	波浮港 6	858	858

平成29年4月1日現在

※図示番号は「図 防災関連施設等の位置」(附-6)における番号を示す。

※収容人員は1m²で1人として算出

2 避難所

図示番号	地区	施設名	所在地	収容人数(人)
1	泉津	泉津地域センタ一体育館 (旧泉津小学校)	泉津字不重	473
2		泉津公民館	泉津字川之原	141
3	岡田	岡田コミュニティセンター	岡田字助田	329
4		さくら小学校体育館	岡田字長坂	515
5		第二中学校体育館		406
6		けんこうセンター	岡田沢立	137
7	北の山	北の山地域センタ一体育館 (旧北の山小学校)	元町字佐吾右衛門野地	304
8		北の山公民館		273
9	元町	つばき小学校体育館	元町字家の上	521
10		第一中学校体育館	元町字小清水	624
11		大島高等学校	元町字八重の水	1,971
12		開発総合センター	元町 1-1-14	469
13	野増	野増地域センタ一体育館 (旧野増小学校)	野増字大宮	459
14		野増公民館	野増 5	271
15		野増地域防災コミュニティセンター	野増 14	196
16		間伏文化会館	野増字間伏	146
17		間伏地域防災コミュニティセンター	野増字間伏フツコミ	96
18	差木地	差木地地域センタ一体育館 (旧差木地小学校)	差木地 1	459
19		差木地公民館		351
20	クダッチ	第三中学校体育館	差木地字沖の根	518
21		つつじ小学校多目的室		160
22		大島海洋国際高等学校	差木地字下原	1,163
23		クダッチ老人福祉館		231
24	波浮港	波浮地域センタ一体育館 (旧波浮小学校)	波浮港 17	459
25		波浮港老人福祉館	波浮港 6	244

平成29年4月1日現在

※図示番号は「図 防災関連施設等の位置」(附-6)における番号を示す。

※収容人員は3.3m²で2人として算出

3 退避壕・退避舎

図示番号	設置場所	設置数	施設規模
1	大島温泉ホテル	1 基	60m ²
2	筆島見晴台	1 基	60m ²
3	裏砂漠入口都道付近	1 基	15m ²
4	三原山頂遊歩道沿い	6 基	10m ²
5	割れ目噴火口跡地	1 基	10m ²
6	差木地地区内	3 基	10m ²
7	大島町陸上競技場入口	1 基	10m ²
8	三原山頂展望避難休憩舎	1 施設	130m ²

平成29年4月1日現在

※図示番号は「図 防災関連施設等の位置」(附-6)における番号を示す。

4 港・空港等

(1) 港

ア 港湾（避難港）

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
元町港	岸壁	-7.5	300	5,000 t 級
	岸壁	-6.0	160	500 t 級
	物揚場	-3.0	50	小型船
岡田港	岸壁	-7.5	150	5,000 t 級
	岸壁	-6.5	125	4,000 t 級
	岸壁	-5.0	110	500 t 級
	岸壁	-4.5	45	500 t 級
波浮港	岸壁	-6.5	135	4,000 t 級
	物揚場	-3.0	757	小型船

平成29年4月1日現在

イ 漁港

港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
泉津漁港	岸壁	-3.0	90	小型船
差木地漁港	岸壁	-3.0	111	小型船
野増漁港	岸壁	-3.0	140	小型船
元町漁港	岸壁	-3.0	187	小型船
岡田漁港	岸壁	-3.0	284	小型船

平成29年4月1日現在

(2) 空港・ヘリポート

ア 大島空港

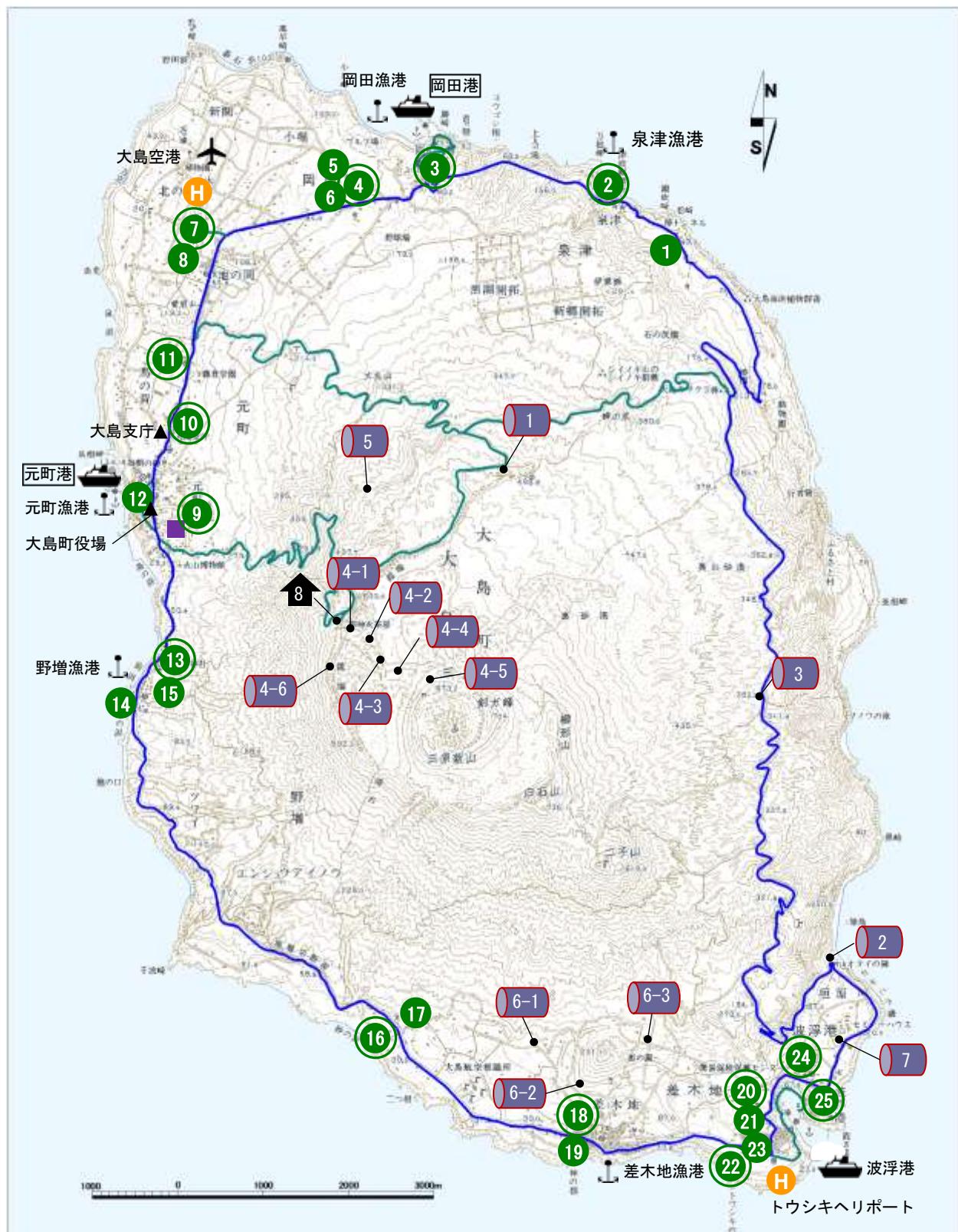
基本施設	附帯施設
空港敷地面積62ha 滑走路1,800m×45m 駐機場13スポット	ターミナルビル 駐車場（233台） [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施設、航空灯火施設、航空標識、 自家用発電施設、消防車、医療用資器材

平成29年4月1日現在

イ トウシキヘリポート

住所	面積	避難場所指定	管理者
差木地字下原	5,000m ²	指定無し	大島町

平成29年4月1日現在



大島一周道路	避難場所	港湾	※□枠で囲った施設は
その他の道路	避難所	漁港	大型船舶の接岸が可能
▲ 町役場・支庁	退避壕	↑ 退避舎	H ヘリポート
			■ バス車庫

図 防災関連施設等の位置



図 道路網

資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深	対象船舶	バース	
	(m)	(DWT)	数	延長(m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～	9	1,600
	-10.0	15,000		
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5	6,000	4	876
	～-8.5	～16,000 GT		
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

令和元年12月現在

資料第4 移送手段

1 バス（大島旅客自動車）

番号	車名	年式	乗合・貸切	定員(人)
1	三菱	平成7年1月	乗合	56
2	日産ディーゼル	平成8年8月	乗合	42
3	三菱	平成9年2月	乗合	80
4	三菱	平成9年3月	乗合	62
5	三菱	平成10年3月	乗合	62
6	三菱	平成12年6月	乗合	56
7	三菱	平成12年6月	乗合	56
8	三菱	平成12年8月	乗合	56
9	日野	平成16年8月	乗合	76
10	日野(ポンチョ)	平成26年12月	乗合	32
11	日野	平成28年1月	乗合	61
12	日野	平成29年12月	乗合	57
13	日野	平成29年12月	乗合	57
14	日野	平成30年12月	乗合	57
15	日野	平成31年12月	乗合	76
16	三菱	平成6年7月	貸切	57
17	三菱	平成8年4月	貸切	57
18	三菱	平成7年4月	貸切	55
19	日野	平成15年7月	貸切	62
20	日野	平成28年12月	貸切	60
合計				1,177

令和2年2月現在

2 船舶

(1) 東海汽船

ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	航行区域	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	さるびあ丸	約6,200	限定沿海 限定近海 近海	118	5.4	1,343 693 284	○
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド愛	279.56	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド結	176	限定沿海	27.43	1.56	241	○
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド 大漁	165	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド友	164	限定沿海	27.43	1.53	255	

令和2年9月現在

イ 運航基準

(ア) 貨客船

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	5 m	5 m	5 m	4 m

令和元年12月現在

(イ) 旅客船 (ジェット船)

就航船舶	航路	基準航行中止					
		減速・基準航路 変更等		反転・避泊・入港地 変更		当直体制の 強化	目的地航行 継続中止
		風速	波高	風速	波高	視程	視程
セブンアイランド愛 セブンアイランド結 セブンアイランド大漁 セブンアイランド友	東京/ 大島/ 神津島	15m/s	2.5m 以上	18m/s	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下
							1,000m 以下

令和2年9月現在

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0
		ゆりかぜ	23	20	4.3
		はやかぜ			
		ゆめかぜ			
		いそぎく	26	20	4.5
		やまぶき			
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0
		おおすみ	3,100	105	15.0
	巡視船	いづ	1,500	110	15.0
		ぶこう	1500	96	11.5
		ひりゆう	280	35	12.2
	巡 視 艇	はまなみ	110	35	6.3
		はまぐも			
		いそづき	64	27	5.6
		きりかぜ	23	20	4.3
		はまかぜ			
		のげかぜ	26	20	4.5
		やまゆり			
		しおかぜ	23	20	4.3
		たまかぜ	26	20	4.5
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡 視 船	しきね	1300	89	11.0
		かの	335	56	8.5
	巡 視 艇	いづなみ	100	32	6.5

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部

(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

☎045-211-1118 (代表)

☎045-211-0774 (運用司令センター)

(3) 海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いづも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	はたかぜ	4,600	150.0	16.4	4.8
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
	あまぎり				
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
碎氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

3 航空機

(1) 東京消防庁

機体名 項目		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式／ エア・スリコプター式 EC225LP型	アグ・スタウエストラント式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか:13席)
	エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プロトアンド ホイットニーカナダ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
	使用燃料	航空用ジェットA-1				
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイスト装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg		2,200kg	1,600kg

令和元年12月現在

(2) 警視庁

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら											
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号										
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h		未定	272 km/h										
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10		4:30	5:10	3:30			4:00											
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg		1642 kg	2132 kg	1801 kg	1815 kg	4218 kg												
座席数	8席	8 席		1 4 席		1 7 席	1 4 席		1 3 席				2 1 席											
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）																							
使用燃料	航空用ジェットA-1																							
耐風性	15.3 m/s	15.3 m/s		18 m/s	23 m/s		18 m/s	23 m/s	18 m/s	18 m/s		未定	18 m/s											
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上																							
最低雲高	300m以上																							
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能																							
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能																							
テレビカメラ搭載装置	○				—		○	—		—														
救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg																				
吊下装置（カーボグック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—		—				3600kg										
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—		1人	—		—				3人										
投光機（サーチライト）	○	○										未定	○											
拡声器（スピーカー）	○	○					—		—				○											
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○	—	○	—		—														
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15°Cを基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。																							

令和元年12月現在

(3) 第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC 225 LP型 (スーパーピューマ 225)
巡視船「あきつしま」搭載機		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー 76D)

イ 性能

区 分		巡航速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料
			人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)	
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー 76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1

※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。

※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。

※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。

※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機種	性能					飛行制限		装備部隊
	巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m	
回転翼機 (ヘリコプター)	UH 1 H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	J P - 4	5.0 VMC基準	陸上自衛隊
	UH 1 J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	"	"	"
	C H 4 7 J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	"	"	"
	C H 4 7 J A (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	"	"	"
	C H - 4 7 (大型)	270	2.0km	48	100×100	J P - 4 A	"	"
	C H 4 7 J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	"	"	"
	UH-60 J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	"	"	航空自衛隊

令和2年1月現在

資料第5 関係機関連絡先

1 官公署

名称	所在地	電話
大島町役場	元町 1-1-14	2-1441
泉津出張所	泉津字川之原 15	2-8523
岡田出張所	岡田字助田 64-1	2-8121
北の山出張所	元町字佐吾右衛門野地 7-4	2-3525
野増出張所	野増字大宮	2-2378
差木地出張所	差木地字カミワケ 179	4-0441
波浮港出張所	波浮港 6	4-0444
大島町消防本部	元町北の山 270-2	2-0119
東京都大島支庁	元町字オンドシ 222-1	2-4411
大島港湾空港管理事務所	元町字北の山 270	2-1400
教育庁大島出張所	元町字オンドシ 222-1	2-4451
島しょ保健所大島出張所	元町字馬の背 275-4	2-1436
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根 4222-1	04996-2-0808
大島警察署	元町 1-15-16	2-0110
気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所	元町 1-1-14	2-1166
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	元町字家の上 445-9	2-7115

平成29年4月1日現在

2 医療機関

名称	所在地	電話番号
大島医療センター	元町 3-2-9	2-2345
南部診療所	差木地字クダッチ	4-0388

平成29年4月1日現在

3 学校等

(1) 保育園等

名称	所在地	電話番号
元町保育園	元町字長沢 344-1	2-3213
北ノ山保育園	元町字地の岡 65-10	2-2382
岡田保育園	岡田字小堀 73-1	2-8151
みんなの福祉センター	差木地 2	4-0408
波浮保育園	波浮港 17	4-1561
子ども家庭支援センター	野増字大宮	2-2381

平成29年4月1日現在

(2) 小中学校

名称	所在地	電話番号
つばき小学校	元町字家の上	2-2350
さくら小学校	岡田字長坂113	2-8021
つつじ小学校	差木地字沖の根	4-0184
第一中学校	元町字小清水	2-2366
第二中学校	岡田字長坂113	2-8033
第三中学校	差木地字沖の根	4-0183

平成29年4月1日現在

(3) 高等学校

名称	所在地	電話番号
都立大島高等学校	元町字八重の水127	2-1431
都立大島海洋国際高等学校	差木地字下原	4-0385

平成29年4月1日現在

4 社会福祉施設

種別	名称	所在地	電話番号
特別養護老人 ホーム	大島老人ホーム	元町字地の岡 45-1	2-2360
障害者支援施設	大島藤倉学園	元町字馬の背 128	2-2386
	大島恵の園	差木地 1	4-1611
	第2大島恵の園	差木地 1	4-1865
障害者グループホ ーム	あしたば寮	差木地字クダッチ	4-0980
	柘植寮	差木地 1	4-1755
	ニュースの家	元町字八重の水 244-2	2-4353
	ニュースの家 2	元町字八重の水 244-2	2-4353
高齢者グループホ ーム	グループホーム あすなろ	野増王若 408-14	2-7160

平成29年4月1日現在

5 その他

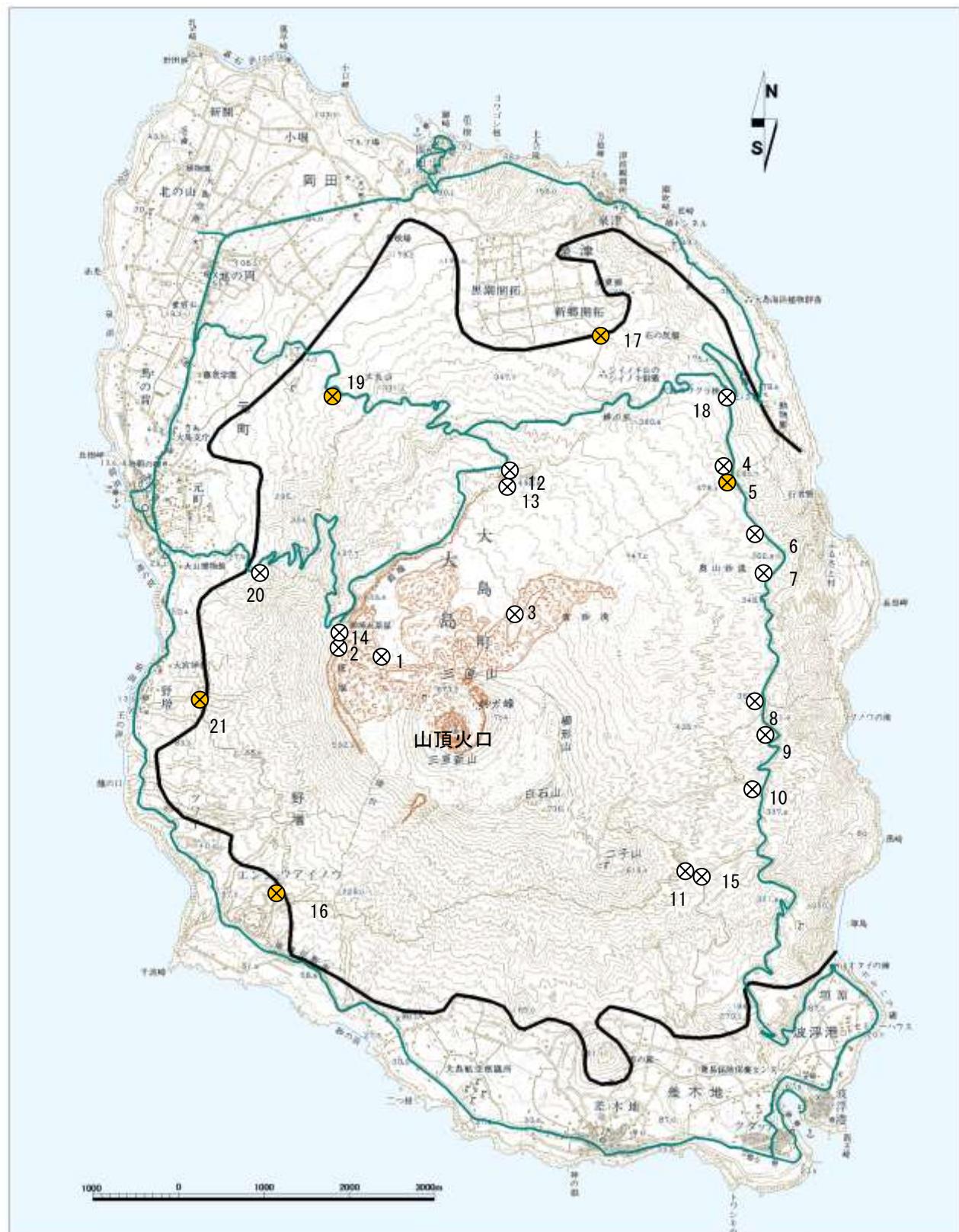
名称	所在地	電話番号
大島観光協会	元町 1-3-3	2-2177
東海汽船（大島マリンサービス株式会社）	元町 1-18-3	2-2311
大島旅客自動車株式会社	元町 1-9-6	2-1822
東京電力パワーグリッド株式会社 大島事務所	元町 2-20-24	2-2341
N T T 伊豆大島サービスセンタ	元町 1-12-5	2-1985
大島温泉ホテル（東汽観光株式会社）	泉津字木積場 3-5	2-1673
元町漁業協同組合	元町 2-5-7	2-1157
伊豆大島漁業協同組合	波浮港 1	4-0007

平成29年4月1日現在

資料第6 立入規制箇所・表示板設置予定箇所

1 立入規制箇所

No	立入規制箇所	実施機関	立入規制実施を実施する 噴火警戒レベル			
			1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	カルデラ内遊歩道安永溶岩手前避難壕付近	町	●	●		
2	カルデラ内遊歩道(表砂漠遊歩道線)鏡端側への 進入路入口	町	●	●		
3	カルデラ内遊歩道(木積場火口遊歩道線)B火口 手前直線終点	町	●	●		
4	都道から裏砂漠への進入路 (都道大島循環線)	町		●	●	●
5	都道から裏砂漠への進入路 (テキサスコース)	支庁		●	●	●
6	都道から裏砂漠への進入路 (都道大島循環線)	町		●	●	●
7	都道から裏砂漠への進入路 (都道大島循環線)	町		●	●	●
8	都道から裏砂漠への進入路 (都道大島循環線)	町		●	●	●
9	都道から裏砂漠への進入路 (都道大島循環線)	町		●	●	●
10	月と砂漠ライン入り口 (都道大島循環線)	町		●	●	●
11	南部三原山線 (間伏林道入り口)	町		●		
12	木積場火口遊歩道線(大島温泉ホテル駐車場)	町		●	●	
13	木積場火口遊歩道線(都道大島公園線 (三原山登 山道路))	町		●	●	
14	山頂口展望台付近	町			●	
15	奥山線・南部三原山線接続付近	町			●	●
16	間伏林道始点付近 (エンシュウアイノウ)	支庁			●	●
17	泉津線林道(伊東無2号線接続付近)	支庁				●
18	泉津湯場線(都道大島循環線接続付近)	町				●
19	都道大島公園線(三原山登山道路・椿の森公園付 近)	支庁				●
20	御神火スカイライン(神達配水池付近)	町				●
21	元町線林道(大宮沢導流堤付近)	支庁				●

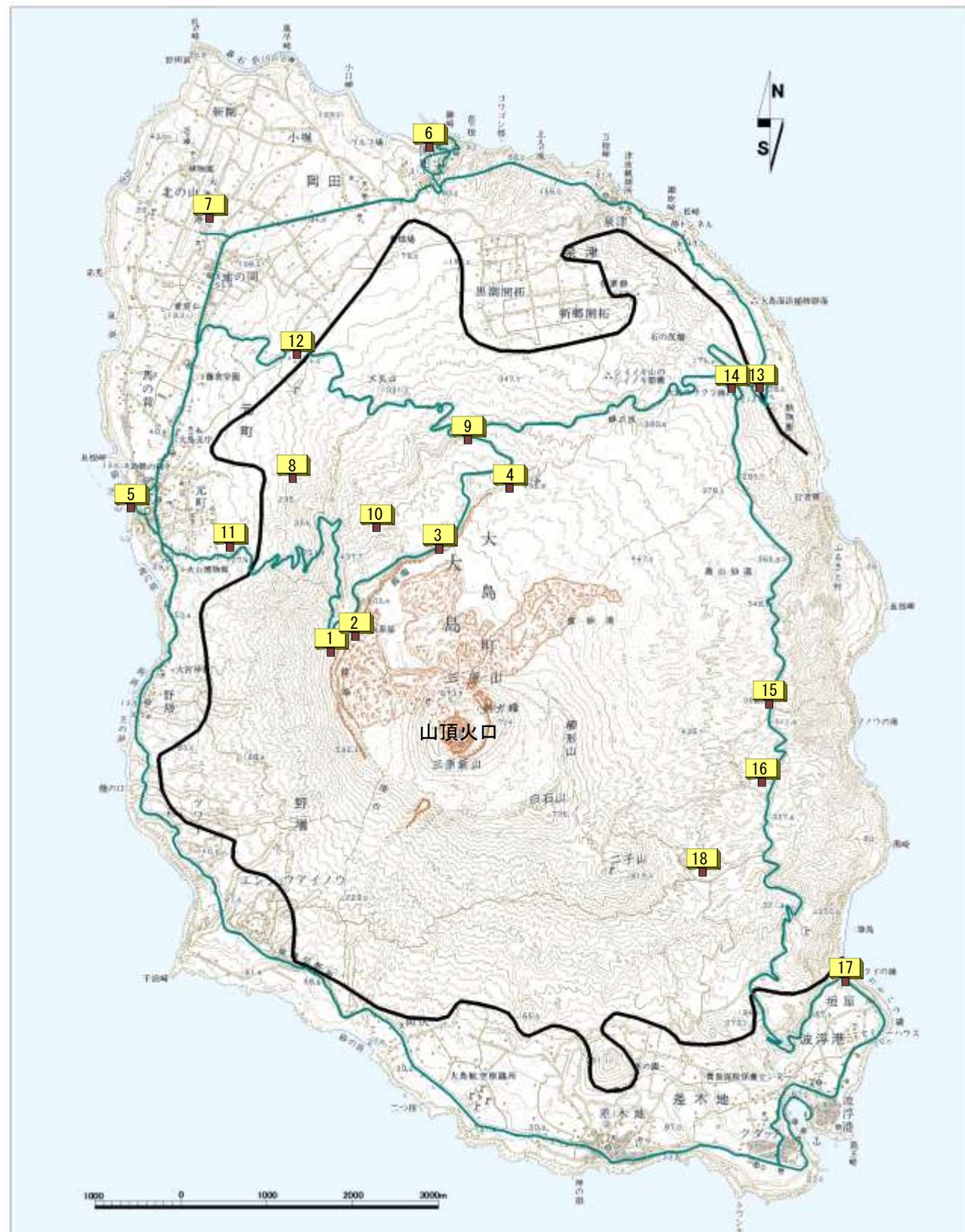


⊗ 規制箇所（町） ◎ 規制箇所（支庁） ————— 居住地域の境界

図 立入規制箇所

2 表示板設置予定箇所

No	表示板（警戒看板）設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3 ①	3 ②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所		●	●	●
6	岡田港船客待合所		●	●	●
7	大島空港		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
9	湯場三叉路付近			●	
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)		●	●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近		●	●	●
17	筆島展望広場付近			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●



■ 表示板設置予定箇所 ————— 居住地域の境界

図 表示板設置予定箇所

資料第7 広報文例・表示板等例

1 広報文例

(1) 立入規制

- ・こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う立入規制についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[規制区域の範囲]への立入を禁止します。[対象者]は、直ちに規制範囲から退避してください。
- ・規制区域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・This is an announcement from the Oshima Town Office.
- ・We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- ・A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [] to [].
- ・For this reason, entry to the [restricted area] is prohibited.
- ・People in the restricted area must evacuate immediately.
- ・Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(2) 警戒区域

- ・こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う警戒区域の設定についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[警戒区域の範囲]に警戒区域を設定しました。警戒区域内の皆さんには、直ちに区域外に退避してください。
- ・警戒区域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・This is an announcement from the Oshima Town Office.
- ・We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- ・A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [] to [].
- ・For this reason, we have designated [restricted area] as an evacuation zone.
- ・People in the evacuation zone must evacuate immediately.
- ・Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(3) 避難準備・高齢者等避難開始

- ・こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
[対象範囲]の住民の皆さんには、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。
- ・避難行動要支援者の皆さんは、[避難所名]に避難を開始してください。
- ・来島者の皆さんには、島外への退避をお願いします。
- ・避難の準備として、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。
- ・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。
- ・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・This is an announcement from the Oshima Town Office.
- ・We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [] so, the Town Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.
- ・Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.
- ・For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].
- ・Visitors should evacuate from Oshima Island.
- ・As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.
- ・For evacuation supporters, please start supporting evacuation.
- ・Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(4) 島内避難

- ・こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、[対象範囲]に[避難勧告/指示]を発令しました。
- ・[対象範囲]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒步で[避難場所の名称]に避難してください。
- ・[避難場所の名称]から、バスで[避難先]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。
- ・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。

- ・This is an announcement from the Oshima Town Office.
- ・We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so Town Office issued “evacuation recommendation/order” to [target area].
- ・Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.
- ・We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Oshima Town bus.
- ・It is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.
- ・Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.

(5) 島外避難

- ・こちらは防災おおしまです。
- ・町役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。
- ・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[]から[]に引き上げられました。
- ・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。
- ・住民の皆さんには、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[地区名と避難場所名]に避難してください。
- ・バスで[避難港]に避難を行います。
- ・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。
- ・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。

- ・This is an announcement from the Oshima Town Office.
- ・We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.
- ・Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [] to [], so town office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.
- ・All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.
- ・We will evacuate to [evacuation port] by the Oshima Town bus.
- ・In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.
- ・When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.

2 表示板・規制看板例

(1) 表示板

【規制実施前】

立入禁止の例

噴火警報が発表された場合の対応について
Restrictions put into action when a volcanic alert issued
火山喷发警报发布时的应对方法
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

伊豆大島火山は現在も活火山です。今後火山現象が活発化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が発表された場合、皆さんの安全のために、【規制範囲（例：山頂火口から○km以内）】の立ち入りを禁止します。規制内容に従い、規制範囲内には絶対に立ち入らないでください。

Oshima-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

Follow the restriction instructions, and do not enter the restricted area.

大島伊豆现在仍然是一座活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2 级或更高)发布时此区域将被封锁。

请遵守规定，切勿踏入限制区域。

이즈 오시마 화산은 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발 것을 임의로 이즈 오시마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 2 이상)가 발표 된 경우 규제의 범위의 출입을 금지합니다.



○年○月 大島町

警戒区域設定の例

噴火警報が発表された場合の対応について

Restrictions put into action when a volcanic alert issued

火山噴发警報发布时的应对方法

분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

伊豆大島火山は現在も活火山です。今後火山現象が活発化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が発表された場合、危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、〔規制範囲（例：山頂火口から1km以内）〕を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Oshima-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

大島伊豆现在仍然是一座活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2 级或更高)发布时此区域将被封锁。请遵守规定，切勿踏入警戒区域。私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

이즈 오시마 화산은 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발 것을 임의로 이즈 오시마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 2 이상)가 발표 된 경우 규제의 범위의 출입을 금지합니다.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.



○年○月 大島町

【規制開始後】

立入禁止の例

[規制範囲（例：火口から〇km以内）] の立ち入りを禁止します。

Entry into the restricted area is prohibited.

限制区域，禁止入内

제한구역 내로의 출입을 금지합니다.

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。皆さんの安全のために、〔規制範囲（例：山頂火口から〇km以内）〕の立ち入りを禁止します。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Oshima-volcano.

Entry into the restricted area, within 〇km from the crater, is prohibited.

現在、日本気象庁发布了伊豆大島火山噴发警告（〇級）。

为了您的安全，切勿踏入限制区域（火山口方圆〇km）。

현재 이즈 오시마 화산 (분화구 〇 km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 〇)가 발표되었습니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.

〇年〇月 大島町



警戒区域設定の例

[規制範囲（火口から〇km以内）] の立ち入りを禁止します。

Entry into the restricted area is prohibited.

限制区域，禁止入内

제한구역 내로의 출입을 금지합니다.

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。

危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、〔規制範囲（例：山頂火口から〇km以内）〕を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Oshima-volcano.

Entry into the restricted area, within 〇km from the crater, is prohibited.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

現在、日本气象厅发布了伊豆大岛火山喷发警告（〇级）。

为了您的安全，切勿踏入警戒区域（火山口方圆〇km）。

私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

현재 이즈 오시마 화산 (분화구 〇 km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 〇)가 발표되었습니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에 (분화구에서 〇 km 이내)는 절대로 들어가지 마십시오.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.



〇年〇月 大島町

(2) 規制看板

通行（立入禁止）の例

これより先の通行を禁止します。

No Passage This Way.

前方禁止通行

여기부터의 통행을 금지합니다.

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。大きな噴石等による危険を防止するため、これより先の通行を禁止します。

また、〔警戒区域/立入禁止区域〕への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Oshima-volcano.

Note that, entry into the restricted area is prohibited.

现在、日本气象厅发布了伊豆大岛火山喷发警告（〇级）。

由于火山喷石等危险，前方禁止通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 이즈 오시마 화산 (분화구 ○ km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 ○)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행을 금지합니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.



〇年〇月 大島町

通行注意の例

これより先の通行に注意してください。

Pay attention to enter the area from here onwards.

前方謹慎通行

여기부터의 통행에 주의해 주십시오.

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。火山灰や小さな噴石などによる危険の可能性があるため、これより先の通行には十分注意してください。

また、〔警戒区域/立入禁止区域〕への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Oshima-volcano.

Note that, entry into the restricted area is prohibited.

現在、日本気象庁发布了伊豆大島火山噴发警告（○級）。

由于火山灰以及小型噴石等危险，前方请謹慎通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 이즈 오시마 화산 (분화구 ○ km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 ○)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행에주의하십시오.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지마십시오.



○年○月 大島町

資料第8 火山防災に関する情報

1 気象庁が発表する情報

(1) 噴火警報・予報

噴火警報・予報は、噴火災害軽減のため、全国の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき発表されている。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（または「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（または「噴火警報」）として発表され、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表される。

これらの噴火警報は、報道機関、都道府県などの関係機関に通知されるとともに直ちに住民等に周知される。噴火警報を解除する場合には、「噴火予報」が発表される。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置付けられている。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付して5段階に区分した指標である。火山防災協議会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は、入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。

種別	名 称	対象範囲	レベルとキーワード	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報 又は 噴火警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。	
	又は 噴火警報		レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報 又は 火口周辺警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険がある）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
	又は 火口周辺警報	火口周辺	レベル2 火口周辺 規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険がある）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山である ことに留意	火山活動は静か。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険がある）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

（出典：気象庁ホームページ）

(3) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早くお知らせし、直ちに身を守る行動を取っていただくための情報。以下の場合に発表する。

- ① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ② 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）
 - ③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※ 1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。
- ※ 2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。

＜噴火速報の情報の例＞

火山名 ○○山 噴火速報

令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表

＊＊（見出し）＊＊

<○○山で噴火が発生>

＊＊（本文）＊＊

○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

（4）降灰予報

降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、火山活動が活発化した場合に定期的に発表される「降灰予報（定時）」、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域も含め降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表される「降灰予報（詳細）」の3種類が発表される。

《情報発表の流れ》

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

② 降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。

- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・事前計算された降灰予報結果※から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表される。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。
※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わない。そこであらかじめ、噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表される。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供される。

《降灰量階級表》

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現したもの。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」および「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」および「とるべき対応行動」が示されている。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路		
		路面	視界				
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下および給水停止のおそれがある。	
やや多量	0.1mm≤ 厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）。	稻などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。	
少量	0.1mm未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。 目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可	

(出典：気象庁ホームページ)

(5) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる。

火山ガス予報には、3時間ごとの火山ガスの濃度が高くなる可能性のある地区や風の予報、対象となる市町村、防災上の留意事項等が記載されている。

(6) その他の情報等

情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報 (防災編)	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する 火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。
火山現象に関する海上警報	<p>火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。</p> <p>緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。</p>
航空路火山灰情報	<p>航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。</p> <p>火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。</p> <p>このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。</p>

2 国土交通省が発表する情報

(1) 土砂災害緊急情報

噴火によって山腹斜面に火山灰や火碎流堆積物が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。

土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。

市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従つて規制された範囲から避難する必要がある。

3 市町村等が発表する情報

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持ち出し品などを用意するなど、避難準備を行う。

要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）

避難勧告および避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。

避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。

資料第9 火山用語

【あ】

安山岩

浅間山、桜島など日本の火山の大部分を構成する火山岩であり、玄武岩とデイサイトとの中間的な組成をもつ。安山岩質のマグマは玄武岩質マグマに比べて二酸化珪素 (SiO_2) を多く含み、粘性が高いため、爆発的な噴火を発生させることが多い。

【か】

火映

火山ガスが燃焼したり、高温の溶岩などが存在している場合に、火口内の赤熱状態が噴煙や雲に反射して明るく見える現象

火碎サージ

重力の作用により生じる、火山斜面などに沿う高速の希薄な流れで、固体物としては火山灰などの細粒物が主体。高温の砂嵐のような現象であるが、火碎流に比べて見掛けの密度が小さく、停止後の堆積物の厚さは非常に薄い。火碎流の前面や側面から発生することもある。構造物を破壊するほどの威力があり、特に高温の場合は火災を引き起こすこともある。また、マグマ水蒸気噴火や水蒸気噴火などに伴って、垂直に上昇する噴煙柱の基部から、火碎サージが地表や海面に沿って高速で環状に広がることがある。このような環状に広がる火碎サージを、特に「ベースサージ」と呼ぶことがある。低温で湿っていることが多く、浅い水底での噴火や地下水の豊富な陸上の噴火などで発生することがある。

火碎物（火山碎屑物）

火口から放出される固体または半固体の岩石の破片の総称。直径64mm以上は「火山岩塊」、2～64mmは「火山礫」、2mm以下は「火山灰」に分類される。

火碎流

岩片と火山ガスなどが一体となって、高速で山体を流下する現象。大規模な場合は地形の起伏にとかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きな極めて恐ろしい火山現象である。

火山ガス

マグマ中の揮発成分起源の気体のことで、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから噴出する。成分は、大部分が水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを含んでいる。これらを吸い込むと、死に至ることもある。火山ガスは空気より重いため、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。

火山岩

マグマが、地表あるいは地表近くで、比較的急速に冷却固結した岩石。一般に、斑晶（比較的粗粒の造岩鉱物）と、その素地となる石基（細かい結晶および火山ガラス）からなる岩石。火山岩は、その化学組成によって、玄武岩、安山岩、デイサイト、流紋岩などに区分される。

火山性微動

火山活動に起因して発生する連續した振動で、振幅や周期が比較的一定のものとそれらの変化が大きいものがある。継続時間も極めて短いものから、常時発生しているものまである。一般に玄武岩質火山で観測されることが多く、安山岩質火山でも観測されることがある。マグマや火山ガスの運動や移動にともなう場合や噴火時に火山灰などの噴出活動と連動して発生する場合などがある。噴火の前駆現象として認められることも多いが、噴火に確実につながる現象ではないことに注意が必要である。

火山弾

特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮状火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。

火山地質図

火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。

火山灰

火碎物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。

火山噴火予知連絡会

火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。

活火山

「概ね過去1万年以内に噴火した火山」および「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。

日本では現在111の火山が活火山に認定されている。

カルデラ

火山地域に見られる大きな円形またはそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火碎物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火碎物（火碎流堆積物）の台地を形成しているものが多い。

岩脈

鉛直に近い板状の貫入岩体

空振

噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。

玄武岩

火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO₂）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むもののこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低いため（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。

降下火碎物

火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火碎物のこと。上空に噴き上げられた火碎物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。

降灰

火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。

【さ】

山体崩壊

山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。1888年磐梯山や1980年アメリカのセントヘレンズ火山で大規模な山体崩壊が発生した。

水蒸気噴火

地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。

スコリア

火碎物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。

ストロンボリ式噴火

比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。地中海に浮かぶストロンボリ火山の噴火様式に由来する。

スパー

火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。

成層火山

中心火口から噴出した火碎物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。

側火山

成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。

【た】

タフリング（マール、凝灰岩リング）

マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。

水蒸気噴火又はマグマ水蒸気噴火によって形成された円形の火口。高さの低く扁平なものをタフリング、高さが高く急峻なものをタフコーンと呼ぶ。

地殻変動

地殻が隆起、沈降、傾斜、伸縮などの変動を起こすこと。例えば、広範囲に隆起沈降が認められた例が多い。また、火山活動に伴い、異常な地殻変動が観測されることも多い。

地磁気

磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600°C位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の値が変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。

泥流

「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。

テフラ

火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山碎屑物の総称。

土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラハール」と呼ぶことが多くなった。

【は】

プリニー式噴火

大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。西暦79年、イタリアのベスピオ火山が大噴火したとき、救済のために活躍した博物学者プリニウスの名に由来する。

プレートテクトニクス

地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の自身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え方全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。

噴煙

火山ガス、火山灰および小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。

噴火

火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象

噴気

火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、またはその噴出している状態

噴出率（噴出レート）

単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。

噴石（大きな噴石・小さな噴石）

気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下があるので、風下側では遠方でも注意が必要である。

噴石丘

「火碎丘」にほぼ同じ。「火碎丘」を参照のこと。

放射性炭素年代

生物遺体中の放射性炭素¹⁴C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。

【ま】

マール

「タフリング、タフコーン」を参照のこと。

マグマ

地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。

マグマ貫入

マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。

マグマ水蒸気噴火

高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に大量の水蒸気を発生させマグマとともに噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。

マグマ溜り

火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。

マグマ噴火

マグマそのものが噴出する噴火。

鳴動

火口またはその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。

【や】

溶岩

マグマが地表に噴出し流れ出した流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れることを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。

溶岩噴泉

粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。

【わ】

割れ目噴火

地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。1986年11月、伊豆大島火山のカルデラ床や外輪山斜面で発生した。

(参考)

- ・火山防災マップ作成指針（内閣府等、平成25年3月）
- ・火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁、平成4年）
- ・火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）
- ・地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省、平成23年度年次報告）
- ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議、平成2年5月）
- ・東京都地域防災計画、火山編（東京都防災会議、平成21年修正）
- ・地学事典、新版（地学団体研究会編、平成8年10月、平凡社）